# 中津川市の環境

令和3年度版 (令和2年度実績)



中津川市

# 目 次

第1章 中津川市の概況	
第1節 中津川市の概況	
1. 市の位置と地勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 市内の気象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3. 人口・世帯数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第2章 中津川市の環境の現状	
第1節 中津川市の環境の現状	
1. 大気環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2. 水環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
3. 騒 音・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 5
4. 振 動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 1
5. 悪 臭・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 3
6. 公害苦情・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 4
7. リサイクルと廃棄物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 5
第3章 第三次中津川市環境基本計画	
第1節 第三次中津川市環境基本計画	
1. 環境基本計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 3
2. 計画の将来像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 3
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 3
第2節 計画の施策体系	
1. 環境施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 4
2. 環境施策の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 6
I. 自然共生地域づくり(中津川市生物多様性地域戦略)・・・・・・・	4 6
Ⅱ. 循環型地域づくり (一般廃棄物処理基本計画より引用)・・・・・・	5 5
Ⅲ. 低炭素地域づくり(中津川市地球温暖化対策実行計画)・・・・・・	6 1
IV. 安全安心な環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 0
V. 環境保全に向けた人づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 5

# ≪資料編≫

1	. 中津川市環境基本条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 1
2	. 中津川市環境保全条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 3
3	. 中津川市ポイ捨て等防止条例・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 9
4	. 中津川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・・・・・・・・・・・	9 1
5	. 中津川市埋立て等の規制に関する条例・・・・・・・・・・・・・	9 3
6	. 中津川市が設置する一般廃棄物処理施設に係る	
	生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例・・・・・・	9 7
7	. 中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例・・	98
8	. 騒音に係る環境基準の地域類型の指定・・・・・・・・・・ 1	0 0
9	. 騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定及び	
	特定工場等に発生する騒音の規制基準の設定・・・・・・・ 1	0 0
1 0	. 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する区域の指定・・・・・・ 1	0 2
1 1.	自動車騒音の限度に係る指定地域内における区域の区分の指定・・・・・・ 1	0 3
1 2	. 振動規制法に基づく振動の規制地域の指定及び	
	特定工場等において発生する振動の規制基準の設定・・・・・・ 1	0 3
1 3	. 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域の指定・・・・・・ 1	0 4
1 4	. 自動車振動に基づく振動の規制基準に定める区域の区分等の指定・・・・・ 1	0 4
1 5	. 悪臭防止法に基づく悪臭物質の排出規制地域の指定及び	
	悪臭物質の規制基準の設定・・・・・ 1	0 5

# 第1章 中津川市の概況



恵那山と中津川市街地

# 第1節 中津川市の概況

# 1. 市の位置と地勢

中津川市は、岐阜県の東南端に位置し、東は木曽山脈、南は三河高原に囲まれ、中央を東西に木曽川が流れる風光明媚なまちです。岐阜県内6番目に広い市で、恵那山をはじめとする山々の懐に抱かれた、自然豊かなまちです。

古くは中山道の宿場町として栄え、明治中期から昭和初期にかけて市内に主要工場が立地するなど工業の歴史も古く、近年では、中核工業団地の完成により、多数企業も立地し、商工業都市として成長してきました。一方、豊かな自然環境の中で、広大な森林から産出される東濃桧を代表として、優れた農産物などを産する農林業地域でもあり、地場産業の盛んな中山間の中核都市です。

# (1)位置

方位	地名	経 度
極東	阿木丸山	東経 137 度 38 分
極西	加子母舞台峠	東経 137 度 19 分

方位	地名	緯 度
極南	阿木三森山	北緯 35 度 21 分
極北	加子母三国山	北緯 35 度 48 分

中津川市統計書(令和2年度版)

## (2)標高

区 分	場	所	海抜
最高地点	恵那山山頂		2,191m
最低地点	和田川と木曽	別の合流点	230m

中津川市統計書(令和2年度版)

#### (3) 広ぼう

東西	南北	面積
28km	49km	676.45km²

中津川市統計書(令和2年度版)

### (4) 主要山岳、主要河川

山岳	標高(m)	現 住 所
恵那山	2, 191	中津川市、長野県阿智村
小 秀 山	1,982	中津川市加子母、長野県大滝村
奥三界岳	1,811	中津川市川上・付知町、長野県大桑村
富士見台	1,739	中津川市、長野県阿智村
焼 山	1,710	中津川市、恵那市上矢作町
三国山	1,611	中津川市加子母、下呂市、長野県大滝村
三界山	1,600	中津川市川上・付知町・福岡
南沢山	1,564	中津川市、長野県南木曽町、阿智村
高 時 山	1,564	中津川市加子母
雨乞棚山	1,391	中津川市付知町
二ツ森山	1,223	中津川市福岡
笠 置 山	1, 128	中津川市蛭川、恵那市

水系	河川名	河川延長(m)
木曽川	付 知 川	27, 546
"	阿木川	16, 920
"	中 津 川	13, 963
"	川上川	9,927
"	飯 沼 川	9, 438
"	和田川	9,000
"	千旦林川	6,020
"	湯舟沢川	5, 668
"	狩 宿 川	5, 300
"	外 洞 川	5,000
"	柏 原 川	5,000
IJ	四ツ目川	2,618

中津川市統計書(令和2年度版)

#### (5) 地目別面積

(単位:ha·%)

区分	農用地	森林	原野	道路	水面・河	宅地	その他	総面積
					川・水路			
面積	3, 923	53, 486	293	2, 137	1, 496	2, 209	4, 101	67,645
面積の割合	5.80	79.07	0.43	3.16	2.21	3.27	6.06	100

中津川市統計書(令和2年度版)

# 2. 市内の気象

中央高地式気候\*\*に属しており、年間を通して降水量が比較的少なく、冬は放射冷却現象等により昼夜の温度差が大きいですが、1年を通じて過ごしやすい土地柄です。

※周囲を標高の高い山地に囲まれた盆地の気候で、年間を通して降水量が少ない。

#### (1) 年次別気象の概要

	気温 (℃)			降水量 (mm)		日数(日)	
区分	平均気温	最高気温 (起日)	最低気温 (起日)	最大雨量 (起日)	年間降水量	雨	雪
令和2年	14. 4	37.9 (8月16日)	-6.3 (2月7日)	129.5 (7月11日)	1, 919	130	9
令和元年	14. 5	36.3 (8月1日)	-6.6 (1月1日)	64.5 (7月18日)	1, 595	118	0

中津川市統計書(令和2年度版)

### (2) 月別日照時間

(単位:時間)注:日界は0~24時

	1 平均	年間	1月	2月	3月	4月	5月	6 月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月
R 2	5.3	1,947.8	100.9	151.0	164.6	236.4	200.0	160.6	64.5	249.9	140.3	151.2	177.8	150.6
R元	5.5	2,016.8	161.6	163.2	158.3	191.2	261.4	173.5	102.1	190.6	187.4	133.7	181.2	112.6

中津川市統計書(令和2年度版)

# 3. 人口•世帯数

平成7年の国勢調査時の人口 85,387 人をピークに人口は減少傾向にあります。また、年齢 区分においても、15 歳未満の比率は低下し、65 歳以上の高齢者比率は高くなっており、高齢 化が進んでいることがわかります。

#### (1)地区別人口・世帯数

(令和2年4月1日現在 単位:世帯・人)

地区	世帯数	人口	1 世帯 当り人員
中津川	11,771	27,007	2. 29
苗木	2, 492	6, 354	2.55
坂 本	5, 282	13, 196	2.50
落 合	1,548	3, 777	2.44
阿 木	817	2, 149	2.63
神 坂	500	1, 320	2.64
ДП	389	993	2.55

地区	世帯数	人口	1 世帯 当り人員
坂 下	1,713	4, 438	2. 59
川上	288	756	2.63
加子母	967	2,710	2.80
付知町	1,922	5, 473	2.85
福岡	2, 369	6, 442	2.72
蛭川	1, 107	3, 250	2.94
市全体	31, 165	77, 865	2.50

中津川市統計書(令和2年度版)

#### (2)国勢調査

区分	世帯数(世帯)	人口(人)	15 歳未満(%)	65 歳以上(%)
令和2年度	29, 690	76, 570	-	-
平成27年度	28, 438	78, 883	13. 1	31.0
平成7年度		85, 387	16. 9	19.4

国勢調査(各年10月1日現在)

#### (3) 産業別就業人口

製造業では、電気機械器具、自動車関連などのものづくりが盛んな工業都市です。 農林業では、水稲を中心とした農業はもちろんのこと、建築用良材として知られる東濃桧の 産地として林業・木工業の産業も根付いています。

(単位:人数・%)

第1次産業 (農林業)	第2次産業 (製造業・建設業)	第3次産業 (サービス業等)	分類不能の産業
2, 153 (5.4)	15,860 (39.6)	20,873 (52.0)	1,207 (3.0)

国勢調査(平成27年)

# 第2章 中津川市の環境の現状



付知峡

# 第1節 中津川市の環境の現状

# 1. 大気環境

# (1) 大気汚染の概要

大気汚染は、工場、事業場からのばい煙や粉じん、自動車の排気ガス、又はこれらが要因物質となって大気中の様々な条件により光化学オキシダントなどの新たな物質が生成されることなどによって引き起こされます。

公害対策の進展等により、個々のばい煙や排気ガス等は以前より改善されてきていますが、自動車 台数の増加など消費社会の拡充により、汚染物質の排出は引き続き多大な状況となっています。

## ① 大気汚染に係る環境基準とその評価方法

大気汚染に係る環境基準は、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい環境基準として下に示した表のとおりの10の物質について基準が定められています。このうち、5つの物質については、短期的評価と長期的評価の2種類が定められています。

## 大気汚染に係る環境基準とその評価方法

物 質 名	環境基準		評 価 方 法
二酸化硫黄	1 時間値の1日平均値が 0.04ppm	短期的評価	1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm以下であること。
$(SO_2)$	以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm以下であること。	長期的評価	測定時間が年間 6,000 時間以上あり、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続せず、かつ、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日数が年間を通じて 2%以下であること。
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1 時間値の1日平均値が、0.04ppm ~0.06ppm までのゾーン内、または それ以下であること。	長期的評価	
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が 10ppm 以	短期的評価	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
(CO)	下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	長期的評価	測定時間が年間 6,000 時間以上あり、1 日平均値につき 10ppm を超 えた日が2日以上連続せず、かつ、1 日平均値の2%除外値が10ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の1日平均値が、0.10mg	短期的評価	1時間値の1日平均値が、0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が 0.20mg/m³以下であること。
(SPM)	/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	長期的評価	測定時間が年間 6,000 時間以上あり、1日平均値につき 0.10mg/m³ を超えた日が2日以上連続せず、かつ、1日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下であること。
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が $15  \mu  \text{g/m}^3$ 以下であり、1日平均値が $35  \mu  \text{g/m}^3$ 以下であること。	長期的評価	
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	1 時間値が、0.06ppm 以下であること。	短期的評価	
ベ ン ゼ ン (C <sub>6</sub> H <sub>6</sub> )	1 年平均値が 0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	長期的評価	
トリクロロエチレン (C <sub>2</sub> HC1 <sub>3)</sub>	1 年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下である こと。	長期敵評価	
テトラクロロエチレン (C <sub>2</sub> Cl <sub>4</sub> )	1 年平均値が 0.2mg/m³以下である こと。	長期的評価	
シ゛クロロメタン (CH <sub>2</sub> Cl <sub>2)</sub>	1年平均値が 0.15mg/m³以下であること。	長期的評価	
タ * イオキシン類         ※ 1       この環境基	1年平均値が 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下で あること。	長期的評価	TEしてない地域又は場所については、適用しない。

- ※1 この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活してない地域又は場所については、適用しない。
- ※2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μm (マイクロメートル) 以下のものをいう。
- %3 光化学オキシダントとは、オゾン ( $0_3$ )、パーオキシアセチルナイトレート (PAN) その他の光化学反応により生成される酸化性物質 (中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
- ※4 pg-TEQ/ m²とは、大気 1 m²当りのダイオキシン類の毒性等量 (TEQ:Toxic Equivalent) をピコグラム (pg) で示したもの。

## (2) 大気汚染測定状況

## ① 監視測定

大気環境の監視については、岐阜県にて設置管理している中津川測定局(設置場所:中津川市役所) にて常時監視を行っており、二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、光化学オ キシダントの5物質について24時間測定を実施しています。

## ②大気汚染の現況

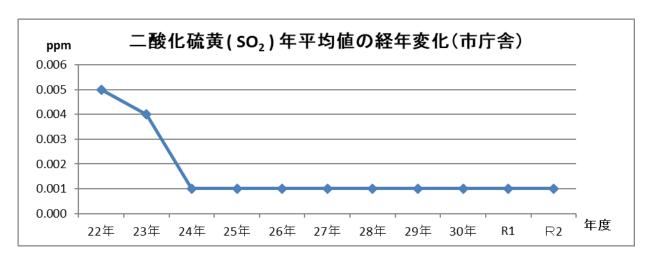
### [ア]二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

二酸化硫黄は、大気汚染物質の中で代表的な物質であり、主に重油用石油系燃料に含まれる硫黄分を燃焼させることにより発生する無色かつ刺激臭の強い気体です。呼吸器を刺激し、せき、気管支喘息、気管支炎などの障害を引き起こします。また、酸性雨の原因のひとつでもあり動植物にも被害を及ぼしたりします。

令和2年度の中津川測定局の年平均値は 0.001 ppm であり、年間を通してほぼ一定の値で、平成 24 年度以降は同水準を維持しています。環境基準の適合状況については、環境基準の短期的評価に おいて、1日平均並びに1時間値が環境基準を超えた日数はなく、長期的評価も基準値を達成しました。

#### 二酸化硫黄測定結果

中津川測定局(令	和2年度測定值	)												
項目	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2 年度 累計
有効測定	数(日)	30	31	30	31	31	28	31	30	31	31	28	31	363
測定時間数	(時間)	716	739	716	740	740	688	740	717	739	740	668	739	8682
平均值(	(ppm)	0.000	0.000	0.001	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
環境基準超 (時間値が0.1ppm		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境基準制 (日平均値が0.04pg		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値の	の最高値	0.004	0.002	0.003	0.001	0.007	0.002	0.003	0.002	0.002	0.003	0.003	0.003	0.007
1日平均值	の最高値	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.002
												資料提供	: 岐阜県環	環境管理課



#### 一酸化硫黄の環境基準評価

۰,		~ ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	limi			
		測定時間	平均値	時間値が 0.04ppm	日平均値が 0.04ppm を	環境基準の長期的評価の
		(時間)	(ppm)	を超えた日の有無	超えた日の有無	適否(適○、否×)
	市庁舎	8, 682	0.001	無	無	0

※二酸化硫黄に係る環境基準:1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm以下であること。※ " (長期的評価):測定時間が年間6,000時間以上あり、1日平均値が0.04 ppmを超えた日が2日以上連続せず、かつ1日平均値が0.04 ppmを超えた日数が年間を通じて2%以下であること。

#### [イ]窒素酸化物(NOx)

窒素酸化物は、窒素が酸化されて生成される化合物で、燃焼に伴い空気中の窒素が酸化されてできるものと、燃焼物中に含まれる窒素酸化物が酸化されてできるものがあり、化石燃料の燃焼により増加します。二酸化窒素は、工場のばい煙や自動車排気ガスに含まれる一酸化窒素が大気中で紫外線の影響を受け、酸素やオゾンと反応し、生成されます。窒素酸化物は、光化学オキシダントの生成反応に関係するだけでなく、硫黄酸化物と同様に、酸性雨の原因ともなっています。

二酸化窒素の令和2年度の年間平均値は0.006ppmでした。また、環境基準については、長期評価に基づく環境基準値を達成しました。

# 窒素酸化物測定結果

#### 二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)

中津川測定局(令和2年度測定値)

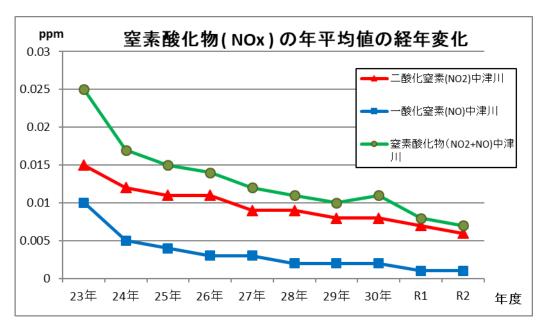
<u> </u>													
項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2 年度 累計
有効測定日数 (日)	30	31	26	31	31	28	31	30	31	31	28	31	359
測定時間数(時間)	716	739	688	740	740	684	740	717	739	740	668	739	8,650
月平均值(ppm)	0.005	0.004	0.004	0.004	0.003	0.004	0.006	0.008	0.009	0.008	0.007	0.007	0.006
1時間値の最高値 (ppm)	0.026	0.016	0.014	0.013	0.011	0.016	0.019	0.024	0.026	0.032	0.024	0.022	0.032
日平均値の最高値 (ppm)	0.009	0.006	0.006	0.008	0.005	0.006	0.01	0.014	0.016	0.017	0.013	0.01	0.017
1 時間値が0.2ppmを超えた時間数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.06ppmを超えた日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

資料提供:岐阜県環境管理課

#### 窒素酸化物年間値の状況(令和2年度)

測定項目	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値の 最高値 (ppm)	1日平均値が 0.06ppm を超え た日数 (日)	環境基準の長期的評価の適否 (適〇、否×)
二酸化窒素 (NO2)	8, 650	0.006	0.032	0	0

- ※二酸化窒素に係る環境基準:1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.006ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
- ※二酸化窒素に係る環境基準の長期的評価:測定時間が年間 6,000 時間以上あり、1日の平均値の年間 98%が 0.04~0.06ppm のゾーン内又は それ以下であること



#### [ウ]浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち粒径が  $10\,\mu\,\mathrm{m}$  ( $1^{270\,\mathrm{m}}$  = 千分の $1\,\mathrm{mm}$ ) 以下のものをいいます。主な発生原因には、自動車の排ガスや工場から排出されるばい煙に加え、微小な黄砂粒子等も含まれるため、黄砂が観測された日に高い値を示すことがあります。浮遊粒子状物質はかなり小さな粒子なので、大気中に長期間留まり肺や気管に沈着し、呼吸器系の疾患をひき起こすことがあります。

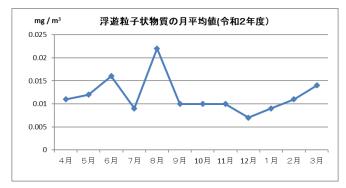
令和2年度の中津川測定局の年平均値は 0.012mg/㎡であり、県の年平均値(0.012mg/㎡)とほぼ同水準でした。なお、最も高かった月平均値は8月の0.022 mg/㎡でした。環境基準の適合状況については、環境基準の短期的評価において、1時間値が 0.20 mg/㎡を超えた時間数はなく、長期的評価においても環境基準を達成しています。浮遊粒子状物質年平均値の経年変化をみると、近年は横ばいからやや減少傾向にあります。

#### 浮遊粒子状物質測定結果

#### 中津川測定局(令和2年度測定値)

月													2年度
項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
有効測定日数(日)	30	31	30	31	31	28	31	30	31	31	28	31	363
測定時間(時間)	718	741	719	743	742	684	743	719	743	743	671	742	8708
月平均值 (mg/m3)	0.011	0.012	0.016	0.009	0.022	0.01	0.01	0.01	0.007	0.009	0.011	0.014	0.012
環境基準超過時間数													
(1時間値が0.2 mg/m3を超えた時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境基準超過日数													
(日平均値が0.10 mg/m3を超えた日数)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値の最高値 (mg/m3)	0.061	0.041	0.044	0.059	0.114	0.031	0.029	0.032	0.035	0.054	0.06	0.085	0.114
日平均値の最高値(mg/m3)	0.023	0.031	0.034	0.02	0.062	0.02	0.019	0.019	0.013	0.027	0.026	0.056	0.062

資料提供:岐阜県環境管理課





#### 浮遊粒子状物質の環境基準評価

	用途地域	1 日平均値が 0.10 mg/㎡を超えた	環境基準の長期的評価
	区分	日が2日以上連続したことの有無	の適否(適〇、否×)
市庁舎	準工業	無	0

※浮遊粒子状物質に係る環境基準:1時間値の1日平均値が $0.10 \, \mathrm{mg/m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20 \, \mathrm{mg/m}^3$ 以下であること。

※ " (長期的評価):測定時間が年間6,000時間以上あり、1日平均値が0.10 mg/m³を超えた日が2日以上連続せず、かつ1日平均値が0.10 mg/m³を超えた日数が年間を通じて2%以下であること。

#### [工]微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質は、大気中に浮遊する  $2.5\,\mu$  m 以下の粒子で、前述の浮遊粒子状物質よりも小さなものを指します。主な発生要因は、ディーゼルエンジンや工場等での燃料の焼却のような人工物や、火山や土壌に由来する天然物などからの一次粒子(粒子の形で大気中に排出されたもの)と、ガス状で排出された大気汚染物質が、大気中で SOx や NOx へ化学反応することで粒子化する二次粒子があります。微小粒子状物質はとても小さいため、肺の奥等に入り込みやすく、より人体への影響が大きいと考えられています。

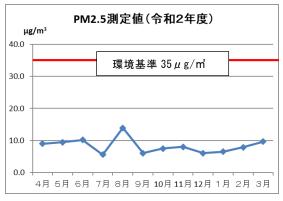
岐阜県では、平成 26 年から新たに中津川市内で測定所を設け、12 月から定期観測を開始しました。 令和 2 年度の平均値は  $8.4 \mu \text{ g/m}^3$ 、日平均値の最高値は 8 月の  $40.7 \mu \text{ g/m}^3$  と、年平均値は減少傾向にあるものの、環境基準値を上回った日が 1 日ありました。

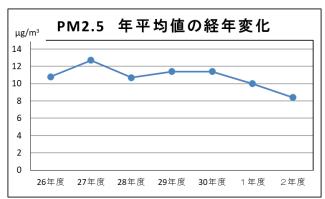
中	津川	測定局	(令和2:	年度測定	直)
---	----	-----	-------	------	----

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3 月	2 年度 累計
有効測定日数 (日)	30	31	30	31	31	28	31	30	31	31	28	31	363
平均值 (μg/m3)	9.0	9.5	10.2	5.6	13.9	6.1	7.5	8.0	6. 1	6.5	7.9	9.7	8.4
日平均値の最高値 (μg/m3)	18.4	23.7	22.9	12.8	40.7	12.8	13. 1	15.0	11.0	16. 2	17. 9	32.9	40.7
日平均値が 35μg/m3を超えた日数	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1

資料提供:岐阜県環境管理課

※微小粒子状物質に係る環境基準: 1 年平均値が 15 μ g/m³以下であり、1 日平均値が 35 μ g/m³以下であること。





#### [オ]光化学オキシダント(0x)

光化学オキシダントは、工場等や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素類が太陽光線による 光化学反応で二次的に生成される酸化性物質の総称で、光化学大気汚染(いわゆる光化学スモッグ) の原因物質とされ、その発生は気温、風向、風速、日射量等の気象条件に大きく左右されます。

「岐阜県大気汚染対策要綱」に基づく注意報は、平成22年度以降は当地区では、発令されていません。なお、注意報が発令したとして、直ちに健康に被害が生じるわけではないですが、高濃度だと目やのどの粘膜を刺激するため、被害を未然に防ぐため、屋外での激しい運動を避け、出来るだけ屋内で過ごすなどの注意をとることが必要です。また、目やのどに痛みを感じるなどの症状を感じたら、目の洗浄やうがい等の措置をとる必要があります。

令和2年度の中津川測定局の測定結果は、昼間(午前5時から午後8時まで)の1時間値の最高値は0.122ppm(6月)でした。また、環境基準超過時間数は、昨年度の399時間へ321時間と近年減少傾向にありますが、環境基準の達成はできませんでした。特に紫外線が強くなる4月から9月にか

けて、環境基準を超える傾向にあります。また、1日における濃度の変化については概ね午後2時から午後8時において高い値を示す傾向にあります。当市の発生状況の特徴として、東濃西部地域の数値が高くなり、順次当市の数値が上昇する傾向にあるため、広域的な監視が必要です。令和2年度では、県内16測定局のいずれにおいても、環境基準を達成できていません(県平均55日環境基準超過)。

# 光化学オキシダント測定結果

中津川測定局(令和2年度測定)

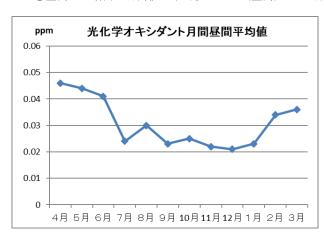
<u> </u>													
月項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2年度 累計
有効測定日数 (日)	29	31	30	31	31	28	23	30	31	31	28	31	354
昼間測定時間数 (時間)	444	463	450	465	465	430	349	450	464	465	420	462	5327
昼間平均値(ppm)	0.046	0.044	0.041	0.024	0.03	0.023	0.025	0.022	0.021	0.023	0.034	0.036	0.031
環境基準超過日数 (昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数)	11	15	13	2	9	1	1	0	0	0	2	7	61
環境基準超過時間数 (昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数)	65	87	85	5	30	2	2	0	0	0	11	34	321
注意報発令基準超過時間数 (昼間の1時間値が0.12ppmを越えた時間数)	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
昼間の1時間値の最高値(ppm)	0.09	0.086	0. 122	0. 105	0.105	0.074	0.065	0.056	0.043	0.048	0.071	0.072	0. 122

資料提供:岐阜県環境管理課

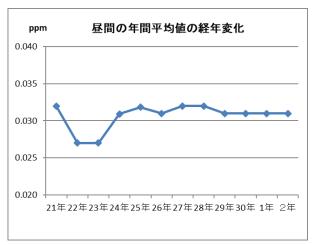
※昼間は、午前5時から午後8時までをいう。

※光化学オキシダントは、昼間発生する「光化学スモッグ」の発生に関連した指標物質であることから、平均の対象とするサンプルが異なる2種類の平均値があります。

- ①昼間平均値:昼間の15時間に測定された全ての1時間値をサンプルとした平均値
- ②昼間の日最高1時間値の平均値:1日(昼間)の1時間値の最高値のみをサンプルとした平均値







#### 光化学オキシダントの環境基準評価

測定場所	昼間の 年平均値 (ppm)	昼間の1時間値が 0.06ppm を超えた 日数(割合)	環境基準の適否 (適〇、否×)
市庁舎	0.031	61 日(17.0%)	×

※光化学オキシダントの環境基準:1時間値が0.06ppm以下(0.06ppmを超えた時間数がゼロ)であること。ただし、午前5時から午後8時までの昼間時間帯についての評価

### 光化学オキシダントの予報及び注意報発令記録

		予報	Į.	注意報					
年度	発令月日	時刻	最高濃度	時刻	最高濃度				
H20	5月23日			15 時~19 時	0.125ppm				
1120	6月17日	14 時~17 時	0.112ppm	発令なし					
H21	5月12日	15 時~ 0.106ppm		発令な	: L				
1121	6月27日			15 時~	0.148ppm				
H22∼H30	当地区(恵那・ロ	中津川地域) には発名	うなし						
R1	5月27日	12 時~	0.101ppm	発令な	: L				
R2	当地区(恵那・中津川地域)には発令なし								

<sup>※</sup>注意報発令基準:1時間値の平均値が0.12ppm以上となった場合。

#### [カ]風向、風速

市庁舎測定局における風向は、前年度と比較してほぼ同様の傾向で、年間を通じて主に南から西の風向きが多くなっています。風速は年間を通じて安定して穏やかで、年平均値は 0.9m/s でした。また、0.4 m/s 以下の無風状態 (calm) である日数が最も多く、約34.5 %を占めていました。

#### 令和2年度の風速平均値(月別)

月項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	1月	2月	3月	通年
風速平均値(m/s)	1.2	1.0	1.0	1.0	1.0	0.9	0.7	0.8	0.8	0.8	1. 1	1.0	0.9
最多風向	W	W	S	SSW	S	S	S	S	SSW	SW	WSW	W	S
(16 方位)	西	西	南	南南西	南	南	南	南	南南西	南西	西南西	西	南

### ③大気汚染防止対策

大気汚染の未然防止と生活環境の保全を図るため、市環境保全条例に基づき、市内のばい煙発生施設設置工場等にて自主測定結果等の確認をするとともに、ばい煙発生施設の維持管理の徹底等について指導を行いました。

また、「公害防止協定」を締結している工場等については、各種報告書の確認による監視、指導を行いました。

冬期は工場等や家庭などでの暖房機器使用と、地表付近に汚染物質を含んだ空気が留まる冬特有の 気象条件により大気汚染が進む傾向があるため、12 月の「大気汚染防止月間」には、ばい煙発生施 設設置工場等に対し、ばい煙発生施設の保守点検による良好状態の保持、最良な運転管理による汚染 物質の抑制、低硫黄燃料の使用などについて協力要請を行いました。

但し時間帯(日没後等)や1時間値の終わりの値が0.12ppmを下回っているときには、注意報は発令されない場合もある。

# (3)空間放射線の測定

空間放射線量の測定を平成24年度から市内6地点にて実施しています。これまでの結果、測定したいずれの地点とも健康に影響のない値です。

# 空間放射線量等測定の状況

(単位:µSv/時間)

	市役所	加子母総合 事務所	北消防署	阿木事務所	馬籠	坂本北部
平成 27 平均値	0.10	0.09	0.12	0.08	0.07	0.08
平成 28 平均値	0.09	0.08	0.11	0.07	0.07	0.08
平成 29 平均値	0.10	0.09	0.11	0.07	0.08	0.08
平成 30 平均値	0.09	0.09	0.11	0.07	0.07	0.08
令和1平均值	0.07	0.09	0.10	0.09	0.07	0.08
令和2平均值	0.08	0.09	0.10	0.09	0.07	0.08

※国際放射線防護委員会 (ICRP) が 2007 年に示した勧告では、自然放射線及び医療目的の放射線を除き、「一般公衆」が 1 年間に浴びてよい被爆限度量は  $1\,\text{mSv}$ /年とされています。  $1\,\text{時間}$  当たりの数値に換算すると「 $0.19\mu\text{Sv}$ /時間」となります。 
※ $\mu\text{Sv}$ : シーベルト (sievert) とは、生体の被ばくによる生物学的影響の大きさ(線量当量・等価線量)を表す単位。mSv (ミリシーベルト、 $10^{-3}\text{Sv}$ ) や  $\mu\text{Sv}$  (マイクロシーベルト、 $10^{-6}\text{Sv}$ ) などと用いられる。

# 2. 水環境

## (1) 水質汚濁の概要

水質汚濁に係る環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で、維持されることが 望ましい基準として設定されたものであり、諸施策を進める際の行政目標とされるものです。

河川などの公共用水域の水質汚濁は主に工場等からの産業系排水と、一般家庭からの生活系排水、山林・農地等からの有機物等のその他に分類されます。河川等の自浄作用能力を超えたときに汚濁として現われます。

産業系排水は、水質汚濁防止法及び岐阜県公害防止条例の規制や指導等の実施、排水処理技術の向上等により、令和2年度の汚濁負荷量(COD)は、昭和54年度を1としたとき0.40にまで減少しています。一方、生活系排水については、下水道や浄化槽(合併処理浄化槽)の整備の進展に伴い汚濁物質の総量は減少し、昭和54年を1としたとき0.39にまで減少しています。令和2年度の汚濁負荷量に占める割合は、生活系排水が31.8%と、産業系排水が30.6%でした。(岐阜県環境管理課調べ参照:令和3年岐阜県環境白書P.76)し尿を単独処理浄化槽や汲み取りで処理している場合は、生活系排水のほとんどが未処理で河川に放流されているため、水質保全の上で、その対策が重要な課題となっています。

市内の公共用水域の水質汚濁状況の把握(環境基準達成状況等)及び水質保全のため、市では 16 河川の水質調査及び中津川で流量流速調査・底質調査を実施しました。なお、岐阜県環境管理 課においても、中津川市内で 6 河川 8 地点の水質調査の実施がありました。(県・市合わせて 19 河川 24 地点の調査を実施)

河川水質調査地点一覧

	水域名	測定地点	測定	主体
1	木曽川	美恵橋	市	県
1	<b>小</b> 百 川	落合ダム		県
2	子野川	木曽川合流前	市	
3	四ツ目川	中津川合流前	市	
4	淀川	中津川合流前	市	
5	後田川	中津川合流前	市	
6	小淀川	中津川合流前	市	
7	黒川谷	付知川合流前	市	
8	柏原川	付知川合流前	市	
9	狩宿川	付知川合流前	市	
10	阿木川	親水公園前	市	
10		阿木川ダム		県
11	白川 (加子母川)	下中島橋下	市	
12	千旦林川	木曽川合流前	市	
13	和田川		市	
14	外洞川	木曽川合流前	市	
15	川上川	木曽川合流前		県
16	湯舟沢川	落合川合流前	市	
17	落合川	木曽川合流前		県
18	中津川	上流		県
10	十年川 	下流	市	県
19	付知川	木曽川合流前		県

# ①環境基準の適合状況

環境基本法第16条に基づき、公共用水域に係る水質の汚濁に係る環境基準について「人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)」と「生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)」として、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準が定められています。

#### i)人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)

健康保護項目については、全公共用水域に一律に適用される基準値(27項目)が定められており、直ちに達成されるべきものとされています。木曽川・阿木川・白川・子野川・小淀川・四ツ目川・淀川・後田川・千旦林川・狩宿川・和田川・川上川・落合川の13河川において採水し分析した結果、すべての地点で環境基準に適合していました。

※小淀川では 1.1.1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの 3 種類のみを 調査

※川上川・落合川は岐阜県にて実施

#### 人の健康の保護に関する環境基準

健康保護項目	基 準 値	健康保護項目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1.1.1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1.1.2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1.3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと	チオベンカルプ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
1.2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1.1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
シス―1.2―ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
		1.4-ジオキサン	0.05mg/L以下

※有害物質による公共用水域等の汚染に適切に対応するため、令和 3 年 10 月 7 日に「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」(令和 3 年 10 月環境省告示第 62 号)にて、六価クロムの基準値が現行の「0.05 mg/L 以下」から「0.02 mg/L 以下」と見直しがなされ、告示改正がありました(施行期日:令和 4 年 4 月 1 日)。

#### ii) 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

生活環境項目は、河川の利用目的等により各水域にAAからEまでの類型を指定し、類型ごとに5項目について基準値が定められています。

中津川市域で水域類型指定されている 7 河川をはじめとした 18 河川において測定を実施しました (うち川上川、落合川の 2 河川は岐阜県にて実施)。

溶存酸素量(D0)は全ての水域で環境基準を達成しましたが、落合川の一部の水素イオン濃度 (PH)、中津川下流の浮遊物質量(SS)および生物化学的酸素要求量(BOD)にて環境基準を達成できませんでした。また大腸菌群数の環境基準適合率は40.0%と前年度(41.3%)を下回りました。

#### 市内の環境基準水域類型指定の状況

	河川名		延長(km)	環境基準水域類型指定	達成期間	指定年月日
木	曽	Щ	2, 312. 9	AA (落合ダムより上流) A (落合ダム~犬山頭首工)(※)	イロ	S45. 9. 1
白		Ш	30. 1	AA (全域)	イ	H12.3.31
冏	木	Ш	16. 9	A (恵那大橋より上流)(※)	イ	S50. 9. 12
付	知	Ш	27.6	A (全域)	イ	S50. 9. 12
中	津	Щ	14. 0	A (中川橋より上流) C (中川橋より下流)	イ イ	S50.9.12 H20.6.13
落	合	Щ	3. 7	A (全域)	イ	S50. 9. 12
Ш	上	Ш	9. 9	A (全域)	イ	S50. 9. 12

- ※ イ:直ちに達成 ロ:5年以内で可及的すみやかに達成
- ※ 犬山頭首工:木曽川の岐阜県・愛知県境にある用水取水口
- ※ 恵那大橋:恵那市内の阿木川に係る国道19号の橋

#### BOD に係る環境基準達成状況

DOD I - PK O PK										
		類型	西坎	2	令和2年	度	令和元年度			
水域名	測定地点名		環境 基準	75%割	価	75%評価	75%割	価	75%水質値	
7. % 5	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	指定	(mg/1)	m/n	達成 状況	mg/l	m/n	達成 状況	mg/l	
木曽川中流	美恵橋	A	2以下	0/8	0	0.60	0/8	0	0.70	
木曽川上流	落合ダム	AΑ	1以下	0/11	0	0.50	0/12	0	0.50	
付知川	木曽川合流前	А	2以下	0/11	0	0.50	0/12	0	0.50	
阿木川上流	親水公園前	А	2以下	0/4	0	0.50	0/4	0	0.50	
阿木川	阿木川ダム	A	2以下	0/4	0	0.90	0/4	0	0.70	
落合川	木曽川合流前	A	2以下	0/11	0	0.50	0/12	0	0.50	
中津川上流	中川橋	A	2以下	0/11	0	0.50	0/12	0	0.50	
中津川下流	木曽川合流前	С	5以下	6/23	×	5. 60	3/24	0	3. 70	
川上川	木曽川合流前	A	2以下	0/11	0	0.50	0/12	0	0.50	
白川(加子母川)	下中島橋	ΑA	1以下	0/4	0	0.70	0/4	0	0.50	

- ※1 75%評価:BODの環境基準達成状況は、環境基準地点ごとに年間を通じた日間平均値の全データのうち、75%以上のデータが基準値を満足するか否かにより判断する。(環境庁通達 昭和52年7月1日環水管第52号)
- ※2 m:環境基準超過数 n:測定回数
- ※3 75%水質値:環境基準値と比較して水質の程度を判断する場合は、以下の方法により求めた75%水質値を用いる。
  - 値の求め方:年間の日間平均値の全データを小さいものから順に並べた時に、 $0.75 \times n$ 番目 (nは測定回数) にくるデータ値 ( $0.75 \times n$ が整数ではない場合は、端数を切り上げた整数番目の値をとる)
- ※4 BODの測定下限限界値は0.5mg/0ですが、環境省通知「報告下限値未満の数値は報告下限値の数値として扱い、 平均値を算出する。」(「公共用水域水質測定結果の報告について」(平成5年3月29日環水規第51号環境庁水 質保全局長通知)に基づく「別表4数値の取扱い方法」)に従い、報告下限値未満(0.5mg/0未満)は0.5mg/0と して算出しています。

適合状況 (単位:%)

			生活環境項目		
類型指定	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
A A (%)	100 (15/15)	100 (15/15)	100 (15/15)	100 (15/15)	13.3 (2/15)
A (%)	98.3 (59/60)	100 (60/60)	100 (60/60)	100 (60/60)	46.7 (28/60)
C (%)	100 (11/11)	73.9(17/33)	90.9 (10/11)	100 (11/11)	_
計	98.8 (85/86)	93.9 (92/98)	98.8 (85/86)	100 (86/86)	40.0 (30/75)

※()内:(環境基準適合数/検体数)

※浮遊物質量(SS)の環境基準達成状況は、平均値評価(日間平均値の年間平均値が、環境基準値を満足するか否かによる評価)で判断する。

### 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

				基 準 値	Ī	
	利用目的の適応性	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
A A	水道1級/自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5~8.5	1mg/0以下	25mg/Q以下	7.5mg/0以上	50MPN /100m1以下
A	水道2級/水産1級/水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5~8.5	2mg/Q以下	25mg/Q以下	7.5mg/0以上	1,000MPN /100m1以下
В	水道3級/水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5~8.5	3mg/Q以下	25mg/Q以下	5mg/Q以上	5,000MPN /100m1以下
С	水産3級/工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5~8.5	5mg/0以下	50mg/Q以下	5mg/Q以上	_
D	工業用水2級/農業用水 及びE欄に掲げるもの	6~8.5	8mg/Q以下	100mg/0以下	2mg/Q以上	_
Е	工業用水3級/環境保全	6~8.5	10mg/0以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと	2mg/0以上	_

※ 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うも 水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水 産 1 級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用

水産3級: コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用 工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの 工業用水2級: 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの

環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

※令和3年10月に、生活環境項目環境基準のうち、より的確にふん便汚染を捉えるため、大腸菌群数を新たな衛生微生物指標として大腸菌数へ見直されました(水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件/令和3年10月環境省告示第62号)。大腸菌群数については、その測定値にふん便汚染のない水や土壌等に分布する自然由来の細菌をも含んだ値が検出・測定されると考えられ、実際に、水環境中において大腸菌群が多く検出されていても、大腸菌が検出されない場合があり、簡易な大腸菌の培養技術が確立されていることもあり、より的確にふん便汚染を捉えることができる大腸菌数への見直しがされた。

#### 環境基準値【河川】

類型	見直し前	見直し後
AA	50MPN/100m1以下	20CFU/100m 1 以下
A	1,000MPN/100m1以下	300CFU/100m 1 以下
В	5,000MPN/100m1以下	1,000CFU/100m 1 以下

大腸菌数に係る基準値については90%水質値のデータ値とする。 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位)/100m1とする。 施行期日:令和4年4月1日

# iii)水生生物の保全に係る水質環境基準

水生生物の保全に関する項目についての環境基準は、水生生物の生息状況等により、水域ごとに生物A、生物特A、生物B及び生物特Bの4つの類型を指定し、類型ごとに3項目についての基準値が定められています。

県内では平成21年度に国が木曽川、長良川、揖斐川の3本川7水域について指定をし、その後、 県において平成23年度より順次調査を実施し、調査を終えた河川の類型を指定しています。 水質測定は、県により実施されています。中津川市内の測定地点はありません。

### 水生生物の保全に係る水質環境基準(河川)

<u> </u>	かエにかつか具体が空子 (内が)			
			基 準 値	
	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ノニルフェノール (NP: C <sub>15</sub> H <sub>24</sub> O)	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩(LAS)
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水 性生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/Q以下	1 μg/ℓ以下	0.03mg/Q以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる 水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の 生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/Q以下	0.6μg/ℓ以下	0.02mg/Q以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物 及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/Q以下	2 μg/l以下	0.05mg/Q以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	2 μg/θ以下	0.04mg/ℓ以下

### 水生生物の保全に係る類型

河川名	該当類型	達成期間(※)	指定年月日
木曽川上流 (中濃大橋より上流に限る) (※)	生物A	7	Н21.11.30
川上川	生物A	イ	Н27.3.27
落合川	生物A	イ	Н27.3.27
中津川	生物A	イ	Н27.3.27
付知川	生物A	イ	Н27.3.27
阿木川	生物A	イ	Н27.3.27
白川	生物特A	イ	H28.3.15

※ イ:直ちに達成 ロ:5年以内で可及的すみやかに達成

※ 中濃大橋:美濃加茂市・可児市の境で木曽川に係る国道41号(名濃バイパス)の橋

# ②河川の状況

市内の主要河川は、市街地地域(中津地区)の中津川、最北部地域(加子母地区)の白川、北部地域(苗木地区・福岡地区・付知地区)の付知川、北東地域(坂下地区、川上地区)の川上川、東部地域(落合地区・神坂地区・山口地区)の落合川、西部地域(坂本地区)の千旦林川、南西部地域(阿木地区)の阿木川、北西地域(蛭川地区)の和田川であり、それぞれ木曽川に流入しています。ここでは、市で採水したデータを元に各水系のBOD(生物化学的酸素要求量=河川の汚濁度を測る指標)の経年変化を分析しました。

BODとは、水中の汚染物質が微生物によって無機化されるときに必要とされる酸素量のことで、この数値が大きいと、水質の汚濁度が高いことを意味します。汚濁が悪化すると、「水が腐る」 状態となり悪臭等の発生に繋がっていくと考えられます。

#### ア) 中津川水系(中津地区)

中津地区には中津川に流れ込む小淀川、淀川、四ツ目川、後田川(前川が合流する。)の4支流があり、中津川は木曽川へ流入しています。また、東部には子野川が流れ、直接木曽川に流入しています。

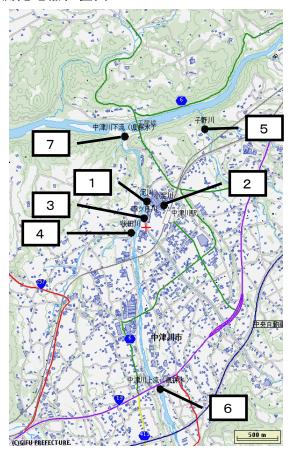
中津川の支流の汚濁発生源は、生活排水・飲食店排水などが主ですが、平成元年からの公共下水道供用開始とともに改善されてきました。また、中津川本流には大規模な工場等がありますが、下流域(中川橋より下流)でも公共下水道事業の進展、主要工場との公害防止協定の締結などにより、BODの環境基準を達成しています。

中津川下流の水質類型は昭和 50 年の指定ではE類型でしたが、水質改善が認められ、平成 15 年にはD類型、平成 20 年にはC類型 (5 mg/L以下) へと見直しが進んでいます。環境基準は達成しているものの、近年上昇傾向にあります。

#### BOD (mg/L) ➡ 淀川 5.00 4.50 ■ 小淀川 4.00 ┷━四ツ目川 3.50 3.00 **─**後田川 2.50 **★**子野川 2.00環境基準 1.50 A類型 中津川上流 1.00 (中川橋) 0.50 中津川下流 (合流前) 0.00 年度 H23H24H25H26 H27H28 H29 H30 R1R2

#### BOD 経年変化(年平均値)

# 測定地点位置図



番号	水域名	測定地点名	水質類型
1	淀川	中津川合流前	
2	小淀川	中津川合流前	
3	四ツ目川	中津川合流前	_
4	後田川	中津川合流前	
5	子野川	木曽川合流前	
6	中津川上流	国道 19 号上流 中川橋下(県採水)	A
7	中津川下流	木曽川合流前(県採水)	С

# イ)付知川水系(苗木地区・福岡地区・付知地区)

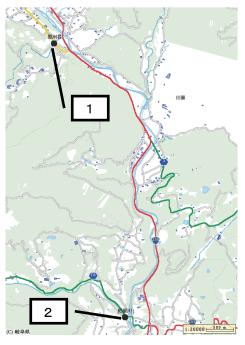
苗木地区は狩宿川と麦搗川が流れており、麦搗川が狩宿川に合流し付知川へ流入しています。 付知、福岡地区には、付知川が縦断しており、柏原川等が合流しています。

この地区には大規模な排出水をもつ工場等が無く、河川汚濁の発生源は、主に農業や家庭からの生活排水と考えられます。

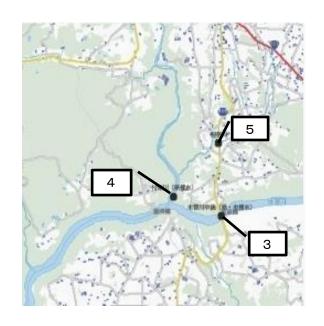
#### 3.00 BOD ( mg/L ) ━黒川谷 ■−柏原川 2.50 付知川 2.00 ▶狩宿川 1.50 1.00 0.50 0.00 年度 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 R2

BOD 経年変化(年平均値)

### 測定地点位置図



番号	水域名	測定地点名	水質類型
1	黒川谷	付知川合流前 (新黒川橋下)	_
2	柏原川	付知川合流前 (朝日橋下)	_

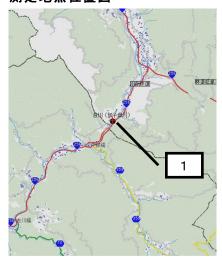


番号	水域名	測定地点名	水質類型
3	木曽川中流	美恵橋 (県・市採水)	A
4	付知川	木曽川合流前 (県採水)	A
5	狩宿川	付知川合流前 (三郷橋下)	_

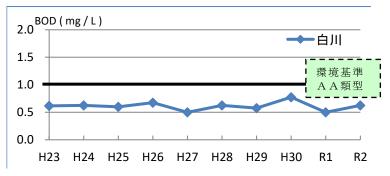
#### ウ) 白川水系(加子母地区)

加子母地区を流れる白川(加子母川)が東白川村を通って白川町で飛騨川と合流し、可児市、 美濃加茂市境で木曽川に合流しています。旧加子母村、白川町、東白川村では平成 11 年 7 月に 「かしも・白川流域連合協議会」を設立し、白川の河川浄化に努めてきました。平成 12 年 3 月 31 日には水質汚濁防止法第 14 条の 7 第 1 項に規定する「生活排水対策重点地域」として指定を 受け、平成 14 年 3 月に「生活排水対策推進計画」を策定し、流域の生活排水対策を推進してい ます。白川の水質類型は、昭和 50 年にA類型に指定されたのち、平 12 年にAA類型への指定に 見直しがされています。なお、加子母地区には、付知川の一方の源流がありますが、そのほとん どは国有林内であり、生活排水は流入していません。

測定地点位置図



BOD 経年変化(年平均値)

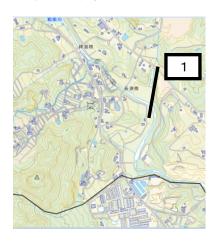


番号	水域名	測定地点名	水質類型
1	白川(加子母川)	下中島橋下 (角領地区)	AΑ

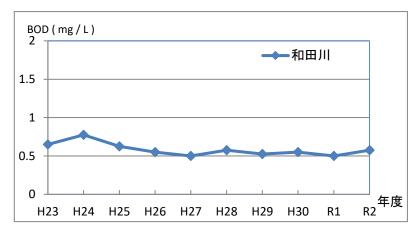
#### エ)和田川水系

蛭川地区を流れる和田川は、木曽川に流入しています。なお、水質測定は平成 20 年度より実施 しています。和田川には、環境基準水域類型の指定がありません。

#### 測定地点位置図



BOD 経年変化(年平均値)

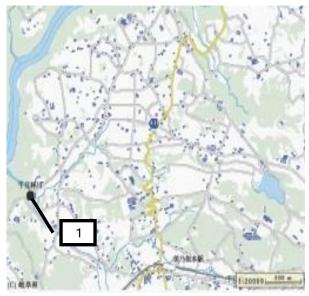


# 才) 千旦林川水系(坂本地区)

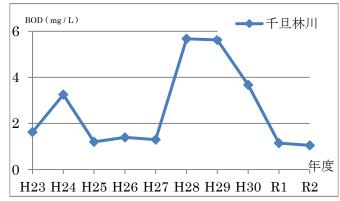
坂本地区には、千旦林川と坂本川が流れており、坂本川は千旦林川に合流し、木曽川へ流入しています。

この流域には中核工業団地などがあり、汚濁の発生源は工場、事業場、農業、生活排水が主なものとなっています。千旦林川の汚濁の状況に関しては、下水道の整備の遅れ、また事業所排水が原因と考えられる上昇が平成 16 年度に見られ、県と共同で施設改善指導を実施しました。その結果平成 17 年度夏以降には改善傾向が見られましたが、平成 19 年度に入り再び測定数値が上昇しました。その後坂本地区においては下水道整備が行われ、年々数値は下がってきています。

測定地点位置図



# BOD 経年変化(年平均値)



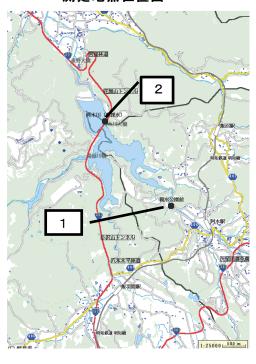
番号	水域名	測定地点名	水質類型
1	千旦林川	木曽川合流前	_

# 力)阿木川水系

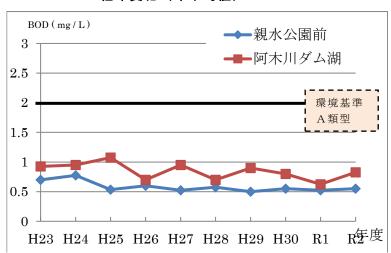
阿木地区を流れる久須田川、寺川が阿木川へ合流し、その後恵那市を通り木曽川へ合流します。 また、野田川は阿木川ダム湖に流入し、飯沼川は恵那市内で阿木川に合流します。

この地区は農業地域であり、大規模な排出水をもつ工場等が無く、汚濁の発生源は主に農業や家庭からの生活排水です。

測定地点位置図



BOD 経年変化(年平均値)

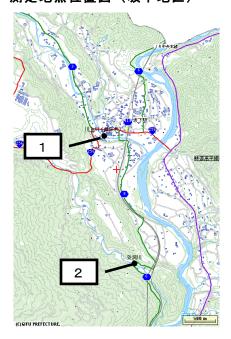


番号	水域名	測定地点名	水質類型
1	阿木川	親水公園前	А
2	阿木川	阿木川ダム湖(県採水)	А

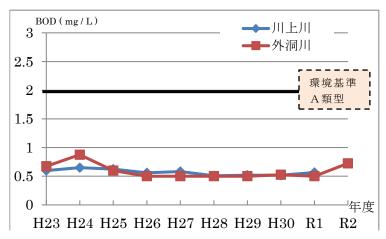
### キ)川上川水系

川上地区を流れる川上川は、坂下地区を縦断し、木曽川に合流します。また、坂下地区南部には、外洞川が木曽川へ直接合流します。

測定地点位置図 (坂下地区)



BOD 経年変化(年平均値)

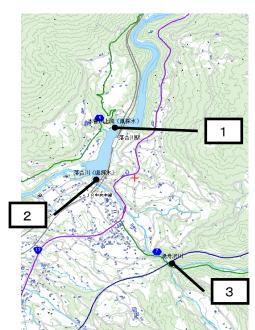


番号	水域名	測定地点名	水質類型
1	川上川	木曽川合流前(柳渡橋下) (県採水)	A
2	外洞川	木曽川合流前(横吹2号橋下)	_

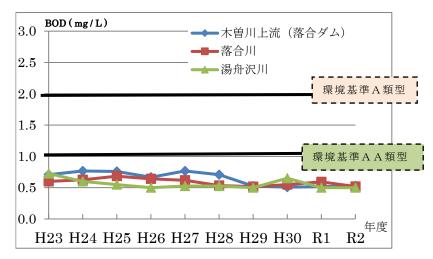
#### ク) 落合川水系 (落合地区・神坂地区・山口地区)

この地域では、牧沢川や島田川(馬籠地内)が湯舟沢川(神坂地区)へ合流し、湯舟沢川もまた落合川(落合地区)へ合流、その後、落合ダムで木曽川へ流入しています。これらの地区には大規模な排出水をもつ工場等が無く、汚濁の発生源は、農業や家庭等からの生活排水が主です。

#### 測定地点名 (落合地区)



#### BOD 経年変化(年平均値)



番号	水域名	測定地点名	水質類型
1	木曽川上流	落合ダム (県採水)	A A
2	落合川	木曽川合流前(県採水)	A
3	湯舟沢川	落合川合流前	_

# ③底質調査

中津川(木曽川合流前)で年に1度、河川底質の汚濁状況等を調べるため底質調査を実施しています。流域内で発生した排水の成分が濃縮される形で底泥に堆積されている場合が多いので、底泥を調査することにより、過去に流下した水中に含まれていた成分を把握できます。

河川底質の環境基準は設定されていません。PCB・アルキル水銀の底質暫定除去基準は、いずれも基準以下でした。

中津川(木曽川合流前)底質調査経年データ

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
カドミウム (mg/kg)	0.07	0.09	0.05 未満	0.05	0. 05
鉛 (mg/kg)	2. 7	6. 7	3. 5	4. 2	3.8
総水銀(mg/kg)	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
アルキル水銀化合物(mg/kg)	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
PCB(mg/kg)	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
全窒素 (mg/kg)	93	80	150	170	460
全燐 (mg/kg)	200	100	93	140	360
硫化物 (mg/kg)	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
銅 (mg/kg)	6.0	7. 5	4.8	4. 2	5.9
亜鉛 (mg/kg)	39	36	32	35	44
ニッケル (mg/kg)	2.6	2.8	2. 0	2. 3	2. 3
強熱減量(%)	0.6	0. 7	0. 7	0.6	1. 3
総クロム (mg/kg)	4. 7	4. 1	4. 2	3.9	5. 4

※「底質の暫定除去基準について」 (昭和50年 環水管第119号)

水銀を含む暫定除去基準: 25ppm 以上 PCB を含む暫定除去基準: 10ppm 以上

## ④水生生物調査 ( カワゲラウォッチング)

令和元年度は、中津川、四ツ目川、狩宿川、落合川、阿木川、湯舟沢川、川上川、壁沢川、白川、付知川、丸草川の11河川にて計16回の水生生物調査(カワゲラウォッチング)を実施しました。水生生物調査とは、河川に棲む水生生物を調べることにより、河川の長期的な水質状況を確認し、水質の保全や浄化の重要性について考えてもらうことを目的としており、小学校の総合学習や公民館事業の子ども向け講座として調査を実施しています。

今年度調査を実施した水質はきれいな状態でした。工場から出る排水だけでなく、家庭から出る洗濯水、風呂場での排水、台所で捨てられる飲み残しの汁物などの雑排水も川が汚れる原因となります。下水道整備を推進して河川の水質改善を図るとともに、市民一人ひとりが汚れた水を流さないよう心がけ、環境を良くしていこうと努力することが大切です。

地区	河川名	実施場所	学校名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	中津川	市役所横	西小	I	I	I	I	
中津地区	17 1年 川	111 12 71 19	南小					I
下 伴 地 凸	四ツ目川	昭和橋付近	東小	I	I	П	П	I
	변기 다기	四和111111111111111111111111111111111111	南小	П	П	П	П	П
苗木地区	狩宿川	神明神社前	苗木小	П	Ш	П	П	П
落合地区	落 合 川	落合中学校横	落合小	I		I	I	I
阿木地区	阿木川	新阿木橋 (H28~)	阿木小	I	I	I	I	I
神坂地区	湯舟沢川	クアリゾート横	神坂小				I	I
坂下地区	川上川	坂下小学校横	坂下小	I	I	I	I	I
川上地区	壁沢川	川上小学校	川上小	I	I	I	I	I
加子母地区	白 川	福崎公園 (H27~)	加子母小	I	I		I	I
付知地区	付知川	道の駅花街道横	付知南小		I	I	I	I
刊和地区	11 제 기	担の駅化街担佣	付知北小		I		I	I
	丸 草 川	高山小学校付近	高山小	П	П		П	
冶区本区		ローマン渓谷付近	福岡小	I	I	I	I	I
福岡地区	付 知 川	知 川 下野見佐島付近	下野小	I	I	I	I	I
		田瀬区民会館付近	田瀬小	I	I	I	I	
蛭川地区	和田川	かんばせ橋付近	蛭川小					

水生生物調査結果

※調査結果 I: きれいな水 / II: 少しきたない水 / III: きたない水 / IV: 大変きたない水

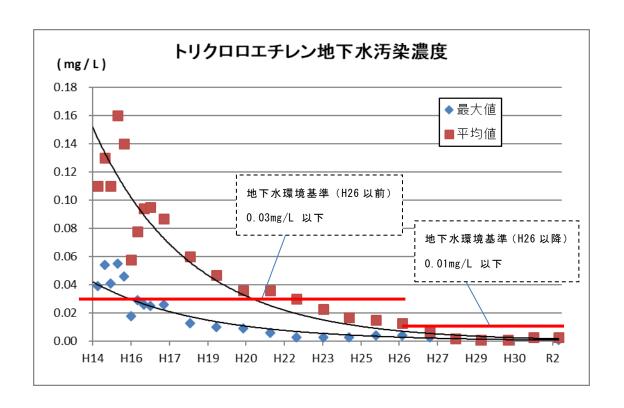
#### ⑤トリクロロエチレンによる地下水汚染

平成13年2月に中津地区東部で当時の地下水の水質汚濁に係る環境基準(0.03 mg/L以下)を 上回るトリクロロエチレンが検出され地下水の汚染が判明しました。

そのため、岐阜県と協働して発生源の追跡調査を実施しましたが、特定が出来ず現在に至っていることから、地域住民に対しては環境基準を超過した井戸水はもちろん、検出された井戸水についても飲用は避け、水道水を使用するよう指導をしてきました。

また、地下水のトリクロロエチレン濃度状況と汚染の広がりを監視するため、初動調査時に環境基準を超えていた井戸 10ヶ所について、平成 20 年度からも水質調査を実施し継続的な監視を行ってきましたが、年々環境基準を下回ってきたため、3 年間連続して環境基準を下回っている井戸については管理者と相談した上で調査を終了しました。また、飲用に使用していない井戸水についても、管理者に飲用を避ける旨注意喚起をしたうえで、調査は平成 27 年度をもって終了しました。現在は、平成 25 年度より調査を開始した大明神トンネルの湧水にて調査を継続しており、環境基準は下回っています。

なお、平成 26 年 11 月に基準値が 0.03mg/L から 0.01mg/L に改正されています (「地下水の水質 汚濁に係る環境基準 (平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号についての一部を改正する件」(告示 H26.11.17))。



### トリクロロエチレン湧水調査平均値

(mg/I)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
大明神トンネル 湧水	0. 002	0. 002	0. 002	0. 001	0. 003	0. 001

トリクロロエチレンとは・・・

水に溶けにくく、油分をよく溶かす性質から、金属機械部品などの洗浄剤(脱旨)やドライクリーニングなどに使用されています。肝臓や腎臓に障害を及ぼす危険があると文献にはありますが、日本では、この物質が原因で障害が起きたという報告はありません。

# (2)水質汚濁防止対策

# ①発生源監視指導

水質汚濁の未然防止と生活環境の保全を図るため、冬期の渇水で水質が悪化する時期を中心とし、市内の特定工場等に対し水質汚濁防止対策の徹底を周知するとともに、市環境保全条例に基づき排出水自主測定結果の報告を要請し、その結果を確認し必要に応じて排水処理施設の維持管理の徹底と改善についての指導を行いました。

また、市と公害防止協定を締結している工場等については、協定に基づく立入検査の実施及び 各種報告書の確認による監視、指導を行いました。

# ②ゴルフ場の排出水等の監視

ゴルフ場とその周辺地域の良好な自然環境づくり、公害防止及び災害防止を目的とした「ゴルフ場環境管理協定」を市内3つのゴルフ場と締結しています。

各ゴルフ場からの排出水は協定の管理目標値(下記指針値の2分の1)を達成していました。

# ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る 指導指針

農薬名	水濁指針値 (mg/L)			
(殺虫剤) 5項目				
ダイアジノン	0.05			
チオジカルブ	0.8			
トリクロルホン(DEP)	0.05			
ペルメトリン	1			
ベンスルタップ	0. 9			
(殺菌剤) 9項目				
イプロジオン	3			
イミノクタジンアルベシル酸塩	0.06			
及びイミノクタジン酢酸塩	(イミノクタジンとして)			
シプロコナゾール	0.3			
チウラム(チラム)	0.06			
チオファネートメチル	3			
トルクロホスメチル	2			
バリダマイシン	12			
ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)	1			
ベノミル	0. 2			
(殺虫剤) 5項目				
シクロスルファムロン	0.8			
シマジン(CAT)	0.03			
トリクロピル	0.06			
ナプロパミド	0.3			
フラザスルフロン	0.3			
MCPA イソプロピルアミン塩及び MCPA ナトリウム塩	0.051			
MOIAインフロビル/ マン塩及U、MOIA / ドッツム塩	(MCPA として)			

<sup>※</sup>表に掲げた農薬の指針値においても、今後新たに水濁基準値が設定された場合にはその値を 10 倍した 値を指針値とする。

<sup>※</sup>表に記載のない農薬であっても水濁基準値が設定されているものについては、その値を 10 倍とした値を水濁指針値とする。

<sup>※</sup>水産基準値が設定されている農薬について、その値を10倍とした値を水産指針値とする。

<sup>(</sup>令和2年3月27日環水大土発第2003271号 環境省水・大気環境局長通知)

# 3. 騒音

## (1) 騒音公害の概要

「やかましい音」、「好ましくない音」の総称を騒音といいますが、それが好ましいか、好ましくないかは、それを聞く人の主観的、感覚的な判断が大きく影響します。騒音の内容としては、工場等を発生源とするものから、建設作業騒音、自動車騒音、深夜営業騒音、宣伝放送による騒音、近隣生活騒音など多種多様です。静穏な住居環境を保全するためには市民一人ひとりが近隣騒音の防止に留意するなどの心がけが大切です。

# (2)環境騒音の状況

# ①一般地域(道路に面する地域以外の地域)

一般地域として、市内3地点で測定を実施した結果、3地点とも環境基準を達成していました。

## 令和2年度 環境基準の達成状況

(単位:dB)

測定地点	測定結果 (等価騒音レベル)	環境基準 達成状況	類型	環境基準 (6時~22時)	備考	
一色公園	44. 7	0	В	55 以下		
市役所北分室	44. 9	0	С	60 以下	昼間(6時~22 時)の時間帯につ いて測定・評価	
大平クラブ	38.8	0	A	55 以下		

※ A類型地域:専ら住居の用に供される地域 B類型地域:主として住居の用に供される地域

C類型地域:住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

# ②道路に面する地域

道路に面する地域における環境騒音については、平成 17 年度より点的評価 (※1) から面的評価 (※2) にて測定結果の評価を行っています。

※1 点的評価:地域を代表する地点の発生源(自動車)からの騒音測定結果を環境基準と比較して環境基準 達成率を求める方法

※2 面的評価:自動車騒音の減衰(発生源(自動車)からの距離、遮蔽物の有無、垂直距離、低騒音舗装等 の道路構造等)を考慮し、沿道 50mの範囲の各戸の騒音(推計値)を求め、環境基準と比較 して、その達成率を求める方法

#### 環境基準の達成状況

(単位:dB)

Student Laboratory	測定結果 (等価騒音レベル)		環境基準	alleget gretal	環境基準		VIII who has the
測定地点	昼間	夜間	達成状況	類型	昼間	夜間	測定年度
	(6時~22時)	(22時~6時)			(6時~22時)	(22時~6時)	
国道19号(山口)	72	69	X	В			R元
国道257号 (福岡)	70	62	0	В	70N T	65以下	H30
国道19号(落合)	70	68	X	В			H29
県道中津川停車場線 (新町)	61	52	0	С	70以下		H28
国道19号(手賀野)	70	65	0	С			H27
国道19号(山口)	71	66	X	В			R 2
国道257号 (苗木)	67	61	_	_	-	-	H28

# 令和2年度環境基準達成状況の評価結果

評価区間 延長(km)	評価区間数 (区間)	住居等数 (戸)	昼夜基準値 以下(戸)	昼のみ基準 値以下 (戸)	夜のみ基準 値以下 (戸)	昼夜とも基準 値超過(戸)
38.6	9	1, 329	1, 265	57	0	7

#### 騒音に係る環境基準

**《一般地域》** (単位:dB)

내 그와 4나 사기	時間の区分	昼間	夜 間
地域類型	該当地域	午前6時~午後10時	午後10時~午前6時
AA	医療施設が設置され地域などの 静穏を要する地域(中津川市は該当なし)	50以下	40以下
A及びB	騒音規制法の区域の区分のうち 第一種地域と第二種地域	55以下	45以下
С	騒音規制法の区域の区分のうち 第三種地域と第四種地域	60以下	50以下

## 《道路に面する地域》

(単位:dB)

時間の区分	昼 間	夜 間
地域の区分	午前6時~午後10時	午後10時~午前6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

<sup>※</sup> 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう

#### 《幹線交通を担う道路に近接する空間》

(単位:dB)

道路に面する地域のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次の表の基準値のとおりとする。

基準値				
昼間 (午前6時~午後10時)	夜間(午後10時~午前6時)			
70以下 65以下				
備者:個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が覚まれていると認められるときは				

備考: 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは 屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間:45 デシベル以下、夜間:40 デシベル以下)によることができる。

- ※「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市道にあっては4車線以上の区間に限る。)並びに一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。
- ※「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端」からの距離により、以下のとおり。
- 1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- 2) 2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

## 《新幹線鉄道騒音/リニア中央新幹線》

(単位:dB)

基	準値
I (専ら住居の用に供される地域)	Ⅱ (商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域)
70 以下	75 以下

# (3) 騒音に係る特定工場等

工場等の事業活動に伴って発生する騒音を防止するため、騒音から人の健康を保護 し生活環境を保全する必要のある地域が指定され、この騒音指定地域内にある特定施 設を有する工場等(特定工場等)について、騒音規制法及び岐阜県公害防止条例に基 づき規制を行っています。

# 騒音に係る特定工場等の届出状況

令和3年3月末現在

法令等	騒音規制法		県公害防止条例		
施設の種類	特定工場等数	施設数	特定工場等数	施設数	
金属加工機械	68	1, 132	5	68	
空気圧縮機等	121	1,031	6	29	
土石用破砕機等	25	81	_	_	
建設用資材製造機械	11	16	_	_	
木材加工機械	123	380	_	_	
抄紙機	4	15	_	_	
印刷機械	5	19	_	_	
合成樹脂用射出成形機	14	152	_	<u> </u>	
鋳型造型機	_	_	_	_	
撚糸機	_	_	1	5	
紙工機械	_	_	1	5	
合成樹脂用粉砕機	<u> </u>	_	7	30	
高速切断機	_	_	8	108	
走行クレーン	_	_	99	625	
クーリングタワー	_	_	36	198	
冷凍機	_	_	32	222	
計	371	2, 826	195	1, 288	

# 特定工場に係る騒音の規制基準

(単位:dB)

時間の区分	昼 間	朝夕	夜 間	
地域の区分		午前6時~午前8時 午後7時~午後11時		該当地域
第1種区域	50	45	40	良好な住居の環境を保全するため、特に 静穏の保全を必要とする区域
第2種区域	60	50	45	住居の用に供されているため、静穏の保 持を必要とする区域
第3種区域	65	60	50	住居の用にあわせて商業、工業等の用に 供されている区域であって、その区域内 の住民の生活環境を保全するため、騒音 の発生を防止する必要がある区域
第4種区域	70	65	60	主として工業等の用に供されている区域 であって、その区域内の住民の生活環境 を悪化させないため、著しい騒音の発生 を防止する必要がある区域

# (4)騒音に係る建設作業

建設作業は、一時的または短期的で終了するものがほとんどです。しかし、作業場所は限定されており、他所で作業するわけにはいかないため、住居の立ち並ぶ場所等では騒音問題が発生しやすくなっています。

このような騒音を防止するため、工場等騒音と同様、騒音規制法により住民の生活環境を保全する必要がある地域が指定され、この地域内で実施されるくい打ち機等を使用する作業など8種類の建設作業について規制を行っています。

令和元年度の騒音に係る特定建設作業の届出は、68 件と、平成 30 年度の 36 件から 大幅に増加しました。

騒音に	係る	特定建設值	作業届出状況	(令和2年度)
	שי אנו	NEED	「不用山ツル	<b>、いれらて及</b> /

作業の種類	届出件数	
くい打機等を使用する作業	6	
びょう打機を使用する作業	0	
さく岩機を使用する作業	38	
空気圧縮機を使用する作業	13	
コンクリートプラント等を設けて行う作業	0	
バックホウを使用する作業	21	
トラクターショベルを使用する作業	1	
ブルドーザーを使用する作業	4	
計	83	

#### 特定建設作業に係る騒音の規制基準

区分	基準値 (dB)	作業ができない時間	一日当たりの 作業時間	同一場所こ おける作業期間	日曜休日に おける作業
第1号区域	85	午後7時~午前7時	10時間以內	連続6日	禁止
第2号区域	85	午後10時~午前6時	14時間以内	連続6日	禁止

注1) 第1号区域:①騒音規制法の規制区域区分が第1種、第2種及び第3種区域である地域

②騒音規制法の規制区域区分が第4種区域のうち、学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域内

第2号区域:騒音規制法の第4種区域のうち、前第1号区域以外の区域

注2) 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

# (5)騒音の防止対策

### ①自動車騒音

中央自動車道の騒音苦情に対応し、中央自動車道の東濃沿線 5 市で構成する「中央自動車道環境対策連絡協議会」を通じ、中日本高速道路(株)多治見保全サービスセンターへ遮音壁の設置要望等を行っています。また、同社の飯田保全サービスセンターに対しても中津川市単独で遮音壁の設置要望等を行っています。

令和2年度は、コロナウィルスの影響で交通量が減少したため、騒音測定は実施せず、遮音壁の要望も行いませんでした。

### ②騒音に係る特定工場等及び特定建設作業

工場等騒音及び特定建設作業騒音に関しては、規制基準の遵守及び防音対策等の状況について立入検査により確認、指導等を行うとともに、市環境保全条例に基づき公害防止管理者等の設置が義務付けられた工場等に対し騒音測定結果の報告を求め、その確認と指導を行いました。

また、特定工場等及び特定建設作業に関しては、「騒音規制法」及び「岐阜県公害防止条例」に基づく届出の段階で騒音防止に関する指導を行いました。

### (6) 深夜営業騒音に対する規制

岐阜県では、住みよい生活環境を守るため岐阜県公害防止条例のなかで、飲食店などの 営業に係る騒音を規制しています。

飲食店営業・喫茶店営業に係る騒音の規制(県公害防止条例第 58 条)

地域の区分	規制基準	区域の概略	規制時間帯
第1種区域	40 dB	住居系地域	
第2種区域	45 dB	居住系地域	午後 10 時~
第3種区域	50 dB	商業地域	翌日午前6時
第4種区域	60 dB	工業系地域	

飲食店営業・喫茶店営業に係る音響機器の使用制限(県公害防止条例第58条の2)

区域の区分	摘要	規制時間帯
第1種区域	全域	
第2種区域	全域	
第3種区域	<ul><li>1.病院、有床診療所及び特別養護老人ホームの敷地</li><li>2.1に敷地が隣接している営業所の敷地</li></ul>	午後 11 時~ 翌日午前 6 時
第4種区域	除外	

※音が外部に漏れない場合は除外されます。

※対象音響機器:カラオケ装置、蓄音機、楽器、拡声装置

拡声器の使用制限(中津川市環境保全条例第32条)

区分	内容	規制時間帯
時間の禁止	拡声器の使用の禁止	午後8時~
		翌日午前7時まで
使用の制限	拡声器の使用の制限	午前7時~
		午後8時まで

### ※使用の制限

- (1) 方法 固定の場所で拡声器を使用するときは、1回 10 分以内とし、10 分を超える休止時間を置くこと。
- (2) 音量基準 拡声器から発生する音量が音源から 30 メートルの距離において最大値 65 ホー

ンをこえてはならない。

※時報、公共等の広報、自動車等の移動による使用、地域の風俗慣習、集団の整理誘導等は摘要 除外。

※県公害防止条例第59条にても拡声機の使用制限の定めあり

### 【参考】

### ○騒音のおおよその目安

騒音レベル	騒音感覚	音の大きさの目安
(dB)		
110 以上		ヘリコプターの近く・コンクリートブレーカ
100	極めてうるさい	
90		パチンコ店内
80		ゲームセンター店内
	うるさい	大声・騒々しい工場内
70	<i>y</i> 5 0 0	在来鉄道の車内・幹線道路周辺(昼間)
		蝉の声・掃除機・騒々しい街中
60		
	普通	普通の会話
50		静かな事務所
40		静かな住宅地(昼間)・深夜の市内住宅
	静 か	ささやき声・深夜の郊外住宅
30		

# 4. 振動

### (1)振動公害の概要

振動公害は騒音公害と類似した特性があり、その及ぶ範囲も一般に発生源周辺に限られます。 また、振動と騒音は同一の発生源から同時に発生することが多いです。

### (2)振動に係る特定工場等

騒音と同様に、工場等の事業活動に伴って発生する振動を防止するため、振動から 人の健康を保護し生活環境を保全する必要のある地域が指定され、この指定地域内に ある特定施設を有する工場等について、振動規制法に基づき規制を行っています。

### 振動に係る特定工場等の届出状況

令和3年3月末現在

法令等	振動規	見制法
施設の種類	特定工場等数	施設数
金属加工機械	67	1, 280
圧縮機等	91	588
土石用破砕機等	19	73
コンクリートブロックマシン等	6	31
木材加工機械	6	9
印刷機械	1	10
ロール機	4	7
合成樹脂用射出成形機	13	190
計	207	2, 188

### 特定工場等に係る振動基準

(単位:dB)

時間の区分	昼 間	夜 間
地域の区分	午前8時~午後7時	午後7時~午前8時
第1種区域	60	55
第2種区域	65	60

注)第1種区域:騒音規制法の第1種、第2種区域 第2種区域:騒音規制法の第3種、第4種区域

### (3)振動に係る建設作業

建設作業に伴い発生する振動については、工事の規模や建設機械の大型化などにより影響範囲が広がってきています。建設作業は一般に短期間で完了することが多いですが、騒音と異なり建物等に被害が残ることがあるため問題が生じやすくなっています。

この振動を防止するため、振動規制法により住民の生活環境を保全する必要がある 地域が指定され、この地域内で実施されるくい打機等を使用する作業など4種類の建 設作業について規制を行っています。

令和元年度における市内での振動にかかる特定建設作業の届出は下表のとおり 34 件となっており、平成 30 年度の 18 件から騒音同様大幅に増加しました。

振動に係る特定建設作業届出状況(令和2年度)

作業の種類	届出件数
くい打機等を使用する作業	6
鋼球を使用して破壊する作業	0
舗装版破砕機を使用する作業	1
ブレーカーを使用する作業	35
計	42

### 特定建設作業に係る振動の規制基準

区分	基準値(dB)	作業ができない時間	一日当たりの 作業時間	同一場所に おける作業期間	日曜休日における作業
第1号区域	75	午後7時~午前7時	10時間以内	連続6日	禁止
第2号区域	75	午後10時~午前6時	14時間以内	連続6日	禁止

注1) 第1号区域:①騒音規制法の規制区域区分が第1種、第2種及び第3種区域である地域

②騒音規制法の規制区域区分が第4種区域のうち、学校、保育所、病院、患者の収容施設を有

する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域内

第2号区域:騒音規制法の第4種区域のうち、前第1号区域以外の区域

注2) 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

### (4)振動の防止対策

特定工場等及び特定建設作業に関しては振動規制法に基づく届出の段階で振動防止 に関する指導を行いました。

# 5. 悪臭

### (1)悪臭公害の概要

悪臭の判断は人の感覚により直接感知されますが、人の嗅覚には著しい個人差があります。また、工場をはじめ、商店・飲食店・家庭生活等、実に多種多様な臭いが発生しているとともに、悪臭のほとんどが低濃度の複合臭であるため、規制・対応が非常に難しい状況です。

### (2) 悪臭苦情

悪臭苦情の発生源は実に多種多様に渡っています。また、工場・農地・畜産・住宅の 混在する地域が増え、今後苦情が増加していくことが考えられます。その反面、原因不 明の場合や、規制の対象外の場合、または規制物質であっても規制の基準値内であって も苦情が発生する場合など、対策が非常に難しくなってきています。

### (3)悪臭の規制

工場その他の事業場の事業活動に伴って発生する悪臭物質の規制基準が設定されています。 住民の生活環境を保全するため、規制地域が指定されており、中津川市は全域がこの指定地域 となっています。

### 悪臭物質の規制基準等

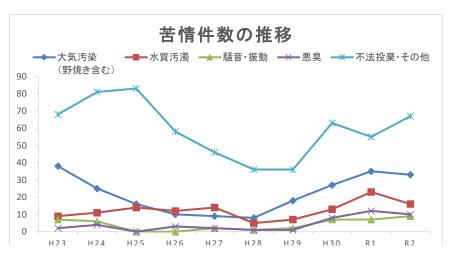
	1号規制	2 号	3号		特徴等			
特定悪臭物質	基準		規制	においの特徴	主な発生源			
	(ppm)	対象	対象	(2401 1) [1]	工。公儿工协			
アンモニア	1	•		し尿のようなにおい	畜産、化製場、し尿処理場等			
メチルメルカプタン	0.002		•	腐ったタマネギ臭	パルプ製造、化製場、し尿処理場等			
硫化水素	0.02	•	•	腐った卵のようなにおい	畜産、パルプ製造、し尿処理場等			
硫化メチル	0.01		•	腐ったキャベツ臭	パルプ製造、化製場、し尿処理場等			
二硫化メチル	0.009		•	腐ったキャベツ臭	パルプ製造、化製場、し尿処理場等			
トリメチルアミン	0.005	•		腐った魚のようなにおい	畜産、化製場、水産缶詰製造等			
アセトアルデヒド	0.05			刺激的な青ぐさいにおい	化学工場、魚腸骨処理、タバコ製造等			
プロピオンアルデヒド	0. 05	•		刺激的な甘酸っぱい焦臭	焼付け塗装工程を有する事業場等			
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	•		刺激的な甘酸っぱい焦臭	焼付け塗装工程を有する事業場等			
イソブチルアルデヒド	0.02	•		刺激的な甘酸っぱい焦臭	焼付け塗装工程を有する事業場等			
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	•		むせるような甘酸っぱい焦臭	焼付け塗装工程を有する事業場等			
イソバレルアルデヒド	0.003	•		むせるような甘酸っぱい焦臭	焼付け塗装工程を有する事業場等			
イソブタノール	0.9	•		刺激的な発酵したにおい	塗装工程を有する事業場等			
酢酸エチル	3	•		シンナーのような刺激臭	塗装工程、印刷工程を有する事業場等			
メチルイソブチルケトン	1	•		シンナーのような刺激臭	塗装工程、印刷工程を有する事業場等			
トルエン	10	•		ガソリンのようなにおい	塗装工程、印刷工程を有する事業場等			
スチレン	0.4			都市ガスのようなにおい	化学工場、FRP 製品製造工場等			
キシレン	1	•		ガソリンのようなにおい	塗装工程、印刷工程を有する事業場等			
プロピオン酸	0.03			刺激的な酸っぱいにおい	脂肪酸製造工場、染色工場等			
ノルマル酪酸	0.002			汗くさいにおい	畜産、化製場、でんぷん工場等			
ノルマル吉草酸	0.0009			むれたくつ下のにおい	畜産、化製場、でんぷん工場等			
イソ吉草酸	0.001		•	むれたくつ下のにおい	畜産、化製場、でんぷん工場等			
※1 早出判 動地接関組の単	. #							

- ※1号規制 敷地境界線の地表
  - 2号規制 気体排出口
  - 3号規制 排出水(排出推量により3段階の規制に区分)

# 6. 公害苦情

### (1) 苦情件数の推移

令和2年度に受け付けた苦情件数は合計136件で、コロナウィルスによる外出自粛規制を受け、野焼きの苦情、空き地の管理(草刈り)の苦情が増加しました。



区分		典型7公害								
年度	大気汚染 (野焼き含む)	水質汚濁	騒 音	振動	悪臭	土壤汚染	地盤沈下	廃棄物投棄	その他	総数
2	3 3	1 6	9	0	1 0	0	1	5 0	17	1 3 6
元	35	23	7	0	12	0	0	55	0	132
30	27	13	7	0	8	0	0	61	2	118
29	18	7	2	0	1	0	0	31	5	64
28	8	5	1	0	1	0	0	35	1	51
27	9	14	2	0	2	0	0	46	0	73
26	10	12	0	0	3	0	0	58	0	83
25	16	14	0	0	0	0	0	80	3	113
24	25	11	2	4	4	0	0	78	3	127
23	38	9	7	0	2	0	0	68	0	124

※典型7公害:大気汚染(野焼き含む)、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染及び地盤沈下

### ① 典型7公害

令和2年度の公害苦情(136件)のうち、「典型7公害」の苦情件数は69件(全公害苦情件数の51%)で、前年度に比べ8件減少しました。令和2年度の典型7公害の苦情を種類別にみると、大気汚染(野焼き含む)33件と最も多く、次いで水質汚染16件となっています。

大気汚染の苦情の多くは、野外焼却に関するもの(32件)でした。違法焼却ではなく例外規定として認められている野外焼却についても苦情が寄せられています。水質汚濁に関する苦情については、水質基準は満たしていますが、色や泡等、視覚的な変化に対する苦情、また降水量が少なかったために、河川の水量等減少にともなった変化による問合せも寄せられました。

### ② 典型7公害以外

「典型7公害以外」の苦情件数は67件(全公害苦情件数の49%)で、その他の苦情の内訳としては、太陽光開発に関する案件(2件)、トラック等の運搬物の飛散(1件)、私有地等の雑草に繁茂(10件)、獣ふん(1件)、廃棄物の不適正管理放置(3件)でした。市の指導業務ではないものの、私有地(空き地等)における雑草の管理についての苦情が年々増加しており、令和2年度より、その他の案件として計上をします。

# 7. リサイクルと廃棄物

### (1) 廃棄物の状況

### ①ごみ排出量

当市のごみの排出量は、平成29年4月のごみ処理手数料有料化制度の実施以前と比較し、燃えるごみについては減少しましたが、燃えないごみは増加しています。大型ごみについては、平成28年度では、有料化前の駆け込みでごみの排出量が増加しました。その反動もあり、平成29年度においては大型ごみの排出量が大きく減少しています。なお、ごみ処理手数料有料化の効果検証については、駆け込みでの排出の影響等が大きいことから、短期間の実績では十分な検証ができないため、令和5年度に評価を行います。令和2年度のごみの排出量は、令和元年度と比較して908 t減少しています。令和元年度からのコロナウィルスによる巣ごもり需要等による家庭形廃棄物の増加がみられたものの、経済活動抑制に伴う事業系廃棄物の減少、集団資源回収の中止等を受け、総排出量としては減少しました。全国的に多くの自治体がごみの減量化に成功している中、中津川市も環境への負荷が少ない低炭素・循環型社会の実現に向けて、将来への負担を先送りにしない、着実なごみ減量対策を講じていく必要があります。各家庭において、生活スタイルの見直しを啓発するとともに、取り入れやすいごみ減量方法を検討し、促進していくことが大切です。

### ごみ排出量

(単位:t)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
家庭系ごみ		20,290	18,458	17,654	17,967	18,339
	燃えるごみ	15,829	15,621	14,448	14,606	14,382
	燃えないごみ	808	845	806	840	980
	大型ごみ	2,815	1,036	1,459	1,610	1,945
	その他	_	_	_	_	_
資源ごみ	資源ごみ	838	956	946	911	1,032
	事業系ごみ	6,823	6,826	6,908	6,960	6,371
	燃えるごみ	6,365	6,331	6,350	6,222	5,633
	燃えないごみ	77	81	106	92	80
	大型ごみ	381	414	452	646	658
<b>小計(集団回収を除く総ごみ量)</b>		27,113	25,284	24,562	24,927	24,710
集団回収		3,290	3,431	3,061	2,929	2,238
ごみ排出量		30,403	28,715	27,623	27,856	26,948
,	人口 (人)	78,319	77,579	76,871	76,284	76,658

※各年度10月1日現在人口

出典:環境省「一般廃棄物処理実態調査」、令和2年度は、速報値

### 市民1人1日あたりのごみ排出量の推移

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	中津川	1,064	1,014	984	996	963
総排出量	岐阜県	892	892	891	894	
	全 国	925	920	919	918	<del></del>
o e a	中津川	825	773	738	747	735
家庭系	岐阜県	635	632	626	624	_
(集団回収含む)	全 国	646	641	638	638	
	中津川	239	241	246	249	227
	岐阜県	257	260	265	270	
	全 国	278	279	280	280	

市民1人1日あたりのごみ排出量の推移グラフ



### ②ごみ処理経費

中津川市における一般廃棄物の処理に要した経費 (建設改良費を除く。) は、令和 2 年度は 1,111,162 千円でした。 一人当たりに換算すると 14,495 円、  $1 \log n$  あたり 41.2 円でした。

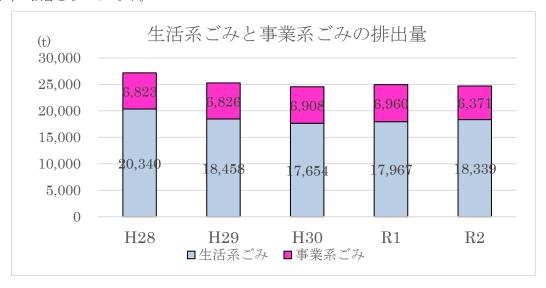
ごみ処理事業経費(建設改良費を除く)の推移

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ごみ処理経費(千円)		1, 085, 914	1, 095, 611	1, 069, 402	1, 068, 750	1, 111, 162
一人当たりの	市	13, 865	14, 123	13, 912	14, 010	14, 495
経費 (円)	県	13, 890	14, 060	13, 792	13, 769	_
	全国	12, 680	12, 643	13, 082	13, 161	_
1kg当たりの処理経費 (集団回収除く)		40.0 円/kg	43. 3 円/kg	43.8 円/kg	42. 9 円/kg	41.2 円/kg

出典:環境省「一般廃棄物実態調査」

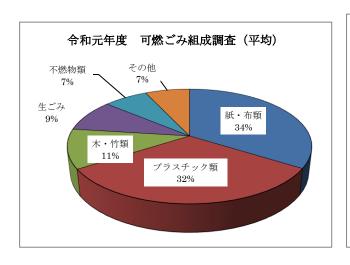
### ③生活系ごみと事業系ごみ

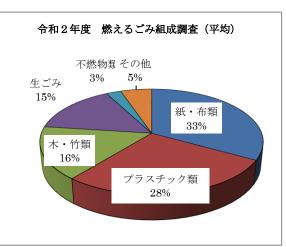
生活系ごみとは、一般家庭から排出されたごみであり、事業系ごみとは、事業所等から排出されたごみです。 令和2年度は生活系ごみが18,339 t、事業系ごみが6,371 t であり、生活系ごみが74%を占めていました。なお、 例年同水準の割合となっています。



### ④ごみの組成調査

環境センターでは、搬入された「可燃ごみ」(「燃えるごみ」+「粗大不燃施設での破砕残渣等」を含みます。)の 組成調査を行なっています。組成調査の結果では、可燃ごみの多くを紙・布類が占めており、その割合は平成30年度 (平均)36%でしたが、令和元年度(平均)は34%、令和2年度(平均)は33%と徐々に減っています。ごみの減量 のためには、約7割を占めている紙・布類及びプラスチック類のリサイクル化を推進していく必要があります。





### ⑤最終処分場について

令和2年度の最終処分量は2,444 t、1人1日当たりの最終処分量は91gでした。

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
最終処分量(t)		2, 415	2, 503	2, 356	2, 424	2, 444
1人1日当	市	84	88	84	87	87
たりの最終	県	67	68	69	68	_
処分量(g)	全国	85	83	83	82	_

2005 年から、供用開始した最終処分場(約73,000 m³)は、令和2年度末現在残余容量は28,661 m³・残余年数は10年であり、2031年度には一杯となる計算です。

当該年度末の残余容量 残余年数= 当該年度の最終処分量/埋立ごみ比重

### (2) ごみ減量化の取り組み施策

### ① 布類の回収について

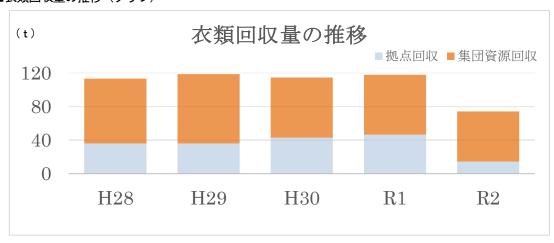
平成27年度より、ごみの減量化を推進するために、布類の回収を開始しました。なお、平成29年度より、環境センターでは常時回収を行っています。また、各事務所窓口でも年3回実施していましたが、請負事業者の人員不足等により、令和2年度からは、市役所本庁舎のみの拠点回収、環境センターでの常時回収の取組体制となっています。令和2年度においては、コロナウィルスの感染拡大により、衣類の回収ルートが停滞し、衣類回収を6月に一時中断したことも伴い、回収量が減少しました。市役所本庁舎においても令和2年度は、10月と2月の年2回の実施でした。

■衣類回収量の推移 (単位:t)

	○	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
	環境センター	2. 1	6. 9	10. 3	12.8	6.6
	市役所	12. 6	9.9	12. 0	13. 4	7. 9
	苗木事務所	1. 9	2. 1	2. 1	2. 1	
拠	坂本事務所	2. 6	1. 5	2. 7	2. 7	
点	落合事務所	2. 9	2. 3	2. 5	2. 5	
施	阿木事務所	0.6	0.5	0.7	0.7	
設で	神坂事務所	0.2	0.2	0.3	0.5	
o o	山口総合事務所	0.8	0.7	0.7	1.1	
衣	坂下総合事務所	4. 1	4.6	3.8	3. 4	
類	川上総合事務所	1.2	0.8	1.0	1.7	
	加子母総合事務所	2. 5	1.2	1. 9	1.5	
収	付知総合事務所	2. 9	2. 5	3. 4	2. 4	
,,,,	福岡総合事務所	1. 1	1. 7	1.8	1.2	
	蛭川総合事務所	0.5	0.7	0.3	0.5	
	小 計	36. 0	36.0	42. 9	46. 5	14. 5
集[	団資源回収(衣類回収)	77. 4	82.6	71. 7	71. 3	59. 7
	合 計	113. 4	118.6	114. 6	117.8	74. 2
市民	ミ1人1年あたりの回収量	1.4 kg/年	1.5 kg/年	1.5 kg/年	1.5 kg/年	1.0kg/年

※端数を四捨五入しているため合計が一致しない場合があります

### ■衣類回収量の推移(グラフ)



### ②剪定枝の堆肥化

平成 27 年度より、ごみの減量化を推進するために、一斉清掃の時期 (6月、9月) に合わせて刈り草、剪定枝の 堆肥化を行っています。堆肥は、環境フェスタ等で市民に無料配布しています。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
堆肥化した刈草等の量	80t	69t	46t	51t	54t

### ③ごみ処理手数料有料化制度への取り組みについて

ごみの減量化とリサイクルを促進する循環型地域への転換をはかるため、平成26年度に中津川市ごみ減量検討市民会議を設置し、議論を重ねた結果、平成29年度よりごみの処理にかかる費用の一部を排出者である市民の皆さまに手数料としてご負担いただく「ごみ処理手数料有料化制度」を段階的にスタートしました。有料化制度の導入に先駆け、平成28年度に、有料化制度の導入について、各地区にて説明会の開催等を行いました。平成29年4月より、大型ごみの有料化を開始し、さらに平成29年8月からは、燃えるごみ、燃えないごみの有料化を開始(新ごみ袋での販売・収集の開始)しました。ごみ処理手数料制度の切り替えに際して、8・9月の2ヶ月間を新・旧のごみ袋使用可能期間として設定し、平成29年10月より新ごみ袋での収集に完全移行しました。

#### 【ごみ処理手数料有料化制度の概要】

ごみ区分	サイズ	制度導入前	制度導入後	制度開始時期
大型ごみ	-	無料	100円/10kg(直接搬入) 500円/シール1枚(拠点回収)	平成 29 年 4 月
	大	260円/15枚入(17.3円/枚)	450円/10枚入(45円/枚)	
燃えるごみ	中	260円/20枚入(13.0円/枚)	300円/10枚入 (30円/枚)	
	小	260 円/25 枚入(10.4 円/枚)	180円/10枚入(18円/枚)	平成 29 年 8 月
	大	260円/10枚入(26.0円/枚)	450円/10枚入(45円/枚)	平成 29 平 8 月
燃えないごみ	中	260円/12枚入 (21.7円/枚)	300円/10枚入 (30円/枚)	
	小	260円/15枚入(17.3円/枚)	180円/10枚入(18円/枚)	

<sup>※</sup>ごみ袋のサイズは変更していません。

### (3) リサイクル事業

### ①集団資源回収の奨励

中津川市では、小中学校のPTAや地域、子供会・老人会等による集団資源回収(廃品回収)活動が行われています。

集団資源回収はごみの減量化と資源の有効な活用を図り、循環型社会の構築および生活環境の保全を図ることができる有意義な活動と考えています。また、子供の頃からの環境保全及び、ごみ減量に対する考え方や地域への行事参加も大切と考えています。そこで、集団資源回収を実施している団体に下記のように奨励金を交付し、活動の支援をしています。

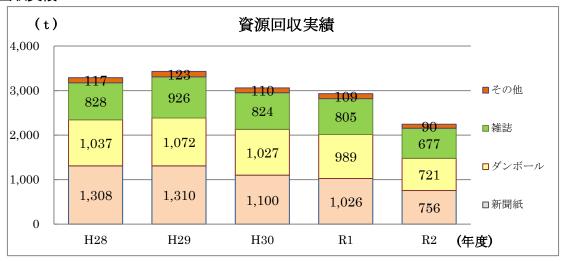
対象品目:ダンボール・新聞紙・雑誌・缶類・ビン類・布類・牛乳パック等 奨励金額:5円/kg

集団資源回収量 (単位:t)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
中津川	2, 285	2, 387	2, 149	2, 022	1, 487
山口	55	53	45	70	35
坂 下	214	235	198	234	186
川上	43	35	43	38	35
加子母	136	144	120	113	102
付 知	206	201	178	137	117
福岡	238	246	227	211	196
蛭 川	113	130	101	103	84
合 計	3, 290	3, 431	3, 061	2, 929	2, 243

※端数を四捨五入しているため合計が一致しない場合があります

### 資源回収実績



# ② リサイクルボックス

市では、家庭から出る紙類などを集団資源回収に出せなかった、または保管しきれない量になった場合に活用できるよう、リサイクルボックスを設置しています。(令和2年度末設置数 55 箇所)

リサイクルボックスでは、主に新聞紙、雑誌(雑がみ)、段ボールを回収し、資源の循環を図っています。

### サーラちゃんリサイクルボックス(市管理)回収量

(t)

年度	H28	H29	Н30	R1	R2
新聞紙	61	28	29	20	24
段ボール	58	56	59	58	67
雑誌	88	81	63	76	92
合計	207	165	151	154	183

### リサイクルボックス一覧

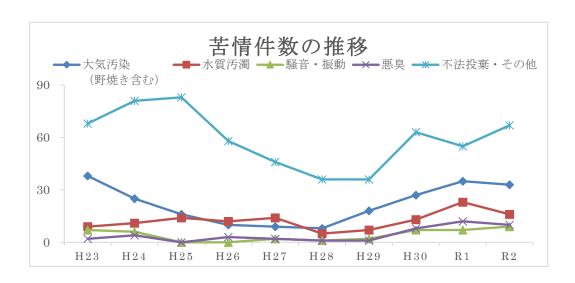
No.	建物名称	18	第18区	36	山口事務所	54	蛭川事務所2
1	サーラちゃんボックス(市役所)	19	尾鳩区	37	山口第2町内会		21 区
2	少年センター(中央公民館)	20	第23区	38	馬籠		
3	サンライフ中津川	21	東18区②	39	坂下総合事務所		
4	桃山公園	22	8区 (本町)	40	坂下中学校		
5	第9区	23	山手区	41	上野本郷		
6	第18区	24	共栄区	42	川上事務所		
7	一色区	25	苗木事務所	43	川上小学校		
8	松田区	26	苗木三郷区	44	加子母総合事務所		
9	第16区	27	苗木上並松区	45	加子母保育園		
10	第19区	28	苗木津戸区	46	加子母中学校		
11	銭亀区	29	苗木雇用促進区	47	付知リサイクル資源倉庫		
12	第10区	30	坂本事務所	48	付知		
13	大平区	31	坂本北原一組	49	福岡		
14	第17区	32	茄子川	50	田瀬		
15	第12区	33	落合事務所	51	下野		
16	一式保育園	34	阿木事務所	52	高山		
17	第1区	35	神坂事務所	53	蛭川事務所		

### (4) 不法投棄等の苦情処理件数

不法投棄や野外焼却の苦情については、ここ数年減少傾向にありましたが、平成30年度以降は増加しています。 特に野外焼却については、令和元年度に急増しています。これは、違法焼却より例外規定の農作業に伴う焼却への 通報が増えており、田畑等から宅地開発した後の定住者(集合住宅を含む。)との地域間コミュニケーションの希薄に 伴うものが大半です。また、不法投棄については、ごみステーションでの通報が増えており、ごみの分別方法の周知 不足や個人のマナーの問題が考えられます。個人個人の意識啓発を一層促していくことが必要と思われます。

不法投棄監視パトロールの強化や不法投棄重点地域を中心に不法投棄防止看板を設置し、不法投棄を未然に防ぐことが大切です。また、「地域環境は、地域で守る」ことも大切ですので、区長さんや住みよい環境づくり推進員さんと地域住民との協力体制を強化し、パトロール等を実施していただくことも大切です。

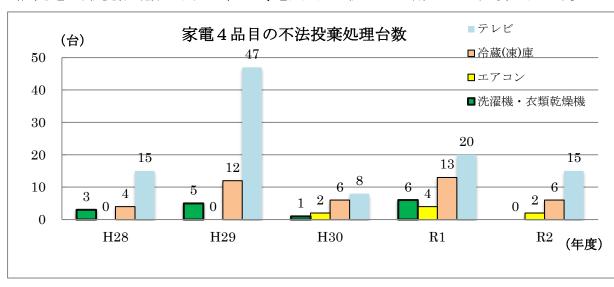
市では、不法投棄の防止と発見した場合の指導等を行うことを目的として、自治会等と連携して移動式監視カメラを一定期間設置する取組みを始めています。



### (5) 家電4品目の不法投棄処理件数

平成13年4月1日より、家電リサイクル法が施行され、テレビ(ブラウン管)・冷蔵(凍)庫・エアコン・洗濯機はリサイクルすることが義務付けられました。また、平成21年4月1日より、テレビ(液晶・プラズマ式)及び衣類乾燥機が追加されました。これらを処分するときは、リサイクル料金と収集運搬料金が必要になります。通常の廃棄物とは処理方法が異なるため、不法投棄されることも多く、一つの場所に何台も不法投棄されているケースもあります。





# (6) し尿処理

### ①し尿・汚泥処理量

し尿は市域を二分し、旧市地区は衛生センターで、旧恵北地区は恵北衛生センターで処理をしていましたが、新しくできた汚泥処理センターの本格稼働に合わせ、令和元年12月からは全て汚泥処理センターで処理をしています。

し尿・汚泥処理量

(単位:kℓ)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
し尿	10, 582	10, 045	9, 599	9, 336	8, 922
浄化槽汚泥	14, 187	13, 070	12, 901	12, 093	11, 585
計	24, 769	23, 115	22, 500	21, 429	20, 507

一般廃棄物実態調査より(令和2年度数値は速報値です)

### ③ し尿処理事業経費

し尿処理事業経費(建設改良費を除く。)は、令和2年度は、220,403千円で、一人当たりに換算すると2,875円でした。

### し尿処理事業経費(建設改良費を除く)

		平成28年度	平成 29 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
し尿処理経費	(千円)	371, 864	350, 680	343, 077	329, 070	220, 403
一人当たりの	市	4, 748	4, 520	4, 463	4, 313	2,875
処理経費 (円)	県	2, 330	2, 386	2, 302	2, 282	
	全国	1, 466	1, 553	1, 454	1, 464	

一般廃棄物実態調査より(令和2年度の県、全国数値は、令和4年度に公表予定、中津川市数値は速報値です)

# 第2章 中津川市の環境の現状



付知峡

# 第1節 第三次中津川市環境基本計画

### 1. 環境基本計画の位置づけ

環境基本計画は、中津川市環境基本条例第7条に基づき、本市の良好な環境の保全と創出の基本方 針として策定されたものです。

平成16年3月に「中津川市環境基本計画(第一次中津川市環境基本計画)」を策定し、その後、 平成17年2月の市町村合併を受けて、平成19年3月に「第二次中津川市環境基本計画」として見直 ししており、その計画期間が終了したことから、「第三次中津川市環境基本計画」を策定しました。計 画策定から5年が経過し、社会情勢に変化があったことから、令和2年度に中間見直しを行いました。

### 2. 計画の将来像

本計画における将来の環境像は、中津川市総合計画の将来都市像『かがやく人々 やすらげる自然 活気あふれる 中津川』を踏まえて定めています。本市のやすらぐ美しい自然を守り、生活環境、自然 環境、地域環境にやさしい取組みを通じて、活気あふれ魅力あるまちをつくり、その恵みを将来にしっ かりと引き継いでいくことを目指して定めました。

〈第三次中津川市環境基本計画で掲げる中津川市の将来の環境像〉

# 自然共生・循環・低炭素型の魅力あふれるまち 中津川

将来の環境像を実現す	「るための5本の柱			
自然共生	循環	低炭素	安全安心	人づくり
自然と人間のかかわ	家庭や事業活動か	自然エネルギーの導	生活環境を守り、快	多様な主体、幅広い世
りの中で豊かな自然	ら排出される廃棄	入などにより、二酸	適で安全に安心して	代が連携・協力し、将
環境を保全し、その	物等を減らし、でき	化炭素の排出を削減	住み続けられる地域	来の環境を守る人材
恵みを適切に活用し	るかぎり再資源化	します。	づくりを進めます。	を育てます。
ます。	します。			

### 3. 計画の期間

本計画の取組み期間は、平成28年度から令和7年度(平成37年度)までの10年間とします。 中間時点となる令和2年度に社会情勢の変化等に対応するため、見直しを行いました。

# 第2節 計画の施策体系

# 1. 計画の施策体系

環境像	5本の柱	基本方針		施策内容	
			1–1	自然環境保全を推進するための仕組づくり	
		1 自然を守る仕組みをつくる	1–2	自然環境保全活動のための人材育成	
			1–3	自然環境保全活動につながる市民運動の推進	*
自然共生・循環・低炭素型の魅力あふれるまち			2-1	自然環境に関する基礎情報の収集	
		2 自然を調べ理解する	2–2	希少な生きものに関する調査	*
	自然共生地或づくり		2–3	外来生物に関する調査	*
	(中津川市生物多様性地		3–1	希少な生きものの保全活動の推進	*
	域戦略を兼ねる)	0 + 55 + 75 4 15 4	3–2	外来生物の駆除の推進	*
		3 自然を保全する	3–3	野生鳥獣の保護及び管理	*
			3–4	森林・里地里山の整備推進	*
		4 自然を活かす	4–1	自然の恵みの有効利用	*
釜			4–2	自然を活かした観光や交流の推進	*
置の			4–3	自然体感型施設等の充実と活用	
魅		5 ごみ減量化の推進	5–1	ごみ減量化の普及啓発	*
カあ			5–2	市民・事業者・行政による協働の取組の推進	
ふわ			5–3	生ごみの有効利用の促進	
れる			5–4	レジ袋削減・詰換商品の選択促進	
まち	循環型地域づくり		6–1	集団資源回収やリサイクルボックスの活用促進	
	(一般廃棄物処理基本計 画を引用)	6 3 R (発生抑制、再使用、再生利 用)の推進	6–2	資源ごみの回収・利用の促進	
中津		/II/ <b>0</b> /IE/E	6–3	新たな回収拠点 (新リサイクルセンター) の活用 促進	
]]]		_	7–1	ごみ・し尿処理施設の適正処理・処分	
		7 環境に配慮した適性処理・処分	7–2	生活排水処理施設整備と適正管理	
		8 地域資源の循環的活用	8–1	木質バイオマス資源を循環的に活用する仕組づ くり	*
	佐中丰山中ペノロ		9–1	家庭や事業活動における省エネルギーの推進	
	低炭素地或づくり	9 エネルギーの効率的な利用促進	9–2	行政の効率的な省エネルギー活動の推進	

			10-1	太陽光発電及び太陽熱利用の導入促進	
			10–2	小水力発電の導入促進	*
		10 再生可能エネルギーの導入促進	10–3	木質バイオマスの利用促進	*
	低炭素地域づくり		10–4	再生可能エネルギーを活用した防災対策	*
	(中津川市地球温暖化対策		10–5	再生可能エネルギー活用による地域の活性化	
	実行計画・中津川市地域 新エネルギービジョン・		11-1	エコカーの普及促進	
	中津川市省エネ節電計画 を兼ねる)	11 交通の低炭素化	11–2	交通インフラの低炭素化	
ı			11–3	環境にやさしい交通システムの促進	
		12 森林による二酸化炭素の吸収源	12-1	健康な森づくりの推進	
ı		対策		カーボン・オフセットの推進	
1			13–1	大気環境の保全	
		13 健康で安全な環境づくり	13–2	水環境の保全	*
	安全安心な		13–3	騒音・振動及び悪臭対策の推進	
			13–4	地下水と土壌環境の保全	
	環境づくり		13–5	率先した公害防止対策の推進	
		14 快適で安心な環境づくり	14–1	不法投棄の防止	*
			14–2	まちの美化とマナーの向上	
			14–3	景観に配慮したまちづくり	
			15–1	地域における環境保全の担い手の発掘と育成	*
			15–2	環境教育・環境学習に携わる人材育成	
		15 環境保全活動を推進するための	15–3	市民や環境団体等の連携と活動の促進	*
		15 環境保全活動を推進するための 人づくり・仕組みづくり	15–4	事業者と連携した環境保全活動の仕組づくり	*
	環境保全に向けた 人づくり		15–5	大学等と連携した環境保全活動の仕組づくり	*
			15–6	環境情報の充実と発信	
			16–1	子どもたちに向けた環境教育・環境学習の充実	
		16 多様な主体による環境教育・ 環境学習の推進	16–2	環境教育・環境学習プログラムの作成	*
			16–3	環境イベントや講座の実施	

※★:重点プロジェクト

# 2. 環境施策の取り組み

# I. 自然共生地域づくり(中津川市生物多様性地域戦略)

### 地域の課題(環境基本計画より)

- 自然への関心の低下や開発、里地里山等の手入れの放棄○ 希少植物等の自生地における生育環境の悪化○ 特定外来生物の生育地の拡大

- 野生鳥獣の被害の拡大

### ■将来の環境像を実現するための指標と目標

指標	平成 26 年度 (2016 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	目標値 (2025 年度)
自然環境保全活動参加人数	延 275 人	延 761 人	延 1,066 人/年	延 1,000 人以上
湧水湿地の調査箇所数	2 カ所(累計)	3カ所(累計)	3カ所(累計)	12 カ所(累計)
ハナノキ自生地の調査箇所数	9 カ所(累計)	13 カ所(累計)	13 カ所 (累計)	19 カ所(累計)
希少種自生地保全箇所数	2 カ所(累計)	4カ所(累計)	4カ所(累計)	12 カ所(累計)
特定外来生物の分布区域数	272 カ所	379 カ所	416 カ所	350 カ所
外来種駆除ため池件数	3 カ所(累計)	6 カ所(累計)	7カ所(累計)	6 カ所(累計)
エコツーリズムツアーガイド数	0人	130 人	138 人	150 人

### ■施策内容

### (1) 自然を守る仕組みをつくる

①自然環境保全活動を推進するための仕組みづくり

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和2年度)	担当課
1-1	中津川市自然環境 団体等連絡会議の 推進	・「中津川市自然環境団体等連絡会議」を定期的に開催し、参加団体相互の交流や情報交換、技術・知識の向上を図ります。・環境団体と連携し、まままででは、カールのでは、カールのでは、カールのでは、カールのでは、大きないでは、大きないいでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないいは、大きないいでは、大きないいでは、大きないいでは、大きないいいでは、大きないいでは、大きないいでは、大きないいでは、大きないいでは、大きないいでは、大きないいいでは、大きないいでは、大きないいでは、大きないいいでは、大きないいいでは、大きないいいでは、大きないいいでは、大きないいいでは、大きないは、大きないいは、大きないいは、大きないは、大きないは、大きないは、大きないは、大きないは、大きないは、大きないは、大きないは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、	コロナウィルス感染拡大防止の観 点から、役員会の開催が難しく、 総会を兼ねた役員会を年度末に行 い、取組報告等、情報の共有を図 りました。	環境政策課

### ②自然環境保全活動のための人材育成

施策 コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和2年度)	担当課
1–2	幼児向け環境教育 の推進	・人と自然とのつながりを考えるこ とのできる豊かな心を育むことを目	保育園や幼稚園の幼児向けの木 育環境教育を実施しました。	環境政策課

		的に、木育や自然体験を取り入れた 幼児向け環境教育を、各保育園や幼 稚園で実施します。	【実績】 ・17 園 園児 358 人 ・指導員数 19 名	
1-2	河川環境教育の推 進	・子ども達に川の水質や生態系の保全、流域の繋がりなどの学びを提供するために、水生生物調査(カワゲラウォッチング)などの河川環境教育を、小中学校を対象に実施します。	小学校児童に対し、河川環境学習(カワゲラウォッチング)を 指導員及び環境政策課職員にて 実施しました。 【実績】 ・13 校 児童 407 人 (14 回実施 延 464 人参加) ・指導員数 25 名	環境政策課
1-2	環境教育の指導者 や保全活動の担い 手育成	・幼児向け環境教育や河川・森林の 環境教育などに携わる指導者を育成 するための指導者講習などを実施 し、本市の自然環境とその保全に関 する正しい知識を持ち、その知識を 伝え、活動していく人材を育成しま す。	木育実施園の保護者や保育士 OB などを対象にスタッフ勧誘 を行い、新規スタッフの増員に つながりました。 【実績】 ・木育養成講座増員数 2名	環境政策課
1-2	子どもたちへの林 業・木工の体験活 動の推進	・中津川市森の担い手育成構想の取組として、子どもたちに向けた林業や木工の体験活動を推進します。 ・岐阜県や森林文化アカデミーと連携し、成長段階に応じた体験活動の実施や木製品の配布、また実施に必要な人材の育成などを企画し実施します。	中津川市森の担い手育成構想に 基づき誕生記念木製品「三ツ緒 伐りカスタネット」及び新入園 児向け木製品「マルチボウル」 を制作し、幼いころから木に触 れる機会の創出に取り組みまし た。また、中学校1年次技術科 教材の配布と技術講師の派遣も 行いました。	林業振興課
1-2	林業・木材関連産 業の次世代を担う 人材育成	・中津川市森の担い手育成構想の取組として、大学生や社会人を対象とした林業や木材関連産業の人材育成に資する取組を推進します。	林業等を志す社会人への資格取 得支援や就労支援のほか、林業 従事者の資格取得支援を行いま した。 森林文化アカデミーが実施する 木材関連産業及び森林整備の視 察研修の支援を行いました	林業振興課

# ③自然環境保全活動につながる市民運動の推進

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和2年度)	担当課
1-3	自然環境・生物多様性保全に向けた 啓発キャンペーン の推進	・市民の自然環境に関する知識や保全意識の高揚を図るため、市民にも分かりやすく取り組みやすい生物多様性キャンペーン活動を企画・推進していきます。	コロナウィルス感染拡大防止のため、イベントの開催は出来なかったが、木育や環境学習を通して、生物多様性の PR を行いました。また、既存の市民向けのチラシの配架や広報誌にて啓発を推進しました。	環境政策課
1−3	自然環境保全活動 の推進	・環境団体や地域による森林・里地里山・湧水湿地・川などの保全活動への支援や協働した取組みを推進します。 ★重点プロジェクトとして期待される効果 ・自然環境・生物多様性の保全意識の高揚 ・市民が主体となった環境保全活動の創出	市民団体と一緒に、岩屋堂ハナノキ自生地、高山シデコブシ自生地において、毎木調査を実施しました。 市民を講師とした河川環境学習や、木育活動を実施しました。 環境団体が行う自然環境保全活動に関し、有識者による助言支援や資材の貸出等を行いました。	環境政策課

# (2) 自然を調べ理解する

①自然環境に関する基礎情報の収集

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和2年度)	担当課
2-1	身近な生きものの 調査の実施		河川環境学習(カワゲラウォッチング)において、身近な川に 生息している生き物調査を実施しました。	環境政策課

### ②希少な生きものに関する調査

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和2年度)	担当課
		況と自生地の現状を調査し、マップやデータベースを作成します。 ・東海丘陵要素植物が自生する里地里山や湧水湿地調査を行い、保全方針を検討し、自生環境の改善に向けた取組みを推進します。  ★重点プロジェクトとして期待される効果	指定天然記念物の一部に関し、 巡視等を通じて現状確認しました。	文化振興課
2-2 ★	生地の分布及び現		岩屋堂ハナノキ及びシデコブシ 自生地において、湧水湿地調査 (水文調査)を実施しました。 開始から 10 年間程度の調査を 実施し、現状の把握を進めてい きます。	環境政策課
2-2 ★	希少動物とその生 息地の分布及び現 状の調査	・絶滅危惧種などの希少動物の分 布状況と生息地の現状を調査し、 基礎データとして蓄積します。 ★重点プロジェクトとして期待される効果 ・基礎データの蓄積を通じた科学 的知見に基づく自生地保全 ・開発による自生地消失の未然防止	現状、取組み実績はありません。 今後、調査の対象種や調査方法 の手法などを検討していきま す。	環境政策課
		・既存の天然記念物や保存樹など の現状調査を定期的に実施し、保 護・保存の取り組みに活かします。 ・市民による保全の機運が高まっ	指定天然記念物の一部に関し、 巡視等を通じて現状確認しました。	文化振興課
2-2	天然記念物、保存樹 などの指定・保存の ための現状調査	ている種やその自生地について は、天然記念物や保存樹の指定等 も視野に入れた現状調査を行いま す。	岩屋生地には 岩屋生地には 大の調査を実施。開始し、 は、文調査を実施。開始し、 は、文調査を実施。開始し、 は、大の調査を実施。開始し、 は、大の調査を実施。開始し、 は、大の調査を実施。 は、大のには、 は、シデ油域は、 は、シデーのシーでは、 は、は、 は、は、 は、は、 は、は、 は、は、 は、は、 は、は、 は、は、 は、は、 は、このに、 は、、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	環境政策課

# ③外来生物に関する調査

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和2年度)	担当課
2-3	特定外来生物の分 布調査	・本市で繁殖が拡大している特定外 来生物の分布調査を推進します。	市内一斉清掃等での特定外来生物(植物)の駆除活動や委託業務による駆除事業を通じて、分布調査を進めています。	環境政策課

### (3) 自然を保全する

①希少な生きものの保全活動の推進

施策コード	で少な生きものの保全 個別施策の名称	概要	実施状況(令和2年度)	担当課
		・本市の代表的な希少種である、シデコブシ・ハナノキ・ヒトツバタゴの重要自生地及び水源地での保全活動を推進します。	現状、取組み実績はありません。	文化振興課
3−1 ★	希少動植物の重要 自生地の保全活動 (天然記念物を含む)	・自生地における後継樹の生長を促すため、支障木の伐採や湿地環境の保全などの環境整備を推進しまがら、専門家等の指導のもと保護増殖活動を進めていきます。 ★重点プロジェクトとして期待される効果・基でニックトとして期待される効果・基に基づく自生地保全・開発による自生地消失の未然防止・本の魅力である大切な資源の後世へのがゴブシ・ハナノキ・ヒトツバタゴの自生環境の改善・協働による保全活動を通じた地域の活性化と連携強化	岩屋堂ハナノキ及びシデコブシ 自生地において、湧水湿した。 開始から 10 年間程度の調査 実施し、現状の把握を進めの きます。 まだ、平成 28 年以降の隣地で 開発の倒木などの影響をでの場合を 生地内の倒木などの影響をでするために、自生地内の するために、自生地内の まを検討しました。	環境政策課
3−1	天然記念物の指定 及び保全	・市民による保全の機運が高まっている種やその自生地は、調査の結果や有識者の意見を参考に、天然記念物への指定等も視野に入れ、保護活動の推進に取り組みます。 ・市民や地域が保全していく仕組みづくりに取り組みます。 ★重点プロジェクトとして期待される効果 ・持続可能な開発と自然環境保全との共存共栄 ・自然環境保全活動の活発化	現状、取組み実績はありません。	文化振興課
3−1 ★	自然環境保護地区、 保存樹などの指定 及び保全	・市民による保全の機運が高まっている種やその自生地は、調査の結果や有識者の意見を参考に、自然環境保護地区、保存樹への指定等も視野に入れ、保護活動の推進に取り組みます。 ・市民や地域が保全していく仕組みづくりに取り組みます。 ★重点プロジェクトとして期待される効果 ・持続可能な開発と自然環境保全との共存共栄 ・自然環境保全活動の活発化	学術的にも希少な「岩屋堂ハナ ノキ及びシデコブシ自生地」に ついては、自然環境保護地区、 保存樹などの将来的な指定を考 慮し、自生地内での湧水湿地調 査に取り組みました。	環境政策課

# ②外来生物の駆除の推進

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和2年度)	担当課
		g)の駆除活動の推 策を実施していきます。 【率先的駆除対策の例】	特定外来生物(オオキンケイギク、オオハンゴウソウ、アレチウリ)の駆除としては実施していません。市が管理する道路・公園については、年1回の路肩の除草や公園の維持管理として実施しました。	建設課
3-2	特定外来生物(植物)の駆除活動の推 進		特定外来生物(オオキンケイギク、オオハンゴウソウ、アレチウリ)の駆除としては実施していません。市が管理する道路・公園については、路肩の除草や公園の維持管理において実施しました。	管理課
		・道路等の維持管理作業における駆除の実施	岐阜県清流の国ぎふ市町村提案 事業を活用し、特定外来生物(オオキンケイギク、オオハンゴウソウ、アレチウリ)の駆除作業 を実施しました。 駆除箇所:46カ所(2,580kg)	環境政策課
3-2 ★	特定外来生物 (動物)の駆除活動の推 進	特定外来生物の動物についての駆除活動を推進します。 アライグマ、ヌートリアなどの害獣については捕獲檻の貸出しや猟友会と連携して有害鳥獣駆除を実施します。 ブラックバスやブルーギル、ウシガエルなどの特定外来生物については、県や用水組合等と連携し、計画的	外来種(水生生物)の駆除については、ため池耐震工事と同時に県主体で取り組んでいます。耐震工事との調整上、計画箇所より実施数が減っていますが、取り組みを行った地域は外来種に対する関心は高く、地域ぐるみでの予防につながっていると考えられます。	農林整備課
		な池干しを行うとともに、ため池に 生息する生きもの調査、特定外来生 物の捕獲・駆除、放流防止対策などを 実施します。 また、セアカゴケグモなど市内では 未確認の特定外来生物についても、 周知活動と合わせて駆除対策を検討 し、備えます。	アライグマ、ヌートリアなどの 害獣対策として、捕獲檻の貸し 出しを行いました。 貸出し実績 : 64 申請 捕獲実績: アライグマ 16 頭 ヌートリア 1 頭	環境政策課
		★重点プロジェクトとして期待される効果 ・特定外来生物問題に関する認識の 共有化 ・広域での継続的な駆除の推進による特定外来生物の繁殖抑制		

### ③野生鳥獣の保護及び管理

	対土局が外接及し自生				
施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和2年度)	担当課	
3−3	有害鳥獣駆除の実 施	・農林業被害を受けた地域からの要請に応え、猟友会と連携して有害鳥獣駆除を実施します。 ・有害鳥獣駆除隊員を育成し、実施体制の強化を図ります。	【捕獲目標(実績)】 (有害駆除) イノシシ 300頭(R2:224頭) ニホンザル 70頭(R2:164頭) (個体数調整) ニホンジカ 250頭(R2:270頭) 【育成補助目標(実績)】 4名(R2:2名)	有害鳥獣 対策室	

		・鳥獣被害にあいにくい地域づくりの	鳥獣の農地への侵入対策を実施	
	  農地等での有害鳥	ため、電気牧柵等の設置に対する補助	します。	有害鳥獣
3-3		の実施や、国の交付金を活用し、地域を	【補助目標(実績)】	
	獣対策での推進	大きく囲う形での侵入防止柵の設置を	電気牧柵等 25件 500,000円	対策室
		推進します。	(R2:25件 434,200円)	

### ④森林・里地里山の整備推進

施策コード	林・里地里山の整備	概要	実施状況(令和2年度)	担当課
3-4	里地里山の保全と	・人の手がつかず手入れが放棄されている里山林や耕作放棄地について、新たな活用方法を模索し、有効利用につながるための仕組みづくりや具体的な利用の取組み等に向けた検討などを進めます。	地域の団体が、自ら地域の里山を整備する活動への補助を実施しています。また、森林山村多面的機能発揮対策事業を活用し、地域の団体自らが里山の整備及び利活用を行う取り組に対し支援を行っています。	林業振興課
*	活用	★重点プロジェクトとして期待される効果 ・荒廃した植林や里山林、耕作放棄地 の減少 ・農村が抱える課題の解決と里地里 山の再生	耕作放棄がされている農地には、高齢等の理由で所有者が耕作できないところも多くあり、農業委員、農地利用最適化推進委員の現地調査結果の検証を行いました。	農業振興課
3-4	森林整備の推進	・国や県などの補助事業を活用し、民有地の森林整備を進めます。生物多様性保全の観点では、清らかな水を涵養する水源林等の整備、野生鳥獣被害の撲滅や地域住民の生活の向上を図るための里山林の整備の活用を進めていきます。 ・自然の力を活用した森林更新を促し、広葉樹林や針広混広林等を増していくことで森林の生態系サービスを高めます。	森林の持つ公益的機能の維持向 上を目指し、県森林環境税の環 境保全林整備事業等を活用し、 間伐事業に取り組んでいます。 また、野生鳥獣被害や地域住民 の生活の向上を図るため里山林 の整備に取り組んでいます。 森林環境譲与税を活用し手入れ が行き届いていない森林の整備 に取り組んでいます。	林業振興課
3-4	環境配慮型農業の 推進	・化学合成農薬や化学肥料を一定以 上低減するなど環境への配慮を商品 付加価値とした環境配慮型の農業を 推進するため、国や県の補助制度も 活用しながら推進していきます。 【取り組み例】 ・環境配慮型農業推進事業 (農林水産省) ・ぎふクリーン農業推進事業 (岐阜県)	実施なし	農業振興課
3-4	優良農地の確保に 向けた取組みの推 進	・耕作放棄地の解消や農業の健全な 発展のため、国や県の制度を活用して、耕作放棄地を再生・利用するため の再生作業(障害物除去、深耕、整地、 土地改良等)や農業・農村の有する多 面的機能の維持・発揮を図るための 地域の共同活動などに対する支援を 行い、農用地区域の保全を図ります。 【取り組み例】 ・耕作放棄地再生利用交付金事業 (農林水産省) ・多面的機能支払交付金事業 (農林水産省)	多面的機能支払交付金事業 【補助実績】 ・取組組織: 44組織) ・取組面積: 1,382.81ha (R1: 1.344ha) ・95.978 千円 (R1:99.135 千円) 中山間地域等直接支払制度 【補助実績】 ・取組組織: 147組織 (R1:136組織) ・取組面積: 1,909ha (R1: 1,955ha) ・328,252 千円 (R1:326,484 千円)	農業振興課

3-4	河川や田園集落と 調和した景観の形 成	・3,000 ㎡以上の開発行為に対して、 開発時に届出義務を課し、道路等の 公共空間との境界部分に緑化の規制 を設定します。	【届出数】 ・1件 (参考:R1年度 O件)	都市建築課
-----	---------------------------	---	------------------------------	-------

(4) 自然を活かす ①自然の恵みの有効利用

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和2年度)	担当課
4-1	里地里山や清流の	・里地里山の小径木、短尺材などの合板、木材製品などへの加工利用を推進します。また、ジビエや川魚、特養林産物など地域の自然資源の有効活用を進めるとともに、農林水産物に関する新たな特産品開発とブランド化の推進を図ります。	森林山村多面的機能発揮対策交付金を活用し、地域の団体が里山整備の実施や薪炭材等への利活用に取り組んでいます。また、当事業のPRを行い、事業実施団体を支援を行っています。	林業振興課
*	恵みの有効利用の 促進	★重点プロジェクトとして期待される効果 ・手入れ作業の促進による里地里山の再生 ・里地里山や清流の産物を有効活用した産業振興	実施なし	農業振興課
4-1	産直住宅の建設促 進	・地域材の利用を促進するため、市内 業者による地域材を使った産直住宅 の建設と普及啓発に補助します。 ・自然の光や熱を効果的に利用する、 エコ住宅の要素を取り入れた産直住 宅の研究開発や普及への取組みを進 めます。	地域産材の利用促進のため、地 域産材を使って建設された産直 住宅に対し補助を行っていま す。	林業振興課
4-1	公共施設等での木 質化や緑化の推進	・公共施設や学校等における新築や 増改築、備品等の導入の際には、施設 の木造化や内装木質化を検討すると ともに、木製品の活用に努めます。 ・敷地内での緑化を進めるなど自然 と調和した環境配慮型の公共施設を 目指します。	各事務所, にぎわいプラザ他へ 花の苗を配布し、施設周辺の緑 化を推進しました。	資産経営課

### ②自然を活かした観光や交流の推進

施策コード	個別施策の名称	個別施策の名称 概要 実施状況(令和2年度)		担当課
4-2 ★	エコツーリズムの 推進	・環境団体や観光事業者、農家等と連携し、自然体験、農業体験、環境保全活動などを組み合わせた体験型観光やサイクリングツアーなどの実施を支援します。 ・自然、文化、農業をテーマとした中津川版エコツーリズムのメニュー開発や仕組みづくり、プロモーション等に取り組みます。  ★重点プロジェクトとして期待される効果 ・市民と来訪者との交流の活性化	・蛭川地区とかがストラナー されていたONSEN・がストロノミーウォートンがは新型コロナ拡大のため中 止と密をした。 ・強力の低いをすく相対的に 感染リンがは自されて掘りのはいをかることを を強いが注目をいることがでいるがはい体験のではができないができる。 を受けるとしたができるでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	観光課
			観光課の裏木曽ヒノキ備林ガイ ドツアーの周知に努めました。	林業振興課

			岐阜県森林環境基金事業を活用 した市民体験講座(ツリークラ イミング等)を実施するなど、 自然環境団体等連絡会議の参加 団体が、エコツーリズムにつな がる活動を行いました。	環境政策課
4-2	エコツーリズムの ガイドの養成	・環境団体や観光事業者、農家と連携し、エコツーリズムを企画、運営するガイドの養成を推進します。	中山道(中津川宿・馬籠宿)に おけるボランティアガイド養成 講座を開催し、新たに5名がボ ランティアガイドとして登録さ れました。	観光課
			環境団体が中心となり、将来的に ネイチャーガイドとなりうる人材 の発掘を行っています。	環境政策課
	木曽川流域圏にお	・木曽川流域の自治会等により組織 される様々な枠組みに参加し、流域 圏の行政や企業の協働による生物多 様性保全活動や森づくり活動などを	新型コロナウイルス感染拡大の 影響により、PRを行うことがで きませんでした。	林業振興課
4-2	ける自治体連携・交流の強化	市内で推進します。 ・本市の自然や特産品を活用した流域圏での経済交流を進めます。	「木曽三川流域自治体会議」に参加し、流域圏の自治体連携および強化、さらには経済交流も進めています。	環境政策課
4-2	姉妹都市や交流都 市などの交流の推 進	・姉妹都市や交流都市と自然環境を テーマにした交流を推進します。特 に、苗木地区の野外教育センター(キャンプ場)における名古屋市の子ど もたちとの交流やなごや環境大学を 通じた名古屋市民との交流などを環 境団体と連携して推進します。	新型コロナウイルス感染拡大の 影響により、普段体験できない 自然環境を子ども達に体験する 機会を設けることは出来ません でした。	環境政策課

### ③自然体験型施設等の充実と活用

	月8公体験型施設等の尤美と活用			
施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和2年度)	担当課
4-3	自然公園等の管理 と活用	・市内に3つある県立自然公園 (胞山、裏木曽、恵那峡)の管理 と保全を行い、観光分野での活用 を進めます。 ・胞山県立自然公園では、三菱電 機中津川製作所・根の上高原観光 保勝会・市の三者が連携し、「根 の上高原 生きた自然公園づく り協定」に基づく整備作業を実施 します。	胞山県立自然公園における「根の上高原生きた自然公園づくり協定」による整備作業は、今年度は新型コロナ感染拡大防止の観点から人数を抑制した上で実施しました。10年間で延べ 1000 人以上のボランティアの方々に参加いただきました。	観光課
4-3	自然体験型施設等 の利用促進	・自然体験活動や環境教育、エコツーリズム等で、市内の自然体感型施設等(キャンプ場、公園や組ます。・鉱物博物館においては、「夜明けの森こんもり山プロジェクト」、「自然観察会」などの体験教室を実施するとともに、市内の自然環境に関する企画展を行っていきます。	自然に対する豊かな感性を育み、科学的探究心を醸成することを目的として、各種の普及事業を開催しました。 【開催実績】 ●教室・ワークショップ計16回開催 226人参加・はじめのいっぽ~夜明けの森親子自然楽習~ 5回 延べ61人・ちっちゃな鉱物を標本にしよう 2回21人・森の木の実でリースづくり 1回 13人…など●企画展・第25回 日本列島大分析!元素で見る『地球化学図』・新着標本・収蔵品展●私の展示室・第39回 北陸地方の化石新型コロナ感染拡大防止の観点から	鉱物博物館
			│ 新型コロナ感染拡大防止の観点から │ 根の上高原における春のつつじまつ	観光課

り等のイベントは中止または縮小と	
なりましたが、年間を通じてきのこ	
教室や自然観察会など自然と触れ合	
う機会を設けています。椛の湖や高	
峰湖のカヤック体験など、体験型観	
光を通して市内の自然体験型施設の	
利用促進を図っています。	
実施なし	## ## 1= rm =#
大肥 な ひ	農業振興課
自然体験活動や環境教育の場として	
活用できるように夜明けの森遊歩道	林業振興課
などの整備を実施しました。	
自然環境団体等連絡会議において、	
河川水質の保全をテーマに新たな小	
学生向け講座の企画立案を行い、2	
つの小学校で試行的に実施。また、	
小学生に川を親しむ機会を提供する	
ため、魚釣りクラブがある南小学校	│ │環境政策課
	垛块以来床
を対象に恵那漁業の協力を得ながら	
「小学校釣り教室」を実施した。	
【開催実績】3講座	
河川水質学習講座 2講座	
・小学生釣り教室 1講座	

### 【第三次中津川市環境基本計画 資料より】

### 「湧水湿地」

東海地方の丘陵地には、砂礫層や花崗岩などの分布地域に、地下からの浸み出し水による小規模な湿地が形成されています。このような湿地では、東海地方の固有種や大陸系の種が隔離分布する「東海丘陵要素植物」が見られます。

### 「シデコブシ」

シデコブシは日本の固有種で、岐阜県・愛知県・三重県の限られた地域にしか自生していません。湿地に生育し、4月には白色やうすいピンクの花が咲きます。市内では岩屋堂や若山等の自生地が天然記念物に指定されています。





### 「ハナノキ」

ハナノキはカエデ科の植物で、山地の湿地に育つ落葉高木です。4月ごろに真っ赤な花が咲きます。市内では坂本や坂下等の自生地が天然記念物に指定されています。

# Ⅱ. 循環型地域づくり(一般廃棄物処理基本計画より引用)

# 地域の課題(環境基本計画より)

- 岐阜県内21市の中で市民1人が1日に出すごみ排出量が最も多い。
- ごみ減量の意識向上を図る啓発活動の推進とごみ減量に繋がる施策の積極的展開が必要
- 市内の約8割を森林が占めており、木材の積極的な利用を進めるとともに、間伐材や製材工場の残材、住宅解体材などを有効活用し、地域内で循環させる仕組みづくりが必要。

### ■将来の環境像を実現するための指標と目標

指標	平成 26 年度 (2016 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	目標値 (2025 年度)
総ごみ排出量/年 (家庭ごみ+事業ごみ+集団回収)	30,339t/年	27,856t/年	26,948t/年	26, 130t/年
家庭ごみ排出量/年	23, 419t/年	20,896t/年	20, 577t/年	19, 217t/年
集団資源回収量/年	3, 701t/年	2,929t/年	2, 238t/年	3,665t/年
最終埋立量/年	2, 420t/年	2, 424t/年	2, 444t/年	2, 053t/年
木質バイオマスを燃料とした薪・ ペレットストーブ設置件数	0件	延 119 件	延 153 件	延 200 件

### ■施策内容

### (5) ごみ減量化の推進

### ①ごみ減量化の普及啓発

施策	こみ <b>派</b> 重化の普及啓発 ★				
ルスコード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和2年度)	担当課	
5−1 <b>★</b>	ごみ減量化の普 及啓発	・ごみ関連の情報を多様な方法で 周知を図り、ごみ減量の意識向上 を図ります。 ★重点プロジェクトとして期待される効果 ・ごみ減量に関する意識向上 ・ごみの減量化とリサイクルの推 進	広報誌への掲載や雑紙回収及び衣類回収、刈草堆肥事業による堆肥の配布などについて、回覧を行い、ごみの減量の意識向上を図りました。	環境政策課	
5−1 ★	住み良い環境づく り推進員との連携	・住み良い環境づくり推進員と連携し、地域でのごみ減量の取組みを促進するとともに、地域や推進員の活動を支援します。 ★重点プロジェクトとして期待される効果 ・ごみ問題(ごみの減量・ごみの出し方など)に関する意識向上・地域でごみ問題や環境問題の解決に取り組む意欲の向上	コロナウィルス感染拡大防止の観点 から住みよい環境づくり推進員代表 者ブロック会議は中止し、文書配布 により、推進員の活動やごみ減量の 取組について周知しました。	環境政策課	
5–1	事業者に向けた	・事業系ごみの排出事業者に対して、廃棄物の発生抑制・再使用・ 再生利用を啓発します。	事業系ごみの排出事業者に対して、 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利 用の啓発を行いました。	環境センター	
*	普及啓発	<ul><li>★重点プロジェクトとして期待される効果</li><li>・ごみ減量に関する意識向上</li><li>・ごみの減量化とリサイクルの推進</li></ul>	事業系ごみの排出事業者のうち、中 津川市環境推進協会会員を対象とし 減量取組調査を実施しました。	環境政策課	
5–1	事業系ごみの排	大量にごみを排出する事業者に対	大量にごみを排出する事業者に対	環境センター	

出管理の推進	し、ごみ減量や再生利用などに関	し、廃棄物排出・処理計画書を提出	
	する計画書の提出を求め、排出管	させ、排出管理と指導を行いました。	
	理と必要な指導を行います。		

### ②市民・事業者・行政による協働の取組みの推進

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和2年度)	担当課
5-3	市民・事業者・行 政の協働による ごみ減量化検討 と取組みの推進	毎年、「中津川市ごみ減量検討市民 会議」を開催し、ごみ減量に関す る効果的な取組みを検討し、提案 された施策を推進します。	「中津川市ごみ減量検討市民会議」 を開催。廃棄物・リサイクル施策の現 状を報告し、意見の施策への反映を 図りました。	環境政策課

### ③生ごみの有効利用の促進

施策 コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和2年度)	担当課
5-4	食品ロス削減の 普及啓発	・食べられる状態でもあるにもかかわらず廃棄される食品(食品ロス)への関心と「もったいない」の意識を高め、生ごみの発生抑制を進めます。	広報 10 月号回覧チラシにて、食品ロス削減の普及啓発を実施しました。また、地球温暖化防止対策に関する出前講座の中でも食品ロスに関する問題提起を行いました。	環境政策課
5-4	ダンボールコン ポスト等の普及 啓発	・生ごみを堆肥化するダンボール コンポストなど家庭において堆肥 化するための多様な処理方法の普 及を推進し、ごみの発生抑制を進 めます。	広報誌にて3R事業の一環として、 生ごみの堆肥化について紹介しました。	環境政策課

### ④レジ袋削減・詰換商品の選択促進

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和 2 年度)	担当課
5–5	レジ袋削減の取 組みの推進	・中津川市レジ袋有料化推進協議会の提起により、平成20年10月から参加事業者(店舗)においてレジ袋の有料化を実施し、省資源とごみ減量化を推進しています。・取組みの継続と事業者の参加拡大を進めます。	「容器包装リサイクル法」の省令改正により、令和2年7月より全国的に小売業者等のレジ袋有料化が義務付けられました。	環境政策課
5–5	詰替商品の選択 の普及啓発	・容器包装廃棄物の削減のため、 市民や販売事業者に対して、詰替 商品やリターナブル容器の選択の 普及啓発を図ります。	広報誌にて3R事業として、ごみの減量と限りある資源の有効活用について普及啓発を実施しました。	環境政策課

# (6) 3 R (発生抑制、再使用、再生利用)の推進 ①集団資源回収やリサイクルボックスの活用促進

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和2年度)	担当課
		・集団資源回収活動を活発に持続 させるため、奨励金制度を継続し、 資源化への意識向上とリサイクル	資源回収奨励金制度を継続し、資源 化への意識向上とリサイクルの推進 を図りました。	
6-1	集団資源回収奨 励金制度の実施	の推進を図ります。	なお、新型コロナウィルスの感染拡大により実施の中止をした学校もありました。 【回収実績】2.243 t	環境政策課
			【四秋天根】2,240 [	
6-1	リサイクルボッ クスの利用促進	・各地域の資源回収の拠点となる リサイクルボックスを計画的に整 備するとともに、有効に利用されるような発表を行い、リサイクリの	資源回収奨励金制度を継続し、リサイクルボックスの利用啓発、推進を 図りました。	環境政策課
		るよう啓発を行い、リサイクルの	また、坂本保育園の移設統合に伴い、	

		推進を図ります。	坂本保育園のリサイクルボックスを 地域要望のあった21区へ移設し、新 たな地域への利用促進につながりま した。	
6–1	使用済製品等の 店頭回収の促進	・販売店による使用済製品等の回収を促進し、利便性に配慮した効率的な資源回収を進め、ごみ減量とリサイクル推進を図ります。	事業者において、店頭にて使用済製 品等の回収が実施されています。	環境政策課

# ②資源ごみの回収・利用の推進

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和2年度)	担当課
6–2	カン類・ビン類・ペットボトル類の分別回収	・カン類・ビン類・ペットボトル 類を分別して回収資源として再生 利用につなげます。	カン類・ビン類・ペットボトル類の 分別回収および、リサイクルセンタ 一での拠点回収を行いました。	環境センター
		・雑がみを資源としてリサイクル していく効果的かつ効率的なシス テムをつくり、ごみの減量化とリ	雑がみの出し方の普及啓発を行いま した。	環境センター
6-2 ★	雑がみの回収	サイクルの推進を図ります。  ★重点プロジェクトとして期待される効果 ・ごみの減量化の推進 ・再使用(リュース)・再生利用(リサイクル)の推進	雑がみのモデル回収については、令和2年3月25日をもち、回収事業請負先の受託が困難となり、終了となりました。リサイクルボックスや集団資源回収において、雑がみの回収を図りました。	環境政策課
6−2	衣類・布類の回収	・衣類・布類を資源としてリユース(再使用)またはリサイクル(再生利用)し、ごみの減量化を図ります。  ★重点プロジェクトとして期待される効果 ・ごみの減量化の推進 ・再使用(リュース)・再生利用(リサイクル)の推進	リサイクルセンター、市役所において再利用可能な衣類、布類の拠点回収を行いました。なお、新型コロナウィルスの影響で、回収ルートが停滞し、一時的に回収を中止しました。 (市役所10月2月に実施・環境センターは平日持込可) 【回収実績】14.5 t 回収	環境政策課環境センター

# ③新たな回収拠点(新リサイクルセンター)の活用促進

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和2年度)	担当課
6-3	中津川市リサイク ルセンターの充実 した活用	・旧資源センターの老朽化及び市民や事業者の利便性向上のため、 平成28年に建設した「リサイクルセンター」を新たなリサイクル回収・分別・資源化の拠点として、 サービスを充実し、市民、事業者の利用を促進します。	新たなリサイクル回収・分別・資源 化の拠点として、資源物の収集、選 別および処理を適正に行い、リサイ クルの推進を図ることができまし た。	環境センター
		・使用済小型家電電子機器に利用 されている希少金属などの資源の 確保とその再資源化を促進するた	使用済小型電子機器類の破砕残渣か ら金属類を回収し再資源化を行いま した。	環境センター
6-3	使用済小型家電の 資源化	め、回収・資源化に向けた最適な システムを検討し実施します。	令和元年 11 月 11 日に、小型家電リサイクル法の認定事業者であるリネットジャパン(株)と協定を締結し、宅配便回収により使用済み小型家電等のリサイクルを始めました。	環境センター環境政策課

			【実績】5.8t	
6–3	大型 ごみのリユー ス販売の実施	・大型ごみとして出され再び使用 できそうな家具等を安い価格で展 示販売し、ごみの減量につなげま す。また、市民や団体等との協働 により、修理や販売、運営業務の 安定化を目指します。	大型ごみとして出された家具等を整備し展示販売することにより、ごみの減量化を図りました。	環境センター
6-3	不用品紹介制度の 検討	・市民や不用となったもの、譲って 欲しいものをそれぞれ登録し紹介 する「不用品紹介制度」の検討を 進めます。	「不用品紹介制度」の検討を行いま した。	環境センター

# (7) 環境に配慮した適正処理・処分

①ごみ・し尿処理施設の適正処理・処分

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和2年度)	担当課
7–1	ごみ処理施設の適 正処理·管理	・法令に基づき、ダイオキシン類 など大気排出濃度の常時監視と適 正な焼却管理と焼却灰の処分、ご みの受入基準に基づく指導の徹底 や埋立処分量の減量など適正処理 と管理を進め、将来にわたる安全 な環境の保全に努めます。	焼却管理を専門的知識を有する民間 業者に委託するなど、ごみ処理施設 の適正処理・管理を行いました。	環境センター
7–1	し尿処理施設の適 正処理・管理	・法令に基づき、し尿及び浄化槽 汚泥の適正な処理と施設の運転管 理を行い、将来にわたる安全な環 境の保全に努めます。	新施設 (汚泥処理センター) において、法令に基づき、し尿及び浄化槽 汚泥の適正な処理と施設の運転管理 を行いました。	汚泥処理 センター
7–1	し尿処理における リンの回収と堆肥 化	・汚泥処理センターにおいて、汚泥処理の工程でリンの回収を行うとともに、回収したリン化合物を栽培肥料として有効に活用します。	汚泥処理の工程で生成し回収したリン化合物を栽培肥料として有効活用するため、「肥料の品質の確保等に関する法律第7条の規定」に基づき令和3年3月25日付けで、農林水産省への登録を終えました。	汚泥処 <del>理</del> センター
	将来に向けた処理	・中長期的視野に立ち、環境センターおよび衛生センターでのごみ・し尿処理が継続して安定運営できるよう修繕や整備計画を立案	近隣自治体と連携し引続き新施設整備の検討を行いました。 焼却施設の基幹的設備改良工事発注しました。	環境センター
7–1	施設等の計画検討	するとともに、近隣自治体と連携 した広域的な処理システムの検討 を行います。	汚泥処理センターの施設運営については、中長期的な視野に立ち安定稼働が継続してできるよう長期的な修繕等維持管理計画を立案しました。	汚泥処理 センター

### ②生活排水処理施設整備と適正管理

施策 コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和 2 年度)	担当課
	公共下水処理場の	・各処理場の放流水質基準を達成 し、公共用水域の水質汚濁防止を 継続するため、危機点検を適正に	ストックマネジメント基本計画(管 路とマンホールポンプ)を作成	下水道課
7-2	適正な運用と維持 管理 	行うとともに、長寿命化計画を策定することで、改築更新を補助対象とし、事業費の平準化を図ります。	適正に維持管理しました。	浄化管理 センター

7–2	特定環境保全公共 下水処理場の適正	各処理場の放流水質基準を達成 し、公共用水域の水質汚濁防止を 継続するため、危機点検を適正に	ストックマネジメント基本計画(管 路とマンホールポンプ)を作成	下水道課浄化管理センター下水道課浄化管理
	な運用と維持管理	行うとともに長寿命化計画を策定 することで、改築更新を補助対象 とし、事業費の平準化を図ります。	適正に維持管理しました。	
7.0	農業集落排水処理	・各処理場の放流水質基準を達成し、公共用水域の水質汚濁防止法を継続するため、危機点検を適正	長寿命化対策事業として、川上地区、 蛭川南部地区の農業集落排水処理施 設改築更新工事を実施しました。	下水道課
7–2	場の適正な運用と   維持管理 	に行うとともに長寿命化計画を策定することで、改築更新を補助対象とし、事業費の平準化を図ります。	適正に維持管理しました。	浄化管理 センター

# (8) 地域資源の循環的活用

①木質バイオマス資源を循環的に活用する仕組みづくり

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和2年度)	担当課
8−1 <b>★</b>	刈草・剪定枝の有効 活用 (堆肥化)	・家庭や事業者、また市内一斉清掃などで地域から発生する刈草や剪定枝を堆肥化し菜園や農業等で有効利用させていくための仕組みをつくり、ごみの減量と地域資源の有効利用につなげなす。  ★重点プロジェクトとして期待される効果 ・ごみの減量化の推進 ・環境にやさしい農業の振興	市内一斉清掃等において搬入された刈草・剪定枝の堆肥化により、ごみの減量化を図りました。(6月、9月)また、できた堆肥は11月と3月に市民への無料配布を実施し、資源としての活用を促しました。	環境センター
8−1 <b>★</b>	公共事業から発生 する木の有効活用 (燃料化)	・道路法面や河川で支障となる木を薪利用材として加工し、市民に配布していくための仕組みをしてり、ですの減量と燃料等としてり、資源の有効利用につなげます。 ★重点プロジェクトとして期待される効果・木質バイオマスの有効利用・化石燃料代替による地域の低炭素化・木質バイオマスを活用した新産業育成・木質バイオマスを活用した地域経済活性化	市で立木伐採を行った際、すべてではないが地域の方々で燃料等として有効利用することができました。	建設課
		・市内の木材加工・製材事業者等 から廃棄物として排出される製材 端材を燃料費として、市内で効果 的かつ効率的に利用していくた	市内の木材チップ製造工場に対し、 企業立地促進条例に基づく奨励金 による支援を行っている。	工業振興課
8−1	製材端材などの燃料化 (チップ・ペレットなど) と利用する仕組みづくり	め、さまざまな業種事業者等が連携する仕組みづくりを進め、ごみの減量と地域資源の有効利用につなげます。  ★重点プロジェクトとして期待される効果 ・木質バイオマスの需要拡大と利用促進 ・化石燃料代替による地域の低炭素化 ・木質バイオマスを活用した新産	家庭や事業所向けに薪・ペレットストーブの補助金制度を設け、交付を実施し、木質バイオマスの利用促進を図りました。 【補助実績】 34 件 ・薪ストーブ 30 件 ・ペレットストーブ 4 件	環境政策課

		業育成		
8−1 ★	木材の搬出促進	・山林に残されている木材の利用 を促進するために、搬出に対して 補助を行い、木質バイオマスの循 環型利用を促進します。 ★重点プロジェクトとして期待される効果 ・木質バイオマスの有効利用 ・化石燃料代替による地域の低炭 素化 ・木質バイオマスを活用した新産 業育成 ・木質バイオマスを活用した地域 経済活性化	資源の有効活用を図るため県森林 環境税の「県民協働による未利用材 の搬出支援」を活用し地域住民自ら が取り組む未利用材の搬出に対し 補助を行っています。	林業振興課

### ★重点プロジェクト施策 木質バイオマスの循環的利用の仕組みづくり

<u>東重点プログエグ下地球 小貝/四月 インジャル・カージに組み フィッ</u>							
<b>個別事業① 木質バイオマスの利用に向けた研究</b>							
事業内容	地域内で発生する製材・端材や間伐材を活用した木質ペレット等のバイオマス燃料の生産に向け、関係団体等と研究を行います。						
	また、木質バイオマスの利用による新たな産業育成や振興につながる取組の研究を事業者や関係機関と進めます。						
期待される効果	・木質バイオマスの有効活用						
	・化石燃料代替による地域の低炭素化						
	・木質バイオマスを活用した新産業育成						
所管課	林業振興課	環境政策課					
取組み状況	岐阜県及び市内の林業事業体と連携し、木	薪・ペレットストーブの補助金の交付を実施し					
(令和2年度)	質バイオマス資源の活用方法等に関する	ました。					
	検討をしています。	【実績】					
		・薪ストーブ 30件					
	・ペレットストーブ 4件						

# Ⅲ. 低炭素地域づくり(中津川市地球温暖化対策実行計画)

### 地域の課題(環境基本計画より)

- 本市の温室効果ガス排出量は家庭、業務、運輸の三部門で48%占めており、排出量の削減が大きな課題です。
- 低炭素化の推進のために、再生可能エネルギーの導入や森林の適正管理による二酸化炭素の吸収減対策も重要。
- 小水力やバイオマスなど、地域で未利用となっている資源の有効活用の推進
- 環境にもやさしく災害にも強いまちづくりを進めていく必要がある。

### ■将来の環境像を実現するための指標と目標

指標	平成 26 年度 (2016 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	目標値 (2025 年度)
市域の温室効果ガスの排出量 (平成 24 年度比)※1	779 千 t-C02/年 (平成 24 年度値)	853 千 t-C02/年 (平成 29 年度値)	726 千 t-C02/年 (平成 30 年度値)	630 千 t-C02/年 (令和 5 年度値)△19%
行政の温室効果ガスの排出量 (平成 30 年度比)	19,780t-C02/年 (H30 年度値)	20,973t-C02/年	13,839t-CO2/年	18,395t-C02/年
住宅用太陽光発電システム 設置件数(H12以降補助件数)	延 1, 416 件	1,766件/(累計)	1,816件/(累計)	2, 200 件/(累計)
再生可能エネルギーを導入 した公共施設数	延 20 施設	延 26 施設	延 26 施設	延 30 施設
EV・PHV の普及台数	128 台	317 台(累計) 内訳 EV192 PHV125	未定 台(累計)※2 内訳 EV PHV	710 台
間伐実施面積(累計)	450ha(累計)	2, 984ha (累計)	3, 401ha (累計) (R2 417ha)	5,400ha(累計)

<sup>※1:2021</sup>年3月に環境省より、公表結果の再推計・遡及修正が行われたことに伴い、数値の修正を行いました。 ※2:直近の EV・PHV の普及台数については、(一社) 次世代自動車振興センターより令和元年度までしか公表されていません。(令和2年度実績は集計中)

### ■再生可能エネルギー等の導入状況

太陽光発電	太陽光発電 自発光式誘導機		H 5 32.4 W		福岡中学校体育館			H22 20.0 kW		
	中津川テニスコート管理棟街灯			H 9	4.13 kW	蛭川中学校体育館			H22	20.0 kW
	防災都市緑地公園街灯			H 9	3.6 kW	第一中学校校舎			H23	20.0 kW
	富士見台避難小屋				0.3 kW	川上U I ターン住宅			H23	10.8 kW
	南小学校				10.0 kW	市営馬籠団地			H24	12.0 kW
	福岡総合保健福祉センター				10.0 kW	加子母中学校			H24	20.0 kW
	7 - 1 - 1 - 1			H17	10.0 kW	苗木中学校 東小学校			H25	20.0 kW
				H17	32.4 W				H25	20.0 kW
	中津川保育園			H19	7.4 kW	西小学校			H27	20.0 kW
	坂本はなのきセンター 阿木UIターン住宅			H19	5.0 kW	ふれあいのやかた 苗木交流センター			H27	10.0 kW
				H21	16.0 kW				H27	20.0 kW
	神坂UIターン住宅			H20	3.24 kW	山口公民館	山口公民館			15.0 kW
	加子母U I ターン住宅			H21	13.0 kW	坂本こども園	坂本こども園			10.0 kW
	健康福祉会館			H21	17.1 kW	阿木交流センター 汚泥処理センター			R 1	10.0 kW
	山口UIターン住宅	i		H22	16.0 kW				R 1	20.0 kW
	付知総合事務所			H22	20.0 kW					
太陽光・	道の駅「花街道付知	」街灯								
風力発電	道の駅「きりら坂下	」街灯								
小水力発電	馬籠宿水車小屋小水	力発電所	<del>آ</del>	H21	0.9 kW	落合平石小水力発電所 ※3 神坂霧ヶ原小水力発電所 ※3			H28	136 kW
	第一用水上金水力発	電所		H23	0.5 kW				R 2	170 kW
	加子母清流発電所		H25	220 kW						
廃棄物発電	環境センター廃廃棄	物燃料系	<b>洛電機(</b>	900 k W	<b>'</b> )					
木質	ふれあいのやかた	H27	薪スト	ーブ	1基	苗木交流センター	H27	薪ス	トーブ	1基
バイオマス			ペレットストー バイオマスボイ		ーブ 4基		~		レットストーブ 8基	
,					イラー1 基	山口公民館	H28	薪ス	1基	
	西小学校 │ H27 │ ペレ		ペレッ	ットストーブ 3基				ペレ	ットスト	・ーブ8基
						汚泥処理センター	R元 ペル		レットストーブ 1 基	
蓄電池	ふれあいのやかた	H27	H27 15kWh			苗木交流センター H27 15kV				
	西小学校	H27	15kW	<u> </u>	山口公民館 H28 15kV			¢ <b>W</b> h		
燃料電池	ふれあいのやかた	H27	1基			苗木交流センター	H27	1基	:	

小水力発電の「※3」は民間事業者による設置。

### 【中津川市地球温暖化対策実行計画】

中津川市では、地球温暖化対策への取組みとして「中津川市地球温暖化対策実行計画」を「第三次中津川市環境基本計画」の第三章に内包して作成しております。市内の家庭、事業所、工場、自動車などの市全域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出抑制等を行うための施策に関する計画を策定した「区域施策編」と、市役所が自らの事務活動・事業活動(公共施設、市立の学校、ごみ焼却場など)に伴い発生する温室効果ガスの削減計画を策定した「事務事業編」の2つの構成となっております。なお、本計画の対象とする温室効果ガスは二酸化炭素のみです。

### (1) 区域施策編~本市全域の自然的社会的条件に応じて発生する排出量~

### ①中津川市域の温室効果ガスの排出量の状況

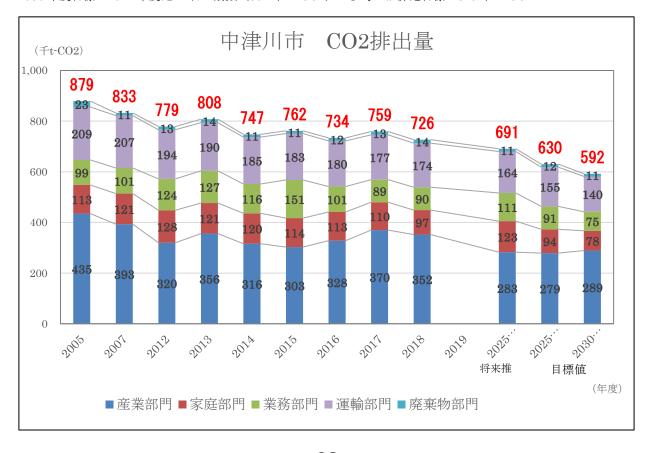
本市の温室効果ガスの排出量を見てみると、産業部門(工場など)からの排出量が一番高く、排出量の半数近くを占めています。近年の推移をみるに、総排出量および産業以外の部門では、減少の傾向が見受けられますが、産業部門に関しては、景気の影響を受けることから減少が困難な状況がうかがえます。今後、脱炭素社会の実現に向けては排出量の減少している家庭部門、業務部門、運輸部門の排出抑制施策を継続していくとともに、産業部門における建物、設備等の省エネ対策などを協力に促進していくことが重要と考えられます。

前年度からの減少については、電力の低炭素化、省エネや暖冬の影響が考えられます。

また現状通りでは、目標達成は難しく、今後一層の排出量削減に向けた取組みが求められます。

※なお、2018 年度に経済産業省資源エネルギー庁の「総合エネルギー統計及び都道府県別エネルギー消費統計」の推計方法が大幅に改定・更新され、1990 年度、2005 年度、2007 年度~2017 年度の公表値に対して、遡及修正が行われました(2021 年 3 月)。これを受け、中津川市市域の温室効果ガスの排出量についても、改定後の同統計に基づいて再度算定を行った結果、旧算定値より新算定値は数値が低下しました。運輸部門での低下は少なかったですが、産業部門、民生部門において算定値が低下しました。

2025 年度目標:2012 年度比 19%以上の削減(630 千 t -CO2)《参考 旧算定目標 660 千 t -CO2》 2030 年度目標:2012 年度比 24%の削減(592 千 t -CO2)《参考 旧算定目標 619 千 t -CO2》

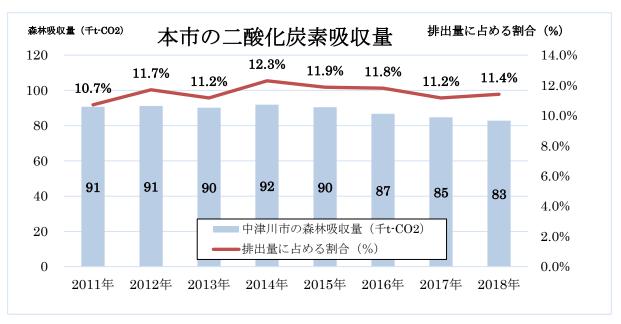


#### ②温室効果ガス削減の将来目標

気候変動枠組条約第 21 会締約国会議 (COP21) にて採択されたパリ協定において、日本は 2030 年度までに 2013 年度比で 26%の温室効果ガスの削減目標を掲げており、その目標達成のために「地球温暖化対策計画」 (2016 年 3 月) を策定しました。その後、2020 年 10 月には菅首相が所信表明演説で「2050 年カーボンニュートラル」宣言を掲げ、2030 年度 46%削減 (2013 年度比) 目標等の実現に向け、2021 年 10 月に計画の改定が閣議決定されました。

中津川市では、2016年3月に策定した「第三次中津川市環境基本計画」にて2025年度までに2012年度比で19%以上の削減を目標としています。また、政府による「2050年カーボンニュートラル」宣言や、岐阜県の「脱炭素社会ぎふ」の構想に賛同し、2050年二酸化炭素排出実質ゼロ(※)を目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を2021年3月15日に中津川市区長会連合会と共同で宣言しました。行政と地域がそれぞれの役割を果たしながら協働して、脱炭素社会の実現と自然環境の資源を活用した低炭素で活力ある地域づくりへの取組みを推進していくことを目指します。

※二酸化炭素排出実質ゼロとは、二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林当の吸収源による除去率との均衡を達成することを言います。



国が毎年公表している森林吸収量を森林面積で按分して、本市の森林における温室効果ガス吸収量を推計しました。国 全体の吸収率が4%前後、県の吸収量が8%前後と、他の自治体と比べても大きな吸収率となっています。しかしながら、 森林の高齢化、伐採の適齢期を迎えており、森林面積が横ばいながらも森林吸収量が減少している傾向がみられており、 豊富な森林を活かし、森林吸収量の割合を維持できるよう、適切な森林管理を進めていく必要があります。

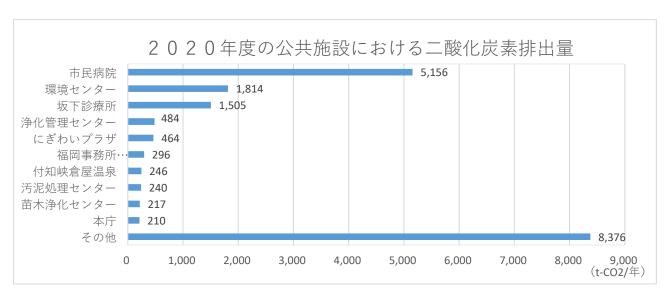
### (2) 事務事業編~行政の事務活動・事業活動で発生する温室効果ガスの排出量~

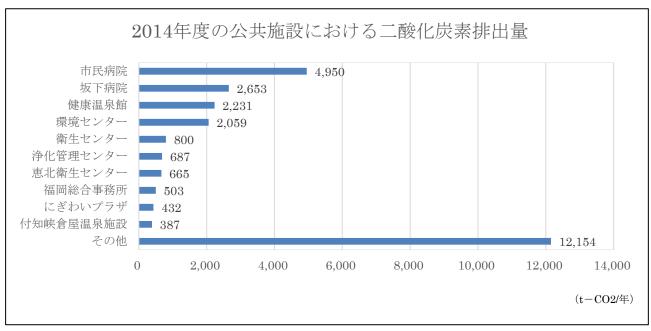
#### ①中津川市役所の温室効果ガス排出量の状況

2020 年度における公共施設別での年間の二酸化炭素排出量は、次のグラフの通りとなります。上位 10 施設以外の施設に関しては、「その他」の項目にまとめています。

中津川市の公共施設で二酸化炭素排出量が大きい施設は、「病院」、「清掃工場」など電気、熱などのエネルギーを多く使用する施設となっています。

2020 年度の二酸化炭素排出量は、18,727t-C02 でした。2014 年度比で約31.9%削減、前年度比で10.7%削減となりました。削減に転じた要因としては、排出量の大きかったし尿処理施設「衛生センター」「恵北衛生センター」の統廃合および、コロナ禍による施設の休止等が考えられます。







### ②温室効果ガス削減の将来目標

年間エネルギー使用量が原油換算値で 1,500 k 1 を超える事業者に対しては、「エネルギーの使用の合理化等に関する 法律(省エネ法)」に基づき、年平均1%以上のエネルギー消費原単位の削減目標が求められています。

中津川市の公共施設から発生する二酸化炭素排出量においても、この目標に則り、2025 年度までに 2018 年度比で 7%以上の削減を目指します。第三次中津川市環境基本計画策定後、行政施設の民間の移管等が進んだことから、中間見直しの際に、基準年を 2014 年度から 2018 年度へ見直しを行いました。

なお、ごみなどが主な発生源となる非エネルギー起源の温室効果ガス排出量の削減については、区域施策編における廃棄物部門において排出量を推計し、進捗管理を行っています。

#### ■施策内容

## (9) エネルギーの効率的な利用促進

①家庭や事業活動における省エネルギーの推進

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和2年度)	担当課
9-1	家庭や事業活動に おける省エネルギ 一活動の推進	・家庭やオフィス等における省エネルギー活動の普及を目的とした PRを実施し、暮らしや仕事に役立つ省エネルギー活動や空調・照明・給湯・自動車等の高効率化に向けた啓発を行っていきます。	・広報紙にて、省エネルギー活動の啓 発記事を掲載しPRしました。	環境政策課

#### ②行政の率先的な省エネルギー活動の推進

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和 2 年度)	担当課
	庁舎における省エ	・省エネルギー法や地球温暖化対 策推進法に基づき、全ての市有施 設における温室効果ガスやエネル	計画的に庁内蛍光灯は LED の導入を 進めました。	資産経営課
9–2	ネルギー活動の推 進	ギーの削減目標を定め、全職員が 参加して省エネルギー活動を推進 します。	昼休みの館内放送による職員への省 エネ・節電活動の呼びかけを行いました。また、グリーンカーテンの資材配 布など、庁舎内の省エネルギー活動の 推進を実施しました。	環境政策課
9-2	市職員ノーカーデーの実施	・イベント等の開催で多数の来場者が予想される際、市庁舎において職員ノーカーデーを実施し、駐車場を確保するとともに、相乗りの推奨などでマイカー通勤を自粛し、二酸化炭素の削減に努めます。	ノーカーデーの実施を各部署へ周知 【ノーカーデー実績】 無	資産経営課
9-2	省エネ設備やエコ カー等の導入など、 庁舎の省エネルギ	・庁舎の空調設備や照明器具を高効率な機器に更新するとともに、公用車を低燃費車やハイブリット車、クリーンエネルギー自動車などに切り替えることで、省エネルギー化と二酸化炭素の削減を図ります。	設備の導入・更新、自動車導入は実績なし	資産経営課
	一化の推進	・電力自由化に伴い、より環境負荷の少ない電源でつくられた電気を選択するなど、環境への配慮に努めます。	省エネ設備、エコカー等省エネルギー 化に関する情報収集に努め、庁内への 啓発推進を行いました。	環境政策課

# (10) 再生可能エネルギーの導入促進

## ①太陽光発電及び太陽熱利用の導入促進

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和2年度)	担当課
10-1	住宅用太陽光発電 の普及に向けた補 助制度の実施	・市内住宅の方による住宅用太陽 光発電システムの設置に対し、補 助金を交付し、家庭部門での太陽 光発電の普及を促進します。	住宅用太陽光発電システムの設置に 対する補助金を交付し、家庭部門の太 陽光発電の普及の促進を図りました。 【補助実績】 50件	環境政策課
10-1	公共施設への太陽 光発電等の率先導 入	・公共施設の新築・増改築などの際には、太陽光発電や太陽熱利用システムをはじめとする再生可能エネルギー設備の導入に努めます。	R2 年度においては、公共施設への再 生可能エネルギーの導入はありませ んでした。	環境政策課

## ②小水力発電の導入促進

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和2年度)	担当課
10-2	小水力発電導入に 向けた補助制度の 実施	・市内に住所を置く個人や法人、 団体等による小水力発電システム の設置に対し補助金を交付し、地 域における小水力発電の普及を促 進します。	小水力発電の設置に対する補助制度 を設けていますが、令和2年度の申請 はありませんでした。	環境政策課
10-2	小水力発電所の開 発事業	小水力発電の適地調査や開発を地域等と協力して行います。また、開発により、二酸化炭素排出削減を図るとともに、売電収益を活用した地域の活性化を進めます。	5基の小水力発電(民間含む)の運用に伴い、二酸化炭素排出削減が図られており、売電収益等により地域の活性化が図られています。また、民間事業者による新たな開発に対する助言や協力などにも取り組みました。	環境政策課

## ③木質バイオマスの利用促進

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和2年度)	担当課
10-3	木質バイオマス熱 利用機器の普及・促 進	家庭部門や事業所などでの木質バイオマス熱利用機器の普及促進を図るため、市民や法人、団体等による薪ストーブ、ペレットストーブの導入に対して補助金を交付します。	家庭や事業所向けに薪・ペレットストーブの補助金制度を設け、交付を実施し、木質バイオマスの利用促進を図りました。 【補助実績】 34 件	環境政策課

## ④再生可能エネルギーを活用した防災対策

施策 コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和2年度)	担当課
10-4	防災拠点となる地 域事務所・総合事務 所への導入	太陽光発電などの再生可能エネル ギーや蓄電池など付帯設備の整備 を順次行い、環境にやさしく災害 に強いまちづくりを進めます。	市の庁舎事務所にて太陽光発電など の再生可能エネルギーを整備し、CO2 削減を図り、災害にも備えています。 令和2年度:実績なし 導入実績:7事務所	防災安全課 環境政策課
10-4	避難所となる小中 学校等への導入	避難所となる公共施設に太陽光発 電や蓄電池など付帯設備の整備を 行い、環境教育にも活用します。	学校及び園にて太陽光発電などの再生可能エネルギーを整備し、CO2削減を図り、災害にも備えています。 令和2年度:実績なし 導入実績:小中学校8校・幼保2園	防災安全課 教育企画課 環境政策課

## ⑤再生可能エネルギー活用による地域の活性化

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和2年度)	担当課
10-5	再生可能エネルギ ーを生かした新た な産業の創出	・地域の活性化や農林業・観光業・ 商工業の振興につながる発電事業 や投資事業、地域新電力事業など の仕組みづくりを、地域と協力し	民間企業による小水力発電の建設に ついて支援しましたが、再生可能エネ ルギーを生かした新たな産業の創出	環境政策課

	て進めます。	の取組みは、現状ありません。	

## ★重点プロジェクト施策 小水力発電、木質バイオマス熱利用の導入促進

個別事業① 木質/	バイオマスの産業部門への活用事業			
事業内容	間伐材や製材端材などから製造した薪・チ	ップ・ペレットを施設の暖房や加温、農業用ハウ		
	スの空調などの熱エネルギーとして利用し	、その取組みを付加価値とした低炭素地域の実現		
	に向けた検討を進めます。			
期待される効果	・化石燃料代替による地域の低炭素化			
	・観光業、農業などの産業の付加価値向上	と地域の活性化		
所管課	林業振興課			
取組み状況	資材の有効活用を図るため、未利用材の搬	家庭や事業所向けに薪・ペレットストーブの補		
(令和2年度)	出に対し、補助を実施した。	助金制度を設け、交付を実施し、木質バイオマ		
		スの利用促進を図りました。		
		【補助実績】 34件(再掲)		
個別事業② 家庭	・事業所等への木質バイオマスの導入	促進事業		
事業内容	家庭や事業所において木質バイオマスボイ	ラー、薪ストーブ・ペレットストーブの導入を促		
	進するため、機器の導入事例等の紹介のほ	か、補助金制度を設け導入を支援します。		
期待される効果	・化石燃料代替による地域の低炭素化			
	・燃料となる木質バイオマスの利用促進			
	・木質バイオマスに関わる産業と市場の成	長		
	・森林の適正管理			
所管課	林業振興課	環境政策課		
取組み状況	資材の有効活用を図るため、未利用材の搬	薪・ペレットストーブの補助金の交付を実施し		
(令和2年度)	出に対し、補助を実施した。	た。		

# (11)交通の低炭素化①エコカーの普及促進

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和2年度)	担当課
11-1	エコカー・グリーン エネルギー自動車 の普及促進	・運輸部門での低炭素化を目的に、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車をはじめとしたエコカー・クリーンエネルギー自動車の普及に向けた啓発や支援策の検討を進めます。	電気自動車を公用車として導入し活用することで、電気自動車のPRを実施しています。 ・阿木交流センター EV1台配置令和2年度導入実績なし	環境政策課
11-1	エコドライブの推 進	・アイドリングストップやふんわり e スタートなどのエコドライブについて、関係機関と連携して啓発活動を行います。 ・交通安全啓発などと絡めたエコドライブ教室を実施していきます。	コロナウィルス感染拡大防止の観点 から、エコドライブ教室の開催等はで きませんでした。	環境政策課

# ②交通インフラの低炭素化

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和2年度)	担当課
11-2	交通拠点における EV(電気自動車)・ PHV(プラグイン ハイブリッド車)の 充電設備の整備	・次世代自動車の普及促進に向け、交通や観光の要所となる道の駅や公共施設及びその周辺等にEV・PHVの充電設備の整備を進めます。	道の駅 2 か所 (賤母・花街道付知) にEV 充電施設を平成 27 年度に設置し、稼働中です。 令和 2 年度: 新規実績なし	環境政策課
11-2	道路・街路樹などの	・老朽化した道路・トンネル・地 下道照明をLED等の高効率照 明に交換していきます。	老朽化した道路照明等、LEDに取替えました。	建設課
11-2	高効率化の推進	・取替修繕を計画的に進めます。	道路・トンネル・公園等の全ての街路 灯をR3年度中にLED化するため準備 しました。	管理課

11-2	市道「青木〜斧戸 線」の建設	・国道 275 号から国道 19 号に合流する市道「青木〜斧戸線」を整備し、幹線道路の渋滞緩和を図り、利便性を確保します。	用地取得を完了した箇所から工事を 行いました。	建設課
11-2	リニア中央新幹線 開通に向けた幹線 道路の建設	・リニア岐阜県駅の南北を結ぶアクセス道路「濃飛横断自動車道」に付随する取り付け道路を整備すするとともに、中津川市・恵那市双方の市街地とリニア岐阜駅を結ぶアクセス道路「東濃東部都市間連絡道路」の建設計画を推進し、リニア中央新幹線開通後の地域交通の利便性の向上と渋滞緩和を図ります。	都市間連絡道路においては、引き続き 工事の施工と用地測量・用地買収を実 施しました。 坂本 58 号線他と坂本 264 号線におい ても、引き続き工事の施工と、工事に 向けて用地測量・用地買収を実施しま した。	リニア対策課

# ③環境にやさしい交通システムの促進

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和2年度)	担当課
11-3	予約型コミュニティバスの運行	・利用者の少ない路線については、定時定路線運行から、利用者の要求に応じて運行するデマンド交通をコミュニティバスに取り入れます。	既存の山口、神坂、落合(一部)地区でデマンド型のコミュニティバスを運行している他、蛭川地区でもデマンド型の運行へ見直し、R3.4.1 から運行を開始しました。	定住推進課
11-3	エコ通勤の推進	・バスや鉄道などの公共交通機関や自転車、徒歩、相乗り等での通勤を推進するとともに、ノーマイカーデーの取組みを推奨します。 ・エコ通勤活動に積極的に取り組む事業者に対して国等が推進する「エコ通勤優良事業所認証制度」を推奨します。	2km圏内の職員に対し、自転車、徒歩等のエコ通勤を推奨していますが、地 形等の影響もあり、エコ通勤の推進は 難しいものと考えられます。	環境政策課
11-3	自家用車を使わな い観光の推進	・徒歩(ウォーキング)や自転車 等による、自動車を使わない体験 型観光を推進し、自動車利用では 体験できない地域の自然、文化等 を楽しめる観光商品を実施しま す。 ・自家用車ではなくタクシーを使 い観光地を周遊する観光商品を造 成します。	苗木城跡に周辺散策を促す案内看板を整備したほか、歩く観光をPRする動画やWEBページを作成し、ウォーキングによる体験型観光、周遊観光の促進を図りました。市内観光事業者と連携し、タクシーやマイクロバスを利用して市内の自然や文化に触れる着地型観光商品の造成を行いました。	観光課

# (12) 森林による二酸化炭素の吸収源対策

# ①健全な森づくりの推進

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和2年度)	担当課
12-1	市有林の整備の推進	・森林経営計画に基づき、市有林の 間伐や植林など適切な管理を行う ことにより、二酸化炭素の吸収効果 の高い健全な森を作ります。	持続可能な森林づくりを進めるため森林経営計画に基づき間伐事業を進めています。経営の成り立たない森林については県森林環境税の「環境保全林整備事業」を活用し、奥山の整備を進めています。森林施業の効率化を図るため環境に配慮しながら作業道、林業専用道の整備を進めています。	林業振興課

12-1	民有林の整備の推進	・森林経営計画に基づく民有林の森林施業に対して国や県の制度を活用しながら補助金を交付し、そこでの間伐や植など適切な管理を促進させ、二酸化炭素の吸収効果の高い健全な森を拡げていきます。 ・森林経営計画のエリア外における森林整備を進めるため、国の制度を活用して特定間伐等促進計画の策定とそれに基づく森林施業に対する補助を行います。	持続可能な森林づくりを進めるため森林経営計画に基づき間伐事業を進めます。 森林施業の効率化を図るため環境に配慮しながら作業道、林業専用道の整備を進めています。	林業振興課
12-1	民有林での木材搬 出に関する補助の 実施	・森林経営計画に基づく民有林の森 林施業に伴い伐倒した木材の搬出 に対して、市からの補助金を交付し 適正な森林管理と間伐材の有効利 用に繋げます。	木材の有効利用を促進するため、 搬出に対する補助を行っていま す。(中津川市森林整備促進事業補 助金)	林業振興課

#### ②カーボン・オフセットの推進

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和2年度)	担当課
12-2	カーボン・オフセッ トの推進	カーボン・オフセットの普及啓発や、イベント等でのオフセット・クレジット(※)との活用などを進めます。 ※カーボンオフセットとは、自らの温室効果ガス排出量を、他の場所での再生可能エネルギー事業や植林等による削減、吸収量で埋め合わせて相殺すること。	市内でのクレジット創出団体はあ りませんが、県内で生産されたクレ ジットの活用などを検討していま す。	環境政策課

## ゼロカーボンシティ共同宣言

2021年3月25日に、中津川市は中津川市区長会連合会と、共同で『中津川市「ゼロカーボンシティ」宣言』を行い、2050年までに二酸化炭素の実質排出量ゼロ※を目指すことを表明しました。また、区長会連合会はこれに併せて、区長会連合会での取組標語と各地区の取組目標を公表しました。今後は、市と区長会連合会が協力して、脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいきます。





※実質排出量ゼロとは、二酸化炭素の人為的な排出量と 森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成する ことをいいます。

# Ⅳ. 安全安心な環境づくり

## 地域の課題(環境基本計画より)

- 健康で安全な生活環境を維持するため、引き続き環境状況の把握と公害等の発生源に対しての指導が強く求められる
- 不法投棄や野焼きの通報、苦情は依然として多い
- 令和9年(2027年)に開通予定のリニア中央新幹線の工事が本格化する中、大気環境、騒音、トンネル工事等による水環境などへの影響も懸念されており、その対策に地域と連携して取り組むことが求められている。

## 将来の環境像を実現するための指標と目標

指標	平成 26 年度 (2016 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	目標値 (2025 年度)
一般大気環境基準達成率 (二酸化硫黄・二酸化窒素)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
河川環境基準(BOD)達成率	100.0% (9地点/9地点)	100.0% (9地点/9地点)	94.0% (8地点/9地点)	100.0% (9地点/9地点)
騒音環境基準達成率 (一般環境)	100.0% (3地点/3地点)	100.0%(3地点/3地点)	100.0% (3地点/3地点)	100.0% (3地点/3地点)
不法投棄件数	58 件	55 件	49 件	0 件
下水道整備面積	3, 448ha	3, 492, 5ha	3, 501ha	4, 047ha
水洗化率(公共・特環・農集)	85.3%	86.00%	86. 80%	90. 2%
公害防止協定締結事業者数	25 事業所	25 事業所	25 事業所	30 事業所

## 施策内容

## (13)健康で安全な環境づくり

## ①大気環境の保全

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和2年度)	担当課
13–1	大気環境の常時監 視測定	・中津川測定局を維持管理し、二酸化硫黄、一酸化窒素、二酸化窒素、二酸化窒素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質(PM2.5)、風向、風速の常時測定を行い、本市の大気環境の状況を的確に把握します。	岐阜県が所管する中津川測定局にて、 二酸化硫黄、一酸化窒素、二酸化窒素、 窒素酸化物、浮遊粒子状物質、光化学 オキシダント、微小粒子状物質、風向、 風速の常時監視を行い、大気環境の現 状を把握しました。 (詳細は、第2章第1節参照)	環境政策課
13-1	特定施設に対する監視	・大気汚染防止法に定めるばい煙 を発生させる特定施設に対し、岐 阜県と連携して立入検査を行い、 施設の維持管理状況を確認し、排 出基準の遵守状況について監視と 指導を行います。	所管である岐阜県が立入検査を実施 し、施設の維持管理状況の確認、監視、 指導をしています。	環境政策課
13-1	特定施設に対する 測定結果の報告要 請	・大気汚染防止法に定めるばい煙 を発生させる特定施設に対し、ば い煙の測定結果の報告を求め、木 生基準を超えた特定施設について は指導を行います。	大気汚染防止法に定める特定施設を 保有する事業所に対し、ばい煙の測定 結果の報告を求めました。令和2年度 に報告要請した事業場において、規制 基準の超過はありませんでした。	環境政策課

13-1	大気汚染に関する 情報発信	・大気汚染の状況を中津川市公式ホームページなどで常時公表するとともに、大気汚染注意報が発令された場合には、迅速かつ的確な情報を周知する体制を維持します。 ・毎年12月の大気汚染防止推進月間には、きれいな空を守ることの大切さを呼びかける運動を展開し、大気環境への意識を高めます。	岐阜県が実施している中津川測定局の大気測定の状況について、中津川市公式ホームページに掲載をしています。なお、令和2年度において、大気汚染注意報は発令されませんでした。	環境政策課
------	------------------	---	---	-------

# ②水環境の保全

施策 コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和2年度)	担当課
13-2	河川の水質調査	・主要河川において定期的な水質 調査を実施し、河川の水質状況を 的確に把握します。	主要河川において、定期的な水質調査を実施し、河川の水質状況を把握しています。 (詳細は、第2章第2節参照)	環境政策課
13−2	特定施設に対する監視	・水質汚濁防止法に定める特定施設に対し、立入検査、水質測定の報告要請と監視・指導を行い、事業活動から排出される水質の浄化に努めます。  ★重点プロジェクトとして期待される効果 ・工場・事業場における公害の未然防止 ・公共用水域の水質改善	所管である岐阜県と合同で立入検査 を実施し、施設の維持管理状況の確 認、監視、指導をしています。	環境政策課
13−2	特定施設に対する測定結果の報告要請	水質汚濁防止法に定める特定施設に対し、排水の水質測定の結果の報告を求め、規制基準を超えた特定施設に対しては県と連携して改善を要請します。  ★重点プロジェクトとして期待される効果 ・工場・事業場における公害の未然防止 ・公共用水域の水質改善	水質汚濁防止法に定める特定施設を 保有する事業所に対し、排水の水質測 定結果の報告を求めました。令和2年 度において、規制基準を超えた事業所 はありませんでした。	環境政策課
13−2 ★	河川等公共用水域 の水質改善	・水質汚濁が顕著な河川において、地域や事業者、行政が連携した生活排水対策の普及啓発や水質浄化に取り組み、流域の水質改善を図ります。  ★重点プロジェクトとして期待される効果 ・水質改善に対する市民意識の向上 ・公共用水域の水質改善	市が水質調査を実施している河川において、水質汚濁が顕著な河川はありませんでしたが、降雨量の減少に伴い、水がよどむ事例がありました。市民からの水質汚濁の情報があった際には、地域や岐阜県、関係機関と連携し、水質汚濁の原因調査に当たっています。	環境政策課
13-2	下水道接続、合併浄 化槽設置の促進	・生活排水による汚濁負荷が低減 するように、各家庭の下水道の接 続や合併浄化槽の設置の促進を図 ります。	・水洗化啓発運動を文書で戸別配布 を実施しました ・浄化槽補助金上乗せ ・集会所を浄化槽補助対象としました	下水道課

典 妆	農薬の適正使用の	・公共施設等の管理において農薬 の使用の低減に努めるとともに、 市民・農家等に対して農薬の使用	チラシの配布やポスターの掲示を行 った。	農業振興課	
13	3–2	推進	回数や量の低減のほか、飛散防止 など安全かつ適正な使用を啓発します。	農薬の適正使用の呼びかけのほか、 市民からの通報に際し、使用者に適 正な使用の呼びかけを行いました。	環境政策課

## ③騒音・振動及び悪臭対策の推進

施策 コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和2年度)	担当課
13-3	騒音及び振動の特 定工場・建設作業に 対する監視	・騒音規制法及び振動規制法に定める特定工場及び建設作業に対し、立入検査を実施し、特定施設及び建設作業の維持管理状況、防音対策の状況について検査と指導を行います。	騒音規制法及び振動規制法に定める 特定工場及び建設作業の届出を審査 受理し、また市民からの通報に際し、 指導を実施しました。	環境政策課
13–3	騒音及び振動の特 定施設に対する測 定結果の報告要請	騒音規制法及び振動規制法に定める特定施設を有する特定工場に対し、騒音や振動の測定結果の報告を求め、法令等の規制基準を超えた特定工場に対しては指導を行います。	騒音規制法及び振動機聖堂に定める 特定施設を持つ事業所に対し、騒音 測定の結果報告を求めました。なお、 令和2年度の報告にて規制基準を超 えた特定工場はありませんでした。	環境政策課
13–3	道路に面する地域 の騒音規制	・市域の幹線道路において、毎年 自動車騒音測定を実施し、環境基 準の達成度を把握します。 ・中央自動車道沿線地域では、防 音壁の設置要望を行います。	市域の幹線道路の測定を実施しました。夜間一部において、環境基準を達成していませんでした。 また、中央自動車沿線地域の騒音測定については、コロナウィルスの感染拡大に伴い交通量が減少したため、測定は実施しませんでした。	環境政策課
13-3	悪臭事業場に対する指導	・悪臭防止法に基づき、悪臭が発生する工場・事業所に対して、適時立入検査を実施し、臭気対策の状況について指導を行います。	市民からの悪臭の通報に従い、発生源である事業者に対して指導を行いました。 また、養鶏場や養豚場などに対し、 事故や地元からの悪臭苦情などに伴い指導等を行いました。	環境政策課
13-3	畜産農家等に対す る指導	・畜産経営に由来する悪臭発生を 最小限にとどめるため、適正な維 持管理及び環境保全対策について 指導を行います。	JA加子母堆肥センターの改修が優 先されるため、臭気測定を実施し、J Aを支援した。	農業振興課

# ④地下水と土壌環境の保全

施策 コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和2年度)	担当課	
13-4	地下水の水質監視	・毎年、岐阜県が実施する地下水 の監視測定等に協力し、地下水に 関する水質監視に努めます。	岐阜県が実施する地下水の監視測定 業務に協力を行い、地下水に関する 水質監視に努めました。	環境政策課	
13-4	専用水道の設置事 業場に対する監視	・市内のゴルフ場や事業場など専用 水道設置者に対して施設の維持管 理や水質の状況について立入検査 などにより監視と指導を行います。	専用水道設置事業場の水質検査報告 を確認しました。異常のある事業所 はありませんでした。 また、令和2年度末に、道の駅賤母 専用水道は廃止され、設置事業場は 4事業場から3事業場となりまし た。	環境政策課	

13-4	地下水の過剰摂取の防止	・一定以上の地下水の採取に届出 を求め、過剰な汲み上げによる地 盤沈下や地下水の枯渇を防止しま す。	一定以上の地下水の採取については、届出を求め、過剰な汲み上げによる地盤沈下や地下水の枯渇の防止に努めました。 令和2年度届出件数:0件	環境政策課
13–4	不適正な埋立て等の防止	・「中津川市埋立て等の規制に関する条例」に基づき、有害廃棄物などが混入し環境基準に適合しない土砂等を使用した埋立て等を禁止し、生活環境の保全と安全を確保します。	「中津川市埋立て等の規制に関する 条例」に基づき、有害廃棄物などが 混入し環境基準に適合しない土砂等 の不適正な埋め立てを禁止しまし た。 令和2年度許可件数:11件 令和2年度変更許可件数:2件	環境政策課

# ⑤率先した公害防止対策の推進

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和2年度)	担当課
13–5	公害防止協定等の 締結推進	・事業活動にともなう周辺住民の 生活環境を守るために、各事業所 が市または地域と個別に環境保全 に必要な事項を協定として締結 し、両者が協力し合うことにより、 より良い環境づくりを目指しま す。	事業者と市または地域との公害防止協定を締結することにより生活環境の保全を図る地域づくりを進めています。 なお、令和2年度は新たに締結した協定はありません。	環境政策課
13–5	事業用太陽光発電等による乱開発防止	・「中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」に基づき、事業用太陽光発電の開発事業者に対して、地域への説明会の実施や書面による協定の締結などを義務付けることで、周辺地域における災害の防止並びに自然環境の保全への配慮を促します。	中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条令の適用対象を 1,000 ㎡から発電出力を 10 kW 以上の野立ての太陽光発電施設と条例を改正し、また、地域説明会の実施や協定書の締結を要件に加えることで、周辺地域における災害の防止並びに自然環境の保全への配慮を促しました。	環境政策課

# (14) 快適で安心な環境づくり ①不法投棄の防止

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和2年度)	担当課
14−1 ★	不法投棄監視パト ロールの実施及び 不法投棄行為者の 取締り	地域の住みよい環境づくり推進員 や岐阜県と連携し、地域の監視や パトロールを実施し、不法投棄の 未然防止策を強化します。また、 不法投棄を発見した場合には、、警 察署と連携して投棄者の取締りを 行います。 ★重点プロジェクトとして期待される効果 ・不法投棄の減少 ・不法投棄防止に関する市民意識 の醸成	不法投棄の行為者が判明した際は、状況に応じ、警察署と連携し、投棄者の取り締まりを行いました。	環境政策課
14-1	不法投棄の防止に 向けた啓発と予防 の強化	不法投棄の防止に関する情報を多様な方法により周知を図り、地域への不法投棄の監視や美化活動を進め、不法投棄撲滅に努めます。 また、土地所有者や地域、警察等と協力して予防対策の強化を図ります。	不法投棄防止看板の配布の実施とと もに、不法投棄監視用カメラの導入 を行いました。 【実績】1カ所	環境政策課

★重点プロジェクトとして期待される効果 ・不法投棄の撲滅 ・地域環境の美化 ・不法投棄防止に関する市民意識	
・不法投棄防止に関する市民意識 の向上	

## ②まちの美化とマナー向上

施策	個別施策の名称	·	実施状況(令和2年度)	担当課
コード	個別他束の右が	<b>似安</b>		担目床
14-2	ポイ捨て防止の啓	・快適な生活環境を確保するため、ごみをみだりに捨てる行為および道路、公園などの公共の場所や他人の場所を汚すペットのふんまの発します。	ペットのしつけについて、広報誌に掲載し周知を行いました。(5月、2月) また、ふんのしつけについての啓発看板の設置を行いました。	防災安全課
	発	害の禁止を啓発します。	不法投棄防止看板の配布を実施しま した。 【配布実績】 36 申請・81 枚配布	環境政策課
14-2	市内一斉清掃やボ ランティア清掃の 推進	・年2回(6月、9月)の市内一 斉清掃や地域、事業者、団体等が 行うボランティア清掃活動を促進 し、まちの美化活動を推進します。	年2回(6月・9月)の市内一斉清掃 の協力を呼びかけ、まちの美化活動 を推進しました。また、地域や、事業 者、団体等のボランティア清掃に際 し、ボランティア用ゴミ袋の配布を 実施しました。	環境政策課
14-2	放置自転車対策の 推進	・放置自転車は、歩行者の安全やまちの美化を損ねるだけでなく、 盗難事件の発生にもつながること から、放置自転車の撤去や啓発活 動等を実施し、放置台数の減少を 図ります。	警察と連携し、持ち主のない放置自 転車については、廃棄物として処理 し、放置自転車の減少に努めました。	環境政策課
14-2	野外焼却行為者へ の指導強化	・野外焼却に関する市民からの通報に対応し、行為者への適切な指導を行うとともに、特例による野外焼却についても焼却マナーやなるべく焼却しない方法での処分を啓発します。	野外焼却に関する市民からの通報に対応し、行為者への適切な指導を行うとともに、特例による野外焼却についても焼却マナーや焼却しない方法での処分について現場や広報を通じて啓発を行いました。 R2 野外焼却通報件数: 31 件	環境政策課

# ③景観に配慮したまちづくり

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和2年度)	担当課
14-3	都市緑化、公園緑化 の推進	・緑化による都市の景観形成に努めるとともに、公園緑地の適正な 維持管理を行います。	公園の点検・清掃を行なうことで、 緑地を含めた公園全体の適正な維持 管理を行ないました。	管理課
14-3	良好な景観形成の 推進	・市域全体を「景観計画区域」とし、 良好な景観形成に取り組みます。 中山道に面する区域を「中山道沿 道景観区域」、なかでも宿場町等の 区域を「景観計画重点区域」とし、 地域と一体となり、地域の景観を 守り育む取組みを進めます。	中山道沿道景観区域の統一的な景観 づくり、良好な景観を維持促進する ための、景観に関する活動に対して 支援しました。 《景観づくり支援事業補助金》 【補助実績】 7件 1,550,768円	都市建築課

# V. 環境保全に向けた人づくり

## 地域の課題(環境基本計画より)

- 環境保全活動の担い手の高齢化や後継者不足などによる活動の縮小や次の世代への知識・技術の継承が課題となっている。
- 市民・事業者・行政の協働による保全の仕組みを構築し、活動を推進していくことが求められる、
- 市民に向けたキャンペーンや広報活動を幅広く展開するなど、環境に配慮し行動できる人づくりを進めることが重要

## 将来の環境像を実現するための指標と目標

指標	平成 26 年度 (2016 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	目標値 (2025 年度)
幼児環境教育指導者数	11 人	22 人	22 人	31 人
河川環境教育指導者数	14 人	26 人	25 人	34 人
中津川市自然環境団体等連絡 会議の参加団体数	33 団体	31 団体	31 団体	43 団体
中津川市環境推進協会の参加 企業数	111 社	111 社	112 社	141 社
幼児環境教育を実施した幼保 園数(木育・自然体験等)	5 園	15 園	17 園	全園
河川・森林の環境教育を実施 した学校数(カワゲラウォッ チング等)	13 校	15 校	13 校	全小学校
市民向けの環境講座、イベン ト等の開催回数 (幼児環境教育と河川環境学 習を除く)	20 回/年	14 回/年	21 回/年	24 回以上/年

## ■施策内容

(15) 環境保全活動を推進するための人づくり・仕組みづくり

①地域における環境保全の担い手発掘と育成

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和2年度)	担当課
15−1 <b>★</b>	環境保全活動に向 けた人材の育成	・環境保全活動に必要な専門家や 指導員、環境活動に関わるリーダーを育成するための講座や研修会 を開催します。 ★重点プロジェクトとして期待される効果 ・地域の環境保全活動で中心的な 役割を担う人材の育成 ・環境保全に取り組む次世代の人 材育成	木育スタッフ向け講習として木育 指導者講習会を3回実施、保育士・ 幼稚園教諭向けの木域指導者講習 会を7回、小学校教員向けの水生 生物調査指導者講習会を1回実施 し、環境保全に向けた人材の育成 を図った。	環境政策課
15−1 ★	人材登録制度の創 設・活用	・学校や市民向けの環境教育・環境学習等支援する人材の登録制度を創設し、充実した環境保全活動を推進します。  ★重点プロジェクトとして期待される効果 ・環境への理解の向上 ・環境関連講座等の充実と活性化	木育や河川環境学習指導員等の人 材登録を進めました。	環境政策課

## ②環境教育・環境学習に携わる人材育成

施策 コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和2年度)	担当課
15-2	幼児環境教育の指 導者の育成	・保育士等を対象に、幼児向けの環境学習に関する指導者養成講座を開催し、知識や指導方法の取得に努めます。	木育を実施するまえに、担当教諭 に対し、事前研修を実施し、環境 活動への理解向上を図りました。 木育指導者講習会 10回	環境政策課
15–2	河川・森林に関す る環境教育の指導 者の育成	・学校教諭等を対象に、小・中・高校生向けの河川や森林に関する環境学習などの指導者養成講座を開催し、知識や指導方法の取得に努めます。	河川環境学習の実施にあたり、事前に担当教諭を対象に、学習会を実施し、知識や環境学習についての理解向上を図りました。 水生生物調査指導者講習会 1回	環境政策課

## ③市民や環境団体等の連携と活動促進

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和2年度)	担当課
15–3	環境団体が行う活 動の情報発信	・市内で活動する環境団体の活動を 支援し、それぞれの活動内容の発信 や発表する機会を提供します。 ・地域や住みよい環境づくり推進 員、団体等との対話の機会を拡充し、 施策や取組みを啓発するとともに、 市民の意見を施策に反映します。	新型コロナウィルス感染拡大防止 のため、発表・対話の機会を設け ることが出来ませんでした。	環境政策課
15–3	地域との対話と環 境保全活動の推進	・各地域の区長や住みよい環境づくり推進員が中心となり、年に2回の市内一斉清掃をはじめとする地域での環境保全活動を企画し、地域住民の環境配慮行動を促すきっかけにするとともに、住民同士のつながりを強化します。	各地域において、区長や住みよい環境づくり推進員が中心となり、年に2回市内一斉清掃を地域住民に呼びかけていただき、地域住民による環境保全活動を実施していただきました。	環境政策課

## ④事業者と連携した環境保全活動の仕組みづくり

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和 2 年度)	担当課
15–4	中津川市環境推進 協会と連携した保 全活動の推進	・公害防止や環境保全を目的とした事業者の枠組みである「中津川市環境推進協会」による公害防止や環境保全に向けた人材交流や情報交換などを進めるともに環境保全に資する取り組みを推進します。	四ツ目川アマゴ放流事業への賛助 のほか、公害防止及び環境保全に 関する情報提供を行いました。ま た、活動の推進を図るため、会員 の募集活動に取り組みました。	環境政策課
		・事業者が取り組む環境分野で	実績なし	工業振興課
15–4	事業者の社会貢献 活動や環境保全活 動の推進	の社会貢献活動や環境配慮型製品等の開発などを推進します。 ・事業者の活動の情報を収集し、 様々な機会を通じて市内外にP Rします。	事業者が取り組むボランティア 清掃等の社会貢献活動に際し、ボ ランティア用清掃袋を配布する 等活動のサポートをしました。	環境政策課

## ⑤大学等と連携した環境保全活動の仕組みづくり

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和2年度)	担当課
15−5 ★	環境保全を目的と した域学連携の推 進	・学術的な知見を踏まえた環境保全活動を推進するため、大学の研究と地域活動とのマッチングを図り、環境分野での域学連携の取り組みを推進します。 ★重点プロジェクトとして期待される効果	岐阜大学(地域科学部 肥後教授) に協力を依頼し、主にシデコブシ 自生地の保全に関して学術的な指 導や助言をいただきました。	環境政策課

		・学術機関の知識や技術を活かした環境保全活動の推進 ・地域での環境保全活動の活性化・学生などとの人材の交流を通した地域活性化		
15–5	環境保全を目的とした高等学校や専	高等学校や専門学校と連携し、授業や実習活動を通した生徒・学生による環境保全活動を促進します。また、大学等の有識者も交え、学生の活動・研究を支援します。	名古屋工業大学と地域との域学連携による加子母小学校学びの森の整備活動と持続的な活用の研究について支援しました。	市民協働課
*	門学校との連携	* 単点プログェットとして期待される効果 ・学術機関の知識や技術を活かした環境保全活動の推進 ・地域での環境保全活動の活性化 ・学生などとの人材の交流を通した地域活性化	恵那高校の課題研究において特定 外来生物に関する学習を提供する ともに、中津高校のSDGsに関 する課外授業に協力し、地球温暖 化に関する出前講座を実施しまし た。	環境政策課
15–5 ★	学識者・専門家等による支援体制の構築	・学術的な知見から適正な保全活動を行うため、大学や研究機関との関係を構築・強化し、各環境団体等に提言等を受けるとともに、講習会等を通じた知識の普及を図ります。  ★重点プロジェクトとして期待される効果 ・学術的な知見、専門的な知識・技術などに基づく、確かな環境保全活動の推進 ・学術機関との連携による環境保全活動の推進	希少種であるシデコブシやハナノ キの毎木調査に関し、岐阜大学 地域科学部の肥後教授に指導いた だき、学術機関との連携による環 境保全活動の推進を進めた。	環境政策課

# ⑥環境情報の充実と発信

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和 2 年度)	担当課
15-6	環境情報の発信	・環境に関わる幅広い情報や、市民の関心が高い情報、市内で活動する環境団体からの情報などを、中津川市公式ホームページや広報なかつがわ等で、市民にわかりやすく発信します。		環境政策課
15–6	博物館等での環境意識啓発の推進	・鉱物博物館、子ども科学館、図書館などにおいて、環境意識の啓発を行うための常設展示や企画展等の充実、図書の整備などを図ると共に、来場者が体験できるワークショップや講座などを定期的に実施していきます。	鉱物博物館:自然に対する豊かな感性を育みとを目的として、各種の普及を開催した。 ●介達のでは、一般ので	鉱物博物館

			子ども科学館:実際に展示物に触れて感動しながら楽しみ、時には親子で一緒に体験しながら語の科学する心を高め科学する心を高め科学することをめざして、展示物を配した。 ●教室 8回開催 198人参加 ●星を観る会 1回開催 11人参加 ●ミニプラネタリウム実演70日開催 1,023人参加	子ども科学館
			・館内月替わり展示にて、「持続可能な地域の実現に向けた取り組み」と題し、森林や農業についてと「未来のためにいま学ぼう COOL CHOICE」と題して地球温暖化等に関する図書等を展示し、啓発を行いました。	図書館
15–6	環境センターでの 環境意識啓発の推 進	・環境センターにおいて、ごみ焼却施設の見学や啓発プラザ等の利用のほか、環境団体によるエコ講座を開催し、廃棄物問題やリサイクルの推進についてわかりやすく意識啓発を行います。 ・小学校と連携し、小学4年生の社会会「ごみの処理と利用」の学習で環境センターの見学を取り組みます。	見学者に対し、廃棄物問題やリサイクルの推進について分かりやすく意識啓発を行いました。	環境センター

# (16) 多様な主体による環境教育・環境学習の推進

①子どもたちに向けた環境教育・環境学習の充実

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和2年度)	担当課
16−1	幼稚園・保育園に おける環境教育の 実施	・木育や自然体験を中心とした幼児向けの環境教育を、各園と連携して推進します。 ・各園では野菜づくりや雪滑りなど既存の自然体験活動も実施していきます。  ★重点プロジェクトとして期待される効果 ・環境への理解の向上 ・次世代育成に取り組む人材の育成	市内各保育園、幼稚園において五 感の発育に効果的な自然体験活動 による環境教育を実施しまして、 (園外保育の一環として、山る環境 んぐり拾い、川遊でにはる環境 教育を行った。自園農園づい 隣の田畑を借用しての野菜別による自然体験を行い、園野菜別が作ったさつま芋で焼き芋会をの食育活動も行った。) 幼児向け環境教育として、木育の山の自然に触れる学習を市内の幼稚園・保育園・こども園で実施し	幼児教育課環境政策課
16−1 ★	小中学校での環境 教育の実施	・水生生物調査などの河川環境教育や森林での自然観察、林業体験などの環境教育、ごみ処理場、下水処理場の見学、森林の役割や森川海のつながりに関する学習、再生可能エネルギーや省エネルギーに関する学習など、総合的な学習の時間や社会、理科などの科目における環境学習を推進します。	た。【実績】17園 河川環境教育や森林での自然観察、林業体験などの環境教育、ごみ処理場、下水処理場の見学、森林の役割や森川海のつながりに関する学習、再生可能エネルギーや省エネルギーに関する学習など、総合的な学習の時間や社会、理科などの科目における環境学習を推進しました。	学校教育課

★重点プロジェクトとして期待される効果 ・環境への理解の向上 ・次世代育成に取り組む人材の育成	【実績】 ・河川環境教育 20 校 ・森林での自然観察 12 校 ・林業体験などの環境教育 8 校 ・ごみ処理場の見学 13 校 ・下水処理場の見学 7 校 ・森林、森川海の学習 25 校 ・再生可能エネルギーの学習 27 校 ・省エネルギーに関する学習 27 校	
	河川環境学習ではカワゲラウォッチングを中心に川の生き物調査や水質保全等に関する学習を行いました。 【実績】13 小学校(14 回実施)	環境政策課

## ②環境教育・環境学習プログラムの作成

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和2年度)	担当課
16-2	幼児教育・学校教育と連携した環境 学習プログラムの 開発	・保育園から高校までの教育を通じて、発達段階に応じた環境学習や教材の開発を推進するとともに、環境に関連する学習内容を体系化します。	幼児期には身近な自然や森と木のことを学び(木育)、小学校では水と河川環境、さらに中学校や高校では公害やごみの問題・地球温暖化などのグローバルな環境問題について学ぶというように、子どもの成長に合わせた段階的な環境学習の場の提供を実施しました。	環境政策課
16-2	ESD (持続可能 な開発のための教 育)に関するプロ グラムの開発	・自然環境や資源の有限性、地域の 将来性など、様々な分野とのつな がりを認識し、持続可能な社会の 実現に向けて行動する人材を育成 する教育(ESD)の視点に立った 学習指導と学習内容を体系化し、 世界的課題の解決に向けた人づく りを進めます。	将来を担う子どもたちに向けて、 身近な河川や自然へのふれあい学 習である「木育」、「河川環境学習」 を通して、環境問題を身近に感じ てもらう環境プログラムの継続的 な改良に努めました。	環境政策課

# ③環境イベントや講座の実施

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和2年度)	担当課
16-3	環境イベント等の 開発	・市民が環境について学び、考え、 行動するきっかけとなるような環 境に関するイベント、講演会等を 開発します。	新型コロナ感染拡大防止の観点から環境イベントの開催はありませんでした。	環境政策課
16-3	公民館等での環境 講座の実施	・公民館等と連携して、環境をテーマにした生涯学習講座を企画、実施します。 ・環境団体などが企画した環境講座を、市の市民企画講座として位	環境をテーマとした公民館講座を 実施しました。 【公民館講座実績】 ・福岡公民館 (ふくおかの自然・歴史)延81名 ・蛭川公民館 (文化・歴史・自然散歩)延25名	生涯学習スポーツ課
		置づけていきます。	公民館及び地球温暖化推進員と連携して、環境をテーマにした市民 企画講座を実施しました。 「みんなで守ろう私達の地球」	環境政策課

・家庭や地域、事業所などを対象に、それぞれの要望やテーマに会わせて、暮らしに役立つ環境の開議座の推進 おせて、暮らしに役立つ環境の開組みや情報を提供するための出前講座を実施します。	環に関する出前講座を実地しました。ほかにも、新たに企画した小学 環境政策課
---	---------------------------------------

## 【第三次中津川市環境基本計画 資料より】

## 「カゲロウの仲間」

カゲロウは水生昆虫の仲間です。水生昆虫は生息する種により河川環境や河川の水質を知ることができる指標となります。

本市では環境教育の一環として、小学生を対象に、同じ 水生昆虫であるカワゲラウォッチングを実施していま す。



# 資 料 編



馬籠宿 小水力発電施設

# ≪ 資料編 ≫

#### 1. 中津川市環境基本条例

平成 14 年 6 月 28 日条例第 18 号

恵那山、中央アルプスの山並みを望み木曽川が流れる 私たちのまち中津川市は、古くは東山道の要衝として、 近世からは中山道の宿場町として、豊かな伝統文化を育 みながら、水とみどりに恵まれた地方都市として発展し てきました。

一方、今日の経済社会の発展は、私たちの生活に利便性や豊かさをもたらしたものの、大気汚染や河川の汚濁などにより、自然環境や生活環境に多様な影響を及ぼすこととなり、さらには生態系や地球規模の環境にまで大きな影響を与えることになりました。

こうした問題は、資源やエネルギーを大量に消費する といった社会の仕組みや従来の私たちの生活様式の在 り方に大きく根ざしているといえます。

もとより私たちは、だれもが良好な環境のもと健康で 文化的な生活を営む権利を有すると同時に、恵み豊かな 環境を保全創出し、将来の世代へ引き継いでいく責任と 義務を担っています。

私たちは、この豊かな環境を守り育むことが木曽川をはじめ、河川の上流部を基盤として生活するものの基本的な務めであることを認識するとともに、環境が地球に生存するあらゆる生物の共有財産であることを強く自覚しなければなりません。

ここに、すべての市民の参加と協働により、環境への 負荷を少なくするよう努め、豊かな自然の恵みを受けな がら持続的に発展することが可能な循環型社会を実現 するため、この条例を定めます。

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全と創出について の基本的な考え方を定め、市、市民と事業者の責任と 義務を明らかにするとともに、良好な環境の保全と創 出についての施策を総合的、計画的に進めるための基 本となる事項を定めることで、現在と将来の世代の市 民が健康を守り、安全で快適な文化的生活を営むこと ができるようにすることを目的とします。

(定義)

- 第2条 この条例において「良好な環境」とは、現在と 将来の世代の市民が健康を守り、安全で快適な文化的 生活を営むことができる自然環境、生活環境、文化環 境等のことをいいます。
- 2 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動 によって環境に加えられる影響であって、良好な環境 を保全し、創出するうえで支障の原因となるおそれの あるものをいいます。
- 3 この条例において「公害」とは、良好な環境を保全 し、創出するうえで支障となるもののうち、事業活動 その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる 大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、 地盤の沈下、悪臭によって、人の健康や生活環境に被 害が生じることをいいます。
- 4 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化やオゾン層の破壊の進行、野生生物の種の減少その他地球全体あるいは広範な地域の環境に影響を及ぼす事態に対する環境の保全であって、人類の福祉の向上に役立ち、市民の健康を守り、安全で快適な文化的生活の確保に貢献するものをいいます。

(基本的な考え方)

- 第3条 良好な環境の保全と創出は、環境が人の活動による環境への負荷によって損なわれやすく、いったん失われた良好な環境はなかなか取り戻せないという認識に立ち、積極的に取り組まれなければなりません。
- 2 良好な環境の保全と創出は、市民が良好な環境の恩恵を受けることができるとともに、これを将来の世代に引き継いでいくことを目的に行われなければなりません。
- 3 良好な環境の保全と創出は、人が自然の構成員として自然と共生できる社会の実現を目指すことを目的に行われなければなりません。
- 4 良好な環境の保全と創出は、市、市民と事業者のそれぞれの公平な役割分担のもと、すべてのものにより自主的に、しかも積極的に取り組まれなければなりません。
- 5 地球環境の保全は、人類共通の課題であることから、 すべての事業活動と日常生活において身近な問題と してとらえ、積極的に取り組まれなければなりません。 (市の責任と義務)

- 第4条 市は、良好な環境の保全と創出についての基本 的、総合的な施策を策定し、実施する責任と義務があ ります。
- 2 市は、事業を立案したり、実施しようとするときは、 良好な環境の保全と創出に配慮して行わなければな りません。
- 3 市は、良好な環境の保全と創出に必要な調査、研究 を行わなければなりません。
- 4 市は、市民、事業者、市民や事業者が構成する団体 (以下「市民等」といいます。)が実施する良好な環 境の保全と創出についての事業や活動に協力しなけ ればなりません。

(市民の責任と義務)

- 第5条 市民は、住み良い生活環境を築くため、自らの 行動によって良好な環境を損なうことのないよう互 いに配慮し、日常生活においては、省エネルギー、廃 棄物の減量化と資源の循環的利用の推進、生活排水を 改善することなどにより、環境への負荷を少なくする よう努めなければなりません。
- 2 市民は、前項に定めるもののほか、良好な環境の保 全と創出に努めるとともに、市が実施する良好な環境 の保全と創出についての施策に協力しなければなり ません。

(事業者の責任と義務)

- 第6条 事業者は、その事業活動が環境に与える影響を 認識し、公害を発生させないようにするとともに、環 境を適正に保全するため、自らの負担により必要な措 置をとる責任と義務があります。
- 2 事業者は、資源とエネルギーの有効利用を図るとと もに、廃棄物の減量化と資源の循環的利用の推進等に 取り組むことにより、環境への負荷を少なくするよう 努めなければなりません。
- 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、良好な環境 の保全と創出に努めるとともに、市が実施する良好な 環境の保全と創出についての施策に協力しなければ なりません。

# 第2章 良好な環境の保全と創出に関する基本的施策

(環境基本計画)

- 第7条 市長は、良好な環境の保全と創出に関する施策 を総合的、計画的に推進するため、環境基本計画を策 定します。
- 2 環境基本計画には、環境の保全と創出に関する長期的な目標や施策の方針、その他の重要事項を定めます。

- 3 市長は、環境基本計画を策定するときは、あらかじめ市民等の意見を反映させるための必要な措置をとるとともに、中津川市附属機関の設置等に関する条例(平成10年中津川市条例第2号)第2条に定める中津川市環境保全審議会の意見を聴かなければなりません。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、できる限 り速く、これを公表しなければなりません。
- 5 環境基本計画を変更するときも、前2項で定められ た手続によります。

(環境基本計画との整合)

第8条 市は、施策を策定したり、実施しようとすると きは、環境基本計画との整合を図らなければなりませ ん。

(事業者の環境管理の促進)

第9条 市は、事業者がその事業活動に関する環境への 負荷を少なくするために行う自主的な環境管理が促 進されるよう努めます。

(環境保全に関する施設の整備)

第10条 市は、良好な環境の保全と創出に関する公共 的施設の整備を推進するよう努めます。

(資源の循環的利用等の促進)

第11条 市は、廃棄物の減量や資源の循環的利用、エネルギーの有効利用を促進するよう努めます。

(新エネルギー活用の促進)

第12条 市は、新エネルギーについて調査、研究し、 地域の特性を活かした方法による活用の促進に努め ます。

(環境学習の充実、環境教育の推進)

第13条 市は、市民等が良好な環境の保全と創出について理解を深め、環境に配慮した生活や事業活動が自発的に行われるよう環境学習を充実させ、環境教育を推進します。

(市民等の活動に対する支援)

第14条 市は、市民等が自発的に行う緑化活動、資源 の再生活動その他良好な環境の保全と創出のために 行う活動を促進するため必要な措置をとるよう努め ます。

(環境情報の提供と市民参加の促進)

- 第15条 市は、環境の状況や良好な環境の保全と創出 に関する情報を、適切に提供するよう努めます。
- 2 市は、良好な環境の保全と創出に関する基本的な施 策の策定等への市民参加を促進するよう努めます。 (経済的措置)

第16条 市は、環境への負荷を少なくするため、市民 や事業者に経済的な負担をかけようとするときは十 分に調査、研究し、特に必要があると認められる場合 に限り、その範囲内で措置をとります。

(年次報告の公表)

第17条 市長は、環境の状況や良好な環境の保全と創 出に関する施策の実施状況について、年次報告を作成 し、公表します。

#### 第3章 地球環境保全の推進

(地球環境の保全)

- 第 18 条 市は、地球温暖化の防止やオゾン層の保護、 その他の地球環境の保全に役立つ施策を積極的に推 進しなければなりません。
- 2 市は、市民等の地球環境保全への行動を促進するため、情報の提供や啓発などの措置をとらなくてはなりません。
- 3 市は、地球環境の保全に関する施策を実施するときは、国や他の地方公共団体、その他の関係団体等(以下「関係団体等」といいます。)と連携して、国際協力に貢献できるように努めなければなりません。

#### 第4章 環境保全の推進体制

(推進体制の整備)

第19条 市は、良好な環境の保全と創出に関する施策 を総合的、計画的に行うため、推進体制の整備その他 必要な措置をとらなければなりません。

(広域的な環境保全の取組)

第20条 市は、良好な環境の保全と創出にあたっては、 常に広域的な視点に立つとともに、広域的な連携を行 う必要がある施策については、関係団体等と協力して、 その推進に努めます。

#### 第5章 補則

(委任)

第21条 この条例の施行に関係して必要な事項は、市 長が別に定めます。

附則

この条例は、公布の日から施行します。

#### 2. 中津川市環境保全条例

昭和 49 年 9 月 25 日条例第 46 号

改正 昭和 56 年 9 月 28 日条例第 27 号 平成 10 年 3 月 25 日条例第 2 号 平成 12 年 3 月 23 日条例第 7 号 平成 14 年 6 月 28 日条例第 19 号 平成 17 年 2 月 4 日条例第 27 号 平成 30 年 3 月 28 日条例第 13 号

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、中津川市環境基本条例(平成14 年中津川市条例第18号。以下「基本条例」という。) 第3条に定める基本的な考え方にのっとり、生活環境 の保全及び人の健康の保護を図るため、施策を定めて これを推進し、及び公害の防止のための規制その他の 措置を講じ、もって市民の健康で文化的な生活の確保 に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意 義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 良好な環境 基本条例第2条第1項に規定する「良好な環境」をいう。
  - (2) 自然環境 自然の生態系に占める水、大気、土 壌並びに動植物の生存環境をいい、次に掲げるも のを対象とする。
    - ア 山林、原野、河川、池沼、大気等の自然
    - イ 動植物等とこれらが生息する自然
    - ウ 公園、緑地等の自然
    - エ 歴史的及び文化的遺産等をとりまく自然
  - (3) 生活環境 人の生活に関する環境をいい、人の 生活に密接な関係のある財産並びに動植物及びそ の生育環境を含むものとする。
  - (4) 公害 基本条例第2条第3項に規定する「公害」 をいう。
  - (5) 特定工場 特定施設(工場又は事業場に設置される施設のうち、有害物質、ばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動又は悪臭を発生し、又は排出する施設で法令で規定する施設)を有する工場又は事業場をいう。
  - (6) 工場等 特定工場並びに公害を発生するおそれのある工場又は事業場をいう。
  - (7) 有害物質等 工場又は事業場に設置される施設から発生し、又は排出する有害物質、ばい煙、粉じん、汚水、廃液、騒音、振動、悪臭等をいう。

(技術的指導等)

- 第3条 市は、公害等の環境破壊が与える地域社会の影響にかんがみ、公害の防止のために行う施設、整備等に技術的指導及び財政的援助に努めるものとする。 (協定の締結)
- 第4条 市長は必要があると認めるときは、事業者と公 害の防止、緑化等に関する協定の締結を要請するもの とする。
- 第5条 事業者は、公害の防止、緑化を推進するために、 協定の締結について、市長から要請があった場合には、 誠意をもって応じなければならない。

#### 第2章 自然環境の保全

#### 第1節 自然環境の保護

(自然環境保護地区等の指定)

- 第6条 市長は、自然環境の保全をはかるため必要があると認めるときは、次の各号の区分により保護すべき地区(以下「保護地区」という。)並びに保護すべき樹木及び樹林(以下「保存樹」という。)を指定することができる。
  - (1) 良好自然環境保護地区 良好な自然環境を有する山林、渓谷、池沼等でその自然環境を維持するために保護を必要とする地区
  - (2) 歴史等自然環境保護地区 歴史的及び文化的 遺産をとりまく自然環境のすぐれた地域で、その 自然環境を維持するために保護を必要とする地区
  - (3) 保存樹 市民にしたしまれ、又は由緒由来ある 樹木及び樹林で、その自然環境を維持するために 保護を必要とする樹木及び樹林
- 2 前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめその所有者、占有者又は管理者の同意を得るとともに中津川市附属機関の設置等に関する条例(平成10年中津川市条例第2号)別表に規定する中津川市環境保全審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

(保護地区等の指定の告示)

- 第7条 市長は、前条の規定による指定をしたときは、 その区域又は種目等を告示しなければならない。
- 第8条 市長は、第6条の規定により指定をしたときは、 審議会の意見を聴き、保護に必要な措置を講ずるよう 努めなければならない。

(標識の設置)

第9条 市長は、第6条の規定による指定をしたときは、 当該土地にその旨を表示する標識を設置しなければ ならない。

- 2 前項に規定する土地の所有者、占有者及び管理者 (以下「所有者等」という。)は、正当な理由がない 限り、前項に規定する標識の設置を拒み又は妨げては ならない。
- 3 何人も、第1項の規定により設置された標識を市長 の許可を得ないで移転し、除去し又はき損してはなら ない。

(指定の解除及び区域の変更)

- 第10条 市長は、公益上又はその他特に理由があると きは、第6条の指定を解除し又は区域の変更をするこ とができる。
- 2 前項の指定の解除又は区域の変更については、第6 条第2項及び第7条の規定を準用する。

(保護地区内の保護義務)

- 第11条 保護地区の土地の所有者等は、当該保護地区 内の植物、動物等の自然環境が良好に保全されるよう に努めなければならない。
- 2 何人も、保護地区内において、みだりに植物を損傷 し、又は採取し、又は動物を殺傷し、捕獲しないよう 自然環境の保全に努めなければならない。

(保護地区内における行為の届出)

- 第12条 保護地区内において、次の各号に掲げる行為 をしようとする者は、規則で定めるところにより、あ らかじめ市長に届け出なければならない。
  - (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、増築し、又は移転すること。
  - (2) 宅地の造成、土地の開墾、その他土地の形質を 変更すること。
  - (3) 木竹を伐採すること。
  - (4) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
  - (5) 広告物その他これに類するものを掲出し、又は 設置すること。
  - (6) その他自然環境の保全に影響を及ぼすおそれ のある行為をすること。
- 2 保護地区が指定され、又はその区域が拡張されたとき、当該保護地区内において前項に掲げる行為に着手している者は、遅滞なく市長に届け出なければならない。
- 3 保護地区内において、非常災害のために必要な応急 措置として行う行為をした者は、遅滞なく市長に届け 出なければならない。

(保存樹の行為の制限)

第13条 何人も、保存樹の保護に影響を及ぼす次の各 号に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長に届 け出た場合はこの限りでない。

- (1) 枝を切除すること。
- (2) 樹皮を損傷すること。
- (3) 根を切除すること。
- (4) その他良好な生育を妨げる行為をすること。
- 2 保存樹について非常災害のために必要な応急措置 として行う行為をした者は、遅滞なく市長に届け出な ければならない。

(保護地区等についての指導)

第14条 市長は、第12条及び前条に規定する届け出が あった場合において保護地区、保存樹の指定の目的を 達成するため必要があると認めるときは、当該届け出 をした者に対し必要な措置をとるべきことを指導す ることができる。

(河川等の保全)

- 第15条 何人も、河川等の自然環境を保全するために、 河川、水路等の水質の向上に努めなければならない。 (事業者における自然環境の保全)
- 第16条 事業者は、良好な環境の侵害を防止するために、その事業活動を行うにあたっては、自然環境を損なうこととならないよう自然の変改を最小限にとどめ、市民の安全を確保するとともに、植生の回復、緑地の造成、その他自然環境の保全に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### 第2節 緑化の推進

(緑化基本施策)

- 第17条 市長は、自然環境の保全をはかるために郷土 の特色ある樹木をとり入れた緑化基本施策を策定し、 計画的な緑化の推進に努めるとともに市民のみどり を愛する意識の高揚を図らなければならない。
- 2 前項に規定する基本施策には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 緑化計画に関する基本方針
  - (2) 公園、緑地その他緑化計画
  - (3) 緑化推進に関する計画

## 第3節 開発行為についての制限

(開発行為についての制限)

第 18 条 市内において開発行為をしようとする者は、 別に定めるところにより、あらかじめ市長に届け出て 開発行為に関する協議を行わなければならない。

(旅館等建築の同意)

第19条 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第 2項及び第3項(旅館業法施行規則(昭和23年厚生 省令第28号)第5条第1項に掲げる季節内に利用さ れる施設等を除く。) に規定する営業を目的とする建築物を建築しようとするもの(以下「建築主」という。) は、あらかじめ市長の同意を得なければならない。

一部改正〔平成30年条例13号〕

(旅館等建築同意の基準)

- 第20条 市長は、建築主から前条の規定により同意を 求められたときは、その建築物が善良な風俗をそこな うことなく、かつ、生活環境の保全上支障がないと認 められる場合は同意するものとする。ただし、モーテ ル類似営業に使用されるおそれがある建築物の場所 が次の各号のいずれかに該当する場合は、同意しない ものとする。
  - (1) 住宅地
  - (2) 官公署の施設、医療施設、社会福祉施設及び旅 館業法第3条第3項に掲げる施設の附近
  - (3) 公園、緑地、中央自動車道、国道、県道及び1 級市道の附近
  - (4) その他市長が不適当と認めた場所

## 第3章 生活環境の保全

#### 第1節 工場等の規制

(工場等の設置者の遵守事項)

第21条 工場等の設置者は、規制基準の定めのないものについても、人の健康又は快適な生活を阻害しない程度を超える有害物質等を当該工場等から発生し、又は排出させないよう努めなければならない。

(汚水浸透の防止)

第22条 工場等の設置者は、工場等から汚水を排出する場合は、土壌及び地下水の汚染を防止するため、規則で定める物質を含む汚水(これを処理したものを含む。)を地下にしみ込まないよう適切な措置を講じなければならない。

(特定工場の測定記録の報告)

第23条 特定工場の設置者は、公害防止のため必要な 測定機器を設置し、又は測定を委託し、有害物質等の 状態を記録し、規則で定めるところによりこれを市長 に報告しなければならない。

(特定工場の表示板の掲出)

第24条 特定工場の設置者は、氏名(法人にあっては その名称及び代表者の氏名)工場又は事業場の名称、 その他市長が必要と認める事項を記載した表示板を 当該工場内の見やすい場所又は市長が必要と認める 場所に掲出しておかなければならない。

(事故時の措置)

第25条 特定工場の設置者は、事故により当該工場から規制基準を超える有害物質等を発生させ又は発生するおそれが生じたときは、その事故の状況について速やかに市長に届け出るとともに応急の措置を講じ、その事故の復旧に努めなければならない。

(地下水の採取の届出)

第26条 地盤沈下及び地下水の枯渇の防止をするため、 井戸又は揚水設備により規則で定める基準以上の地 下水を採取しようとする者は、市長に届け出なければ ならない。

#### 第2節 自動車等の公害の防止

(自動車等の騒音及び排気ガスの抑制義務)

第27条 自動車及び原動機付自転車(以下「自動車等」 という。)の保有者及び運転者は、その自動車等の必 要な整備及び適正な運行を行うことにより当該自動 車等から排出し、又は発生する騒音及び排気ガスを最 小限に抑制するよう努めなければならない。

(駐車施設の設置)

- 第28条 市長が定める地域において、規則で定めるところにより駐車需要を生じさせる程度の大きい建築物を新築し、又は増築しようとする建築主は、その延面積に応じて駐車施設を設置するよう努めなければならない。
- 2 前項に規定する駐車場及びこれに類する駐車場の所 有者又は建設予定者は、自動車等による電波障害及び 粉じんの防止策を講じるよう努めなければならない。

#### 第3節 騒音等に関する規制

(騒音、振動の規制基準の設定)

- 第29条 市長は、騒音、振動に係る公害の発生を防止 するため、必要な限度において規制基準を規則で定め ることができる。
- 2 前項の規定による騒音、振動の規制基準の設定、変 更及び廃止については、審議会の意見を聴かなければ ならない。

(騒音、振動の規制基準の遵守)

- 第30条 騒音又は振動を発生させる者は、規制基準を 遵守しなければならない。
- 2 何人も、規制基準の定めのないものについても、騒音の発生により近隣の生活環境を著しくそこなわないよう努めなければならない。

(勧告及び命令)

第31条 市長は、前条第1項の規定に違反して騒音を 発生させている者に対し当該行為の停止、作業方法又

- は建物の構造の改善その他騒音を防止するため、期限 を定めて必要な措置をとるべきことを勧告すること ができる。
- 2 市長は、前項の規定による勧告に従わない者に対し、 期限を定めて必要な措置を命ずることができる。 (拡声機の使用の制限)
- 第32条 何人も、屋外において又は屋外に向けて拡声 機を使用する場合は、その使用方法及び音量、使用時 間等に関して規則で定める事項を遵守しなければな らない。
- 2 前項の規定は、時報、公共のためにする広報その他 規則で定める場合は適用しない。

(特定建設作業の周知義務)

第33条 騒音規制法(昭和43年法律第98号)に規定 する特定建設作業を施行しようとする者は、当該作業 場の周辺住民に対し、特定作業の内容、作業期間並び に騒音の防止の方法等について説明し、周知させなけ ればならない。

#### 第4節 公共の場所の清潔保持及び廃棄物の処理

(工事施行者の義務等)

第34条 土木工事、建築工事等を行う者は、その工事 に際し、土砂、廃材等が道路、河川その他の公共の場 所に飛散し、脱落し、流出し又は堆積しないようにこ れらのものを適正に管理しなければならない。

(指定廃棄物の回収処理義務等)

- 第35条 廃棄物となった際、適正な処理が困難となる 製品、容器等で規則で定めるもの(以下「指定廃棄物」 という。)を製造し、加工し、又は販売する事業者は、 その指定廃棄物を引取り、下取り等の方法により、そ の責任において回収する等適切な措置を講じなけれ ばならない。
- 2 何人も、前項に規定する事業者がその指定廃棄物を 回収しようとするときは、これに協力しなければなら ない。

(過大包装の制限)

第36条 事業者は、商品について必要以上の過大な容器等を使用し又は包装することによって廃棄物の量を増大させないよう努めなければならない。

(再生資源回収業者の義務)

- 第37条 再生資源の回収を業とする者で規則で定める 者は、環境を保全するため、その集荷場及び再生資源 について適正な処理に努めなければならない。
- 2 前項に規定する事業者は、集荷の場所等規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

#### 第5節 日照の障害、電波障害の防止

(建築主等の日照障害防止義務)

第38条 建築物の建築主及び建築物の設計者又は工事施行者は、その建築物を建築し、設計し又はその工事を施行しようとする場合においては、規則で定めるところにより、近隣の日照に支障を及ぼさないよう努めなければならない。

(電波障害の防止義務)

第39条 中高層建築物を建築しようとする者は、その 建築物によって近隣住民のテレビジョン、ラジオ等に 電波障害が生ずるおそれのあるときは、障害を受ける こととなる者、その他関係者と事前に協議し、自らそ の建築物又はその他の場所に共同受信設備を設置す る等、近隣住民が正常な電波を受信するため必要な措 置を講じなければならない。

#### 第6節 交通安全の確保

(交通安全運動の普及)

第40条 市長は、総合的に交通安全運動を推進するため、関係団体及び関係機関と一体となって、その普及に努めなければならない。

(交通安全の確保)

第41条 市長は、交通による事故を防止し、市民の安全を確保するため、交通安全施設の設置等交通環境の整備に努めなければならない。

(市民組織の育成)

第42条 市長は、交通安全運動を推進するため、関係 機関の協力を得て、交通安全に関する市民組織を育成 するよう努めなければならない。

(被災者の救済)

第43条 市長は、交通による災害を受けた者及びその 遺族の救済について必要な措置を講ずるよう努めな ければならない。

(努力義務等)

- 第44条 何人も、交通の安全を阻害し、又は阻害しようとしてはならない。
- 2 何人も、歩行者が道路交通上危険な状態にあるとき は、その危険を排除するよう努めなければならない。 (路上駐車の規制)
- 第45条 自動車の運転者又は保有者は、みだりに道路 上に駐車し、又は人に迷惑を及ぼす駐車をしてはなら ない。

#### 第7節 愛がん動物に関する規制

(愛がん動物の飼育者の義務)

- 第46条 愛がん動物の飼育者は、その動物の性質、形 状等に応じ、その動物が近隣住民に危害を与え又は生 活環境を害さないように飼育しなければならない。
- 2 前項に規定する者は、不用となった愛がん動物をそ の責任において処理しなければならない。

#### 第4章 補則

(調査の請求)

- 第47条 公害を受け、又は受けるおそれのある者は、 市長にその状況について調査の請求をすることがで きる。
- 2 市長は、前項の規定による調査の請求があったとき は、速やかに調査し、その結果を当該請求者に通知す るものとする。

(報告)

第48条 市長は、この条例の施行に必要な限度において良好な環境を害し、若しくは害するおそれがある者 又はこれらの者の関係者に対して必要な事項を報告 させることができる。

(勧告)

第49条 市長は、第31条第1項に規定するほか、良好な環境を害していると認められるものに対し、その違反を是正するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(立入検査)

- 第50条 市長は、この条例に必要な限度において、その職員に保護地区内の土地、保存樹の所在する土地、工場等、建築物の敷地、その他の場所に立入り、帳簿書類、機械設備、建築物、建物の敷地その他の物件及び土地並びにその場所で行われている行為の状況を調査し、若しくは検査し、又は関係者に対し必要な指示又は指導を行わせることができる。
- 2 前項の規定により立入検査等を行う職員は、その身 分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったとき は、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定により立入検査等を行う職員は、その 事務に関して知り得た秘密をもらしてはならない。 (委任)
- 第51条 この条例の定めるもののほか、この条例の施 行に関し必要な事項は規則で定める。

#### 第5章 罰則

(罰則)

第52条 第48条の規定による報告をせず、若しくは虚 偽の報告をし又は第50条の規定による検査を拒み、 妨げ若しくは忌避した者は、5万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第53条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、 使用人、その他の従事者がその法人又は人の業務に関 し罰則規定の違反行為をしたときは、行為者を罰する ほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑に処す る。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない 範囲において、規則で定める日から施行する。(昭和 49年12月規則第35号で、同50年4月1日から施行) (経過措置)
- 2 この条例の施行前に地下水を採取している者が、第 29条の規定に該当することとなるときは、施行の日 から起算して30日以内に同項に規定する届け出を市 長にしなければならない。

(山口村、坂下町、川上村、加子母村、付知町、福 岡町及び蛭川村の編入に伴う経過措置)

- 3 山口村、坂下町、川上村、加子母村、付知町、福岡町及び蛭川村の編入の日(以下「編入日」という。)前に、山口村環境保全に関する条例(平成8年山口村条例第13号)、坂下町生活環境保全に関する条例(昭和48年坂下町条例第11号)、川上村自然環境保護条例(平成2年川上村条例第18号)、加子母村生活環境保全に関する条例(昭和47年加子母村条例第18号)、付知町生活環境保全に関する条例(平成元年付知町条例第32号)、福岡町生活環境保全に関する条例(昭和47年福岡町条例第9号)又は蛭川村生活環境保全に関する条例(昭和53年蛭川村条例第20号)(以下これらを「旧町村の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 編入日前にした旧町村の条例に違反する行為に対する罰則の適用については、旧町村の条例の例による。附 則 (昭和56年9月28日条例第27号) この条例は、昭和56年10月1日から施行する。 附 則 (平成10年3月25日条例第2号抄) (施行期日)
- 1 この条例は、平成10年6月1日から施行する。附 則(平成12年3月23日条例第7号抄)(施行期日)
- 1 この条例は、平成12年7月1日から施行する。 附 則 (平成14年6月28日条例第19号)

- この条例は、公布の日から施行する。 附 則 (平成17年2月4日条例第27号抄) (施行期日)
- 1 この条例は、平成17年2月13日から施行する。 附 則(平成30年3月28日条例第13号) この条例は、平成30年6月15日から施行する。

#### 3. 中津川市ポイ捨て等防止条例

平成12年3月23日条例第7号

(目的)

- 第1条 この条例は、快適な生活環境を確保するため、空き缶等の散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、環境美化の促進を図り、清潔で美しいまちづくりを推進することを目的とする。 (定義)
- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意 義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 市民等 市の区域に居住し、若しくは滞在し、 又は市の区域を通過する者をいう。
  - (2) 事業者 事業活動を営む全ての者をいう。
  - (3) 土地等の所有者等 市内の土地又は建物の所有者、占有者及び管理者をいう。
  - (4) 空き缶等 空き缶、空き瓶その他の飲料を収納 していた容器、たばこの吸い殻、チューインガム のかみかす、包装紙、収納袋、印刷物その他これ らに類する物で、捨てられることによって環境美 化を阻害する廃棄物をいう。
  - (5) ポイ捨て 空き缶等をみだりに捨てることを いう。
  - (6) ふん害 飼養管理されている犬、猫等(以下「飼い犬等」という。) のふんにより道路、河川、公園その他の公共の場所及び他人が占有し、又は管理する場所を汚すことをいう。
  - (7) 飼い主 飼い大等の所有者(所有者以外の者が 飼養管理する場合は、その者を含む。)
  - (8) 回収容器 空き缶又は空き瓶を回収するため の容器をいう。
  - (9) 空き地 現に人が使用していない土地(現に人が使用している土地であっても、相当の空閑地を有することにより人が使用していない土地と同様の状態にあるものを含む。)をいう。

(市の責務)

- 第3条 市は、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん 害の防止に関して必要な措置を講ずるとともに、環境 美化を促進するため、次に掲げる施策を実施するもの とする。
  - (1) 空き缶等の散乱防止のための環境美化運動の実施に関する施策
  - (2) 空き缶等の効果的な回収を実施するための施
  - (3) その他必要と認められる施策

2 市は、前項の規定による施策を推進するため、関係 者に対し必要な指導及び協力等の要請を行うものと する。

(市民等の責務)

- 第4条 市民等は、家庭の外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は空き缶若しくは空き瓶を回収容器に収納することにより、空き缶等を散乱させないようにしなければならない。
- 2 市民等は、自主的に清掃活動を行うことにより環境 美化に努めるとともに、ポイ捨てによる空き缶等の散 乱及びふん害の防止に関して市が実施する施策に協 力しなければならない。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、その事業活動に伴って生じる空き缶 等の散乱を防止するとともに、再資源化について必要 な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、事業所、その周辺その他の事業活動を行う地域において清掃活動に努めるとともに、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止に関して市が実施する施策に協力しなければならない。
- 3 容器入り飲料を販売する者(自動販売機により、販売する者を含む。以下同じ。)は、空き缶等飲料容器の散乱防止について、市民等への啓発を行うとともに、その販売する場所に回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。
- 4 たばこを販売する者は、たばこの吸い殻の散乱防止 について、市民等への啓発を行わなければならない。 (土地等の所有者等の責務)
- 第6条 土地等の所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する場所に空き缶等がみだりに捨てられないようにするため、常に必要な措置を講じ、環境美化の 促進に努めなければならない。
- 2 土地等の所有者等は、環境美化の促進に関して市が 実施する施策に協力しなければならない。

(空き地の管理)

- 第7条 市長は、空き地が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該空き地の所有者等に対し、雑草(枯れ草又はこれに類するかん木類を含む。)の除去その他必要な措置を講ずるよう要請することができる。
  - (1) 廃棄物の投棄を招くおそれがあるとき。
  - (2) 前号のほか、地域の環境美化を妨げるおそれがあるとき。

(ポイ捨ての禁止等)

第8条 市民等は、ポイ捨てをしてはならない。

- 2 飼い主は、飼い犬等を屋外で運動させるときは、ふんを処理するための容器を携行し、飼い犬等がふんを 排泄したときは直ちに回収しなければならない。
- 3 市内において催しを行った市民等、事業者及び土地 等の所有者等は、当該場所に散乱している空き缶等を 回収しなければならない。

(立入調査等)

- 第9条 市長は、この条例を施行するため必要と認める場合は、市長の指定する職員に空き缶等が散乱している土地又は建物に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。
- 2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分 を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、 これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認め られたものと解釈してはならない。

(指導)

第10条 市長は、この条例の目的に反すると認められる 者に対し、必要な指導をすることができる。

(勧告)

第11条 市長は、前条の規定による指導を受けた者が 正当な理由なくその指導に従わないときは、その指導 に従うよう書面により勧告することができる。

(命令及び公表)

- 第12条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が 正当な理由なくその勧告に従わないときは、期限を定 めてその勧告に従うべきことを書面により命ずるこ とができる。
- 2 市長は、前項の命令を受けた者が正当な理由なくそ の命令に従わないときは、その旨を公表することがで きる。

(関係法規の活用)

第13条 市長は、空き缶等の散乱を防止し、環境美化 を促進するため、関係法規の積極的な活用を図るもの とする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が 定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年7月1日から施行する。 (中津川市環境保全条例の一部改正)
- 2 中津川市環境保全条例(昭和49年中津川市条例第46号)の一部を次のように改正する。

次のよう(省略)

## 4. 中津川市廃棄物の処理及び清掃に関する 条例

昭和53年3月30日条例第8号

改正 昭和 60 年 10 月 1 日条例第 15 号 平成 9 年 3 月 26 日条例第 5 号 平成 10 年 12 月 22 日条例第 29 号 平成 12 年 3 月 23 日条例第 2 号 平成 16 年 3 月 23 日条例第 14 号 平成 17 年 2 月 4 日条例第 27 号

中津川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和 47年中津川市条例第 18 号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。) 及び浄化槽法(昭和58年法律第43号)に基づき廃棄物の処理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(一般廃棄物の処理計画)

第2条 市長は廃掃法第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理について計画(以下「処理計画」という。)を定めこれを告示しなければならない。処理計画を変更したときも同様とする。

(協力義務)

第3条 廃掃法第6条の2第4項の規定により土地又 は建物の占有者(占有者がない場合には、管理者とす る。)は、生活環境の保全上支障のない方法で容易に 処分できる一般廃棄物はなるべく自ら処分するよう 努めるとともに規則で定める方法により市が行う一 般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければなら ない。

### 第4条 削除

(事業活動に伴って生じた一般廃棄物の処理に関する承認)

- 第5条 事業活動に伴って生じた一般廃棄物の処理に ついて市が行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分に関 する業務の提供を受けようとする事業者は、あらかじ め市長の承認を受けなければならない。ただし、規則 で定める場合はこの限りでない。
- 2 市長は、第2条の規定により定められた計画に適合 しないと認めるときは、前項の承認をしないことがで きる
- 3 市長は、第1項の承認には、期限を付し、又は一般 廃棄物の処理上必要な条件を付することができる。 (産業廃棄物の処理)

第6条 市は、廃掃法第11条第2項の規定により一般 廃棄物の処理に支障をきたさない範囲内において次 条の承認を受けた事業者に限り、産業廃棄物の処理を 行うことができる。

(産業廃棄物の処理に関する承認)

- 第7条 前条に規定する産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関する業務の提供を受けようとする事業者はあらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- 2 市長は、一般廃棄物の収集、運搬又は処分に関する 業務に支障をきたすおそれがあると認めるときは、前 項の承認をしてはならない。
- 3 第5条第3項の規定は、第1項の承認を受けた者に ついて準用する。

(一般廃棄物処理業)

- 第8条 廃掃法第7条第1項の規定により一般廃棄物 処理業の許可を受けようとする者(以下「申請者」と いう。)は、次の要件を具備していなければならない。
  - (1) 申請者は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分を 遂行するに足りる設備、器材、人員及び財政的基 礎を有し、かつ一般廃棄物処理業の実施に関し相 当の経験を有する者であること。
  - (2) 申請者(法人である場合には、その業務を行う 役員)は、廃掃法第25条から第31条まで又は浄 化槽法第59条から第64条までの罪を犯して刑に 処せられ、その執行を終わり、又は執行を受ける ことがなくなった日から起算して2年を経過して いる者であること。
  - (3) 申請者は、自ら一般廃棄物の収集、運搬及び処分を実施する者であること。
  - (4) 申請者は、市内に引き続き1年以上住所又は事業所を有している者であること。

(浄化槽清掃業)

第9条 浄化槽法第35条第1項の規定により、浄化槽 清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽法第36 条に定めるもののほか、前条の要件を具備している者 でなければならない。

(手数料等)

第10条 廃掃法第7条第1項の規定による一般廃棄物 処理業許可手数料、浄化槽法第35条第1項の規定に よる浄化槽清掃業許可手数料、廃掃法第7条の2の規 定による一般廃棄物処理業の変更許可手数料、浄化槽 法第37条の規定による浄化槽清掃業の変更許可手数 料及び廃掃法第13条第2項の規定による産業廃棄物 の処理手数料は、中津川市手数料条例(平成12年中 津川市条例第3号)の定めるところによる。 2 前項の手数料は、し尿汲取り券又は納入通知書により納付しなければならない。

(承認の取消し、業務の提供の拒否)

- 第11条 市長は、第5条第1項又は第7条第1項の承認を受けた者に対し、次の各号のいずれかに該当する場合は、その承認を取り消し、又は期限を定めて一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関する業務の全部若しくは一部の提供を拒むことができる。
  - (1) この条例及び施行規則又はこの条例に基づく 処分に違反行為をした場合
  - (2) 承認をした後において、当該承認に係る業務の 提供をすることが困難となった場合
- 2 市長は、前項第2号に該当することにより一般廃棄 物若しくは産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関する 業務の全部若しくは一部の提供を拒むときは、不当な 差別的取扱いが生じないようにしなければならない。 (報告の徴収)
- 第12条 市長は、この条例の施行又は一般廃棄物若しくは、産業廃棄物の収集、運搬又は処分の遂行に必要な限度において、第5条第1項の規定による一般廃棄物の処理の承認を受けた者及び第7条第1項の規定による産業廃棄物の処理の承認を受けた者に対し、一般廃棄物若しくは、産業廃棄物の排出状況又は含有成分等に関し必要な報告を求めることができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附則

- 1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行前に条例第4条の規定によるし尿浄 化槽を設置している者についてもこの条例を適用し、 規則で定めるところにより市長に届け出なければな らない。

(山口村、坂下町、川上村、加子母村、付知町、福岡町及び蛭川村の編入に伴う経過措置)

3 山口村、坂下町、川上村、加子母村、付知町、福岡町及び蛭川村の編入の目(以下「編入日」という。)前に、山口村廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和51年山口村条例第9号)、坂下町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年坂下町条例第11号)、川上村廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年川上村条例第10号)、加子母村廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年加町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年付知町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年福岡町条例第11号)又は蛭川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年毎川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年毎川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年毎川村条例第8号)(以下これらを「旧町村の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 編入日前に、旧町村の条例により課した、又は課すべきであった手数料の取扱いについては、旧町村の条例の例による。

附 則(昭和60年10月1日条例第15号)

- 1 この条例は、昭和60年10月1日から施行する。
- 2 中津川市手数料徴収条例(昭和31年中津川市条例 第5号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成9年3月26日条例第5号) (施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。 附 則 (平成10年12月22日条例第29号) この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月23日条例第2号抄) (施行期日)

- 第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。 附 則 (平成16年3月23日条例第14号) この条例は、平成16年4月1日から施行する。 附 則 (平成17年2月4日条例第27号抄) (施行期日)
- 1 この条例は、平成17年2月13日から施行する。

### 5. 中津川市埋立て等の規制に関する条例

平成20年3月31日条例第17号

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、不適正な埋立て等による土壌の 汚染及び災害の発生を未然に防止し、もって市民の生 活環境を保全するとともに、生活の安全を確保することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「埋立て等」とは、土地の埋立 て、盛土その他土地へのたい積(製品の製造又は加工 のための原材料のたい積を除く。)をいう。
- 2 この条例において「土砂等」とは、埋立て等に供される一切の物をいう。
- 3 この条例において「特定事業」とは、埋立て等を行う 区域(宅地造成その他事業の工程の一部において埋立 て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域に おいて採取された土砂等を当該事業に供するものであ るときは、当該事業を行う区域)以外の場所において 採取又は製造(以下「採取等」という。)が行われた 土砂等による埋立て等であって、その区域の面積が500 平方メートル以上3,000平方メートル未満であるもの をいう。

(事業者の責務)

- 第3条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、地域住 民の理解を得るように努めなければならない。
- 3 事業者は、市が実施する埋立て等による土壌の汚染及 び災害の発生の防止に関する施策に協力しなければな らない。

(土地所有者等の責務)

- 第4条 土地の所有者、占有者又は管理者(以下「土地所有者等」という。)は、埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止するため、その所有し、占有し、又は管理する土地において土壌が汚染され、又は災害の発生するおそれがある埋立て等(以下「不適正な埋立て等」という。)が行われることのないよう努めなければならない。
- 2 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する 土地において不適正な埋立て等が行われていることを 知ったときは、市への通報その他必要な措置を講じな ければならない。

3 土地所有者等は、市が実施する埋立て等による土壌の 汚染及び災害の発生の防止に関する施策に協力しなけ ればならない。

(市の責務)

- 第5条 市は、埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生 を防止するために必要な施策を推進しなければならな い。
- 2 市は、埋立て等の状況を把握するとともに、県と連携 して、不適正な埋立て等が行われないように監視する 体制を整備するよう努めるものとする。

#### 第2章 埋立て等の基準

(環境基準)

第6条 埋立て等に供される土砂等が土壌の汚染を防止 するために満たすべき基準(以下「環境基準」という。) は、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項 の規定による土壌の汚染に係る環境基準に準じて、規 則で定める。

#### 第3章 不適正な埋立て等の禁止等

(環境基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止 等)

- 第7条 何人も、環境基準に適合しない土砂等による埋立 て等を行ってはならない。
- 2 市長は、埋立て等に環境基準に適合しない土砂等が供されているおそれがあると認めるときは、当該埋立て等を行っている者に対し、直ちに当該埋立て等を停止し、又は現状を保全するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 市長は、埋立て等に環境基準に適合しない土砂等が供されていることを確認したときは、速やかに、当該埋立て等を行った者に対し、当該土砂等及び当該土砂等の影響により環境基準に適合しないこととなったおそれのある土壌の全部若しくは一部を撤去し、又は当該埋立て等による土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(埋立て等による崩落等の防止措置)

第8条 埋立て等を行う者は、当該埋立て等に供された土 砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないよう必要な措 置を講じなければならない。

#### 第4章 特定事業の規制

(特定事業の許可)

第9条 特定事業を行おうとする者は、特定事業区域(特定事業を行う区域をいう。以下同じ。)ごとに、あらか

じめ市長の許可を受けなければならない。ただし、特定 事業が次に掲げる埋立て等である場合にあっては、この 限りでない。

- (1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体 が行う埋立て等
- (2) 採石法(昭和25年法律第291号)、砂利採取法(昭和43年法律第74号)その他の法令及び条例(以下「法令等」という。)に基づく許認可等(許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。)を受けた者が、当該許認可等に基づいて採取した土砂等を販売するために一時的に当該許認可等に係る場所において行う埋立て等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める埋立て 等

(許可の申請)

- 第10条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。
  - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 特定事業の目的
  - (3) 特定事業区域の位置及び面積
  - (4) 特定事業の計画
  - (5) 特定事業の施行期間
  - (6) 特定事業に供される土砂等の量
  - (7) 特定事業に供される土砂等の搬入計画
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項 (許可の基準)
- 第11条 市長は、第9条の許可の申請内容が次の各号に適 合していると認めるときでなければ、当該許可をして はならない。
  - (1) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 第7条第2項若しくは第3項、第20条、第21条又 は第25条の規定による命令を受け、必要な措置を完 了していない者
  - イ 第24条の規定により第9条の許可を取り消され、 その取消しの日から3年を経過しない者
  - ウ 第24条の規定により特定事業の停止を命じられ、 その停止の期間が経過しない者
- (2) 特定事業区域及び周辺地域の自然環境を保全する ための措置が講じられていること。
- (3) 特定事業が施行されている間において、当該特定事業に供された土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられること。

- (4) 特定事業に供される土砂等の採取等場所ごとに 当該土砂等を区分するために必要な措置が講じられ ていること。
- (5) 特定事業の施行が他の法令等の規定に反しないものであること。

(変更の許可等)

- 第12条 第9条の許可を受けた者は、第10条各号に掲げる 事項の変更をしようとするときは、市長の許可を受け なければならない。ただし、第7条第2項若しくは第 3項、第20条又は第25条の規定による命令に従って当 該変更をしようとするときは、この限りでない。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を 記載した申請書に規則で定める書類を添付して市長に 提出しなければならない。
  - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、そ の代表者の氏名
  - (2) 変更しようとする事項及びその理由
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 3 前条の規定は、第1項の許可について準用する。 (許可の条件)
- 第13条 第9条の許可(前条第1項の許可を含む。以下この章(次条を除く。)において同じ。)には、条件を付することができる。

(特定事業の着手の届出)

第14条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定 事業に着手したときは、規則で定めるところにより、 その旨を市長に届け出なければならない。

(土砂等の搬入の届出)

- 第15条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定 事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で 定めるところにより、当該土砂等の採取等場所ごとに、 当該土砂等が当該採取等場所において採取等が行われ たものであることを証する書面を添付して、市長に届 け出なければならない。
- 2 前項の場合において、搬入しようとする土砂等に、製造された物若しくは加工された物又はこれらの物に付着し、若しくはこれらの物と混合していた物(以下「製造物等」という。)を含むときは、規則で定めるところにより、当該土砂等が環境基準に適合していることを証する書面を添付しなければならない。ただし、土壌の汚染のおそれがないと市長が認めた場合は、この限りでない。

(環境基準に適合しない土砂等の報告)

第16条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定 事業区域に環境基準に適合しない土砂等があることを 確認したときは、直ちに、市長にその旨を報告しなければならない。

(帳簿への記載)

第17条 第9条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等に供した土砂等の搬入の日付、採取等場所、数量その他の規則で定める事項を帳簿に記載しなければならない。

(関係書類等の閲覧)

第18条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定 事業の施行を管理する事務所において、当該特定事業 が施行されている間、当該特定事業に関しこの条例の 規定により市長に提出した書類の写し及び前条の帳簿 を公衆の閲覧に供しなければならない。

(標識の掲示等)

- 第19条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定 事業区域の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る特 定事業が施行されている間、氏名又は名称、現場を管 理する者の氏名その他の規則で定める事項を記載した 標識を掲げなければならない。
- 2 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業 区域と当該特定事業区域以外の区域との境界にその境 界を明らかにする表示をしなければならない。

(緊急時の措置命令)

- 第20条 市長は、第9条の許可を受けた者に対し、当該許可に係る特定事業に供された土砂等の崩落等による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定事業を停止し、又は当該特定事業に供された土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。(無許可事業者に対する撤去命令等)
- 第21条 市長は、第9条又は第12条第1項の許可を受けないで特定事業を行った者に対し、当該特定事業に供された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(特定事業の完了等)

- 第22条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定 事業を完了し、廃止し、又は休止したときは、規則で 定めるところにより、その旨を市長に届け出なければ ならない。ただし、当該特定事業を休止した場合にあ って、当該休止の期間が2月未満であるときは、この 限りでない。
- 2 前項の場合(休止した場合を除く。)において、当該 特定事業が製造物等を含む土砂等を供したものである ときは、規則で定めるところにより、当該許可に係る

- 特定事業区域内の土壌検査を行い、その結果を市長に 届け出なければならない。
- 3 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該 届出に係る特定事業が環境基準に適合しているかどう かについて確認し、その結果を当該届出をした者に通 知しなければならない。

(地位の承継)

- 第23条 第9条の許可を受けた者が当該許可に係る特定 事業の全部を譲り渡し、又は同条の許可を受けた者に ついて相続、合併若しくは分割(当該許可に係る特定 事業の全部を承継させるものに限る。)があったとき は、その特定事業の全部を譲り受けた者又は相続人、 合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人 若しくは分割により当該許可に係る特定事業の全部を 承継した法人(以下「譲受人等」という。)は、当該 許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継す る。
- 2 前項の規定により第9条の許可を受けた者の地位を 承継した者は、規則で定めるところにより、その事実 を証する書面を添付して、その旨を市長に届け出なけ ればならない。

(許可の取消し等)

- 第24条 市長は、第9条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。
  - (1) 第7条第2項若しくは第3項、第20条又は第25条 の規定による命令に違反したとき。
  - (2) 不正の手段により第9条又は第12条第1項の許可を受けたとき。
  - (3) 第11条第2号から第5号までのいずれかに該当しなくなったとき。
  - (4) 第12条第1項の規定により許可を受けなければ ならない事項を同項の許可を受けないでしたとき。
  - (5) 第14条から第19条まで又は第22条第2項の規定 に違反したとき。

(取消し等に伴う措置命令)

第25条 市長は、前条の規定により許可を取り消したとき、 又は停止を命じたときは、期限を定め原状回復その他 必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(関係書類等の保存)

第26条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定 事業について第22条第1項の規定による完了若しくは 廃止の届出をした日又は第24条の規定による取消しの 通知を受けた日から5年間、当該特定事業に関しこの 条例の規定により市長に提出した書類の写し及び第17 条の帳簿を保存しなければならない。

#### 第5章 雑則

(報告の徴収)

第27条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、 埋立て等を行う者に対し、当該埋立て等の状況その他 必要な事項に関し報告を求めることができる。

(立入検査)

- 第28条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、 その職員に、埋立て等を行う者の事務所若しくは事業 場又は埋立て等をしようとする場所若しくは埋立て等 をした場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検 査させ、関係者に質問させ、又は検査の用に供するの に必要な限度において土砂等を無償で収去させること ができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を 示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、 これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に 関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第6章 罰則

- 第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の 懲役又は100万円以下の罰金に処する。
  - (1) 第7条第2項若しくは第3項、第20条、第21条、 第24条又は第25条の規定による命令に違反した者
  - (2) 第9条又は第12条第1項の規定に違反して特定 事業を行った者
- 第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下 の罰金に処する。
  - (1) 第15条又は第22条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
  - (2) 第16条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下 の罰金に処する。
  - (1) 第14条、第22条第1項又は第23条第2項の規定に よる届出をせず、又は虚偽の届出をした者
  - (2) 第26条の規定に違反して、同条に規定する書類の 写し又は帳簿を保存しなかった者
  - (3) 第27条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告

をした者

- (4) 第28条第1項の規定による検査若しくは収去を 拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳 述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用 人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、 前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、 その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例の施行の際、現に特定事業を行っている者又はその譲受人等は、この条例の施行の日から起算して 6月間は、第9条の許可を受けないで、その特定事業 を行うことができる。その者がその期間内に同条の許可の申請をした場合において、当該申請について許可 又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

### 6. 中津川市が設置する一般廃棄物処理施設に 係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に 関する条例

平成21年9月30日条例第32号

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第9条 の3第2項(同条第8項により準用する場合を含む。 以下同じ。)の規定に基づき、同条第1項に規定する 一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第7項 に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、市長が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果及び法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類(以下「報告書等」という。)の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書(以下「意見書」という。)の提出の方法を定めることにより、一般廃棄物処理施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者に、意見書を提出する機会を付与することを目的とする。

(対象となる施設の種類)

- 第2条 報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、法第8条第1項の一般廃棄物処理施設(以下「施設」という。)とする。 (縦覧の告示)
- 第3条 市長は、法第9条の3第2項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書等を縦覧に供する場所(以下「縦覧の場所」という。)及び期間(以下「縦覧の期間」という。)のほか、次の各号に掲げる事項を告示するものとする。
  - (1) 施設の名称
  - (2) 施設の設置場所
  - (3) 施設の種類
  - (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
  - (5) 施設の能力(施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
  - (6) 実施した生活環境影響調査の項目 (縦覧の場所及び期間)
- 第4条 縦覧の場所は、次の各号に掲げる場所とする。
  - (1) 中津川市役所
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が指定する場所
- 2 縦覧の期間は、告示の日から1月間とする。 (意見書の提出先等の告示)
- 第5条 市長は、法第9条の3第2項の規定により施設の

設置又は変更に関し利害関係を有する者は意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出 期限その他必要な事項を告示するものとする。

(意見書の提出先及び提出期限)

- 第6条 意見書の提出先は、次の各号に掲げる場所とする。
  - (1) 中津川市役所
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が指定する場所
- 2 前条の規定による告示があったときは、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、第4条第2項の 縦覧の期間が満了した日の翌日から起算して2週間を 経過する日までに、市長に意見書を提出することがで きる。

(環境影響評価との関係)

第7条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は岐阜県環境影響評価条例(平成7年岐阜県条例第10号)に基づく環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、第3条から前条までに定める手続を経たものとみなす。

(他の市町村との協議)

- 第8条 市長は、施設の設置又は変更に関する区域が、次の各号のいずれかに該当するときは、関係市町村の長に報告書等の写しを送付し、当該市町村における縦覧等の手続の実施について協議するものとする。
  - (1) 施設を他の市町村の区域に設置するとき。
  - (2) 施設の敷地が他の市町村の区域に渡るとき。
  - (3) 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に他の市町村の区域が含まれているとき。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に 関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 7. 中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例

平成29年3月28日条例第7号

改正 令和2年9月23日条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、中津川市環境基本条例(平成14年中津川市条例第18号)第3条の規定と再生可能エネルギー発電事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、再生可能エネルギー発電設備の適正な整備及び維持管理を図り、もって市内の貴重な森林、農地等の良好な自然環境及び住民が安心して生活できる住環境の保全並びに潤いのある豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 中津川市の豊かな自然環境、安全安心な生活環境及び特色ある景観は、市民の長年にわたる努力により形成されてきたものであることに鑑み、市民共通のかけがえのない財産として、現在及び将来の市民がその恵沢を享受することができるよう、地域住民の意向を踏まえて、その保全及び活用が図られなければならない。

(定義)

- 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意 義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち太陽光をエネルギー源とするもの(送電に係る電柱等を除く。)をいう。
  - (2) 事業 再生可能エネルギー発電設備を設置し、 発電を行う事業(木竹の伐採、切土、盛土、埋土 等の造成工事を含む。)をいう。
  - (3) 事業者 事業を行う者をいう。
  - (4) 事業区域 事業を行う一団の土地(継続的又は 一体的に事業を行う土地を含む。)をいう。
  - (5) 森林 森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 2 条第 1 項に規定する森林をいう。
  - (6) 農地 農地法 (昭和 27 年法律第 229 号) 第 2 条第 1 項に規定する農地をいう。
  - (7) 自治会 その区域に事業区域を含む地方自治法 (昭和22年法律第67号)第260条の2に規定する 地縁による団体その他これに類する団体をいう。
  - (8) 近隣関係者 事業区域に隣接する土地又は建築物を所有する者をいう。
  - (9) 土地所有者 再生可能エネルギー発電設備が設置された土地の所有者、占有者又は管理者をいう。
  - (10) 利害関係団体等 自治会、近隣関係者その他 の事業の実施に関して、直接利害関係がある者を いう。

(市の責務)

- 第4条 市は、第2条に定める基本理念にのっとり、こ の条例の適正かつ円滑な運用を図らなければならない。 (事業者の責務)
- 第5条 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、中 津川市の豊かな自然環境、安全安心な生活環境及び特 色ある景観に十分配慮し、自治会の住民及び近隣関係 者(以下「自治会等」という。)に対して事業計画に

ついて十分説明し、事業区域の周辺の住民との良好な 関係を保つよう努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、第2条に定める基本理念にのっとり、 市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力す るよう努めなければならない。

(抑制区域)

- 第7条 市長は、災害の防止、良好な自然環境等の保全 及び再生可能エネルギー発電設備の地域との共生の ため、再生可能エネルギー発電設備の設置について特 に配慮が必要と認められる区域を抑制区域として規 則で指定することができる。
- 2 事業者は、抑制区域を事業区域に含まないように努 めなければならない。

(適用を受ける事業)

第8条 この条例の規定は、発電出力が10キロワット 以上の事業に適用する。ただし、建築基準法(昭和 25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物 の屋根、壁面、屋上、事業所等の敷地内に設置される など、自然環境、生活環境及び景観に影響を与えない と市長が認めたものを除く。

(自治会等への説明)

- 第9条 事業者は、事業を施行しようとするときは、第 11 条第1項の規定による届出を行う前に、自治会等 に対し、事業内容等に関する説明会を開催するものと する。
- 2 事業者は、第11条第2項の規定による変更の届出 を行う前に、自治会等に対し、事業内容等の変更に関 する説明会を開催するものとする。ただし、事業内容 等の変更が軽微で市長が説明会の開催を要しないと 認めたときは、この限りでない。
- 3 事業者は、自治会等の理解が得られるように努めな ければならない。

(協定の締結)

- 第10条 事業者は、前条第1項の規定による説明会の後、第11条第1項に規定する届出を行う前に、利害関係団体等と書面による協定を締結しなければならない。ただし、利害関係団体等が、事業者の協定締結の求めに対し正当な理由がなく協定の締結に応じない場合は、この限りでない。
- 2 事業者は、前項の協定を締結した後に事業の内容を 変更しようとする場合は、利害関係団体等と改めて協 議し、前項の協定を見直さなければならない。
- 3 事業者は、再生可能エネルギー発電設備を第三者に 譲渡し、又は貸し付けようとする場合は、譲り受ける 者又は借り受ける者に対し、前2項の規定により締結 した協定の効力を継承させなければならない。

(事業の届出)

- 第11条 事業者は、法第9条第1項の規定による認定 の申請を行う前に、規則で定める事項を市長に届け出 て、市長と協議しなければならない。
- 2 事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更が 生じたときは、規則で定めるところにより、速やかに その旨を市長に届け出て、市長と協議しなければなら ない。ただし、変更が規則で定める軽微なものである ときは、この限りでない。

(事業の着手等の届出)

第12条 事業者は、再生可能エネルギー発電設備の設置工事の着手、完了、中断又は再開をしたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(事業の確認)

第13条 市長は、前条の規定による完了の届出があっ

たとき又は必要があると認めるときは、第 11 条の規定による届出について、立入調査その他の方法により事業が適切に行われているかどうかを確認するものとする。

(標識の設置)

- 第14条 事業者は、事業区域内の外部から見やすい場所に規則で定める事項を記載した標識(以下「標識」という。)の掲示を行い、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 標識の掲示期間は、事業の開始時(土地の開発造成 の工事を行わない場合は、第12条に規定する工事の 着手時)から事業を廃止し、再生可能エネルギー発電 設備を撤去し、当該設備の適正な処分が終了した日ま でとする。
- 3 事業者は、標識の掲示内容に変更が生じたときは、 速やかに当該掲示内容を修正し、その旨を市長に届け 出なければならない。

(適正な管理)

第15条 事業者は、規則に定める管理基準を遵守し、 当該再生可能エネルギー発電設備を適正に管理しな ければならない。

(事業の廃止等)

- 第16条 事業者は、事業を廃止しようとするときは、 当該事業を廃止する日の30日前までに市長に届け出 なければならない。
- 2 事業者は、事業を廃止したときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)、環境省が示す太陽光発電施設のリサイクル等の推進に向けたガイドライン、その他関係法令等に基づき、速やかに当該再生可能エネルギー発電設備を撤去し、適正な処分を行わなければならない。(報告及び立入調査)
- 第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に事業区域に係る土地に立ち入り、当該事業に関する事項について調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入調査をする市の職員は、その 身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければ ならない。

(指導、助言又は勧告)

- 第18条 市長は、必要があると認めるときは、事業者 に対して、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行 うことができる。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて必要な措置 を講ずるよう勧告することができる。
  - (1) 第 11 条及び第 12 条の規定による届出をせず、 又は虚偽の届出をした者
  - (2) 第 11 条の規定による協議を得ずに事業に着手した者
  - (3) 第14条の規定による標識を設置しなかった者
  - (4) 第15条に規定する適正な管理を怠った者
  - (5) 前条第1項の規定による報告若しくは資料の 提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の 提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、 妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定によ る質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁 をした者
  - (6) 前項の規定による指導又は助言に正当な理由がなく従わなかった者

(公表)

- 第19条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を公表することができる。
- 2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、 あらかじめ当該事業者に意見を述べる機会を与えな ければならない。

(事業者が所在不明等となった場合における特例)

第20条 事業者が所在不明となった場合又はその組織 を解散した場合においては、当該土地所有者が事業者 と異なる者である場合に限り、土地所有者を当該再生 可能エネルギー発電設備の所有者とみなして、第16 条から前条までの規定を適用する。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で 定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日 (以下「施行日」 という。) から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に事業を完了している事業 者及び事業に着手している事業者は、施行日から 60 日以内に第8条に規定する届出及び第10条に規定す る届出(該当する者に限る。)を行わなければならない。ただし、中津川市太陽光発電設備設置に関する取 扱要綱(平成27年12月17日決裁)第5条の規定による届出を行っている者を除く。
- 3 施行日から 60 日を経過する日までに事業に着手する事業者は、施行日から 60 日以内に第8条に規定する届出及び協議、第9条に規定する自治会等への説明並びに第10条に規定する届出(該当する者に限る。)を行わなければならない。ただし、同要綱第5条の規定による届出を行っている者を除く。
- 4 同要綱による届出は、第8条の規定による届出とみ なす。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第3条第1号の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に事業に着手した事業者は、この条例の規定による改正後の中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例(以下「新条例」という。)の規定に係わらず、この附則に特別の定めがあるものを除き、なお従前の例による。
- 3 前項の規定に係わらず、施行日前に事業に着手した 事業者で、この条例の施行の際に現に事業を行ってい る者には、新条例第14条の規定を適用する。
- 4 第2項の規定に係わらず、施行日前に法第9条第1項に規定する申請を行った事業者で、施行日以後に再生可能エネルギー発電設備の設置工事に着手する者は、新条例第9条、第10条、第11条、第12条及び第14条の規定を適用する。この場合において、新条例第11条第1項中「法第9条第1項の規定による認定の申請を行う前に」とあるのは、「令和3年5月31日までに」と読み替えるものとする。
- 5 前2項の規定に係わらず、事業者には、新条例第 15条及び第16条の規定を適用する。

### 8. 騒音に係る環境基準の地域類型の指定

(中津川市告示 第18号)

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第2項の 規定により、騒音に係る環境基準について(平成10年 環境庁告示第64号)の地域の類型ごとに指定する地域 を次のとおり定める。

平成 24 年 3 月 30 日

中津川市長 青山 節児

地域の類型	該当地域	
A	騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3	
	条第1項に基づく規制地域(以下「指定地	
	域」という。)のうち、同法第4条第1項に	
	基づく区域の区分(以下「区域区分」とい	
	う。) が第1種区域である地域及び区域区分	
	が第2種区域である地域のうち都市計画法	
	(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規	
	定に基づき第1種中高層住居専用地域又は	
	第2種中高層住居専用地域として定められ	
	た地域	
В	指定地域のうち、区域区分が第2種区域	
	である地域のうち、A類型に該当する地域	
	以外の地域	
С	指定地域のうち、区域区分が第3種区域	
	及び第4種区域である地域	

### 備考

都市計画法第8条第1項の規定により定められた工業専用地域は、該当地域から除く。

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

## 9. 騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指 定及び特定工場等において発生する騒音の 規制基準の設定

(中津川市告示 第19号)

騒音規制法 (昭和 43 年法律第 98 号) に基づく騒音の 規制地域及び規制基準を次のとおり定める。

平成 24 年 3 月 30 日

中津川市長 青山 節児

(騒音の規制地域)

第1条 騒音規制法第3条第1項に規定する特定工場 等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発 生する騒音について規制する地域は、別表に掲げる地域 とする。

(特定工場等に係る騒音の規制基準)

第2条 騒音規制法第4条第1項に規定する時間の区 分及び区域の区分ごとの規制基準は、次の表のとおりと する。

時間の区分	昼間 (午前8時 から午後7 時まで)	朝夕 (午ら前年 (からまで 7 時年 (年) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	夜間 (午後11時 から翌日の 午前6時ま で)
第1種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	60デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

(区域の区分)

- 第3条 前条に規定する区域の区分ごとの規制基準を 適用する区域は、別表に掲げるとおりとする。
- 2 市長は、前条に規定する区域の区分ごとの規制基準 を適用する区域を示す図面を、生活環境部環境政策課 において一般の縦覧に供する。

### 別表

区域の区分	地域
第1種区域	東町四番、五番、東宮町八番、日の出町五 番、中津川のうち字鳥居及び字竹ケ端の各 全部
	中川町三番から五番まで、北野町四番、宮前町一番、二番、中津川のうち字大西、字北野、字上金、字大明神、字山の田、字口一色、字下沢、字上金往還上、字新田、字島田、字井の下、字細山、字洞田、字野畔、字法導寺、字井の上、字原、字恵下、字大久後、字松田、駒場のうち字安森、字町裏、字角田、字大岩、字大平、字大峡、字後洞、字松源寺、手賀野のうち字上巾及び字東原の各一部
第2種区域	北野町一番から三番まで、中川町一番、二番、宮前町三番、えびす町七番、東宮町二番から七番まで、西宮町二番、三番、五番、八幡町一番から四番まで、昭和町、花戸町、日の出町一番から四番まで、中津川のうち

字丸山、字子野、字地蔵堂、字妙ケ峯、字 塞の神、字高橋、字中切、字中島、字正ケ 根、字天王平、字餅穴、字杉ケ沢、苗木、 瀬戸、落合、神坂、飯沼、手賀野のうち字 中沼、字原、字斧戸、坂下のうち字上鐘、 字樋ケ沢、字谷、字松源地、字島井田、字 八幡、字時鐘、字赤田、字矢渕、字下平、 字樺の木、字上外、字二股、字高峰平、字 高峰山、字井汲、字成栗、字法力屋、字堀 懸、字新谷、字新田、字切田、字道垣外、 字向山、上野のうち字上外、字下外、字大 沼、字丸根、字西田、字椛ノ木、字山田、 加子母のうち字杉ケ平、字アハラ、字中筋、 字起シ、字上下島、字下モ木戸、字池ノ上、 字大沼、字花ノ木、字田尻、字池ノ森、字 森ノ外、字山木戸、字堂垣戸、字神ノ木、 字高ボタ、字洞、字西、字西下モ屋、字下 モ屋、字小和知野、字起垣戸、字辻、字小 松屋、字小立、字森、字辻屋、字寄木、字 中畑、字室屋、字溝畑、字石飛、字籠薮、 字横井、字岩屋、字稲場、字鎌井野、字野 尻、字浅島、字生湯、字小島、字多谷、字 清水、字正外野、字梅ノ木、字高屋、字炭 焼渡、字北垣戸、字宮下、字中屋、字落田、 字差出、字柳平、字郡上島、字下島、字井 上、字田ノ頭、字牧戸、字起野、字万才池、 字鳥洞、字平垣戸、字亀屋、字宮下脇、字 岩倉、字下番田、字宮下、字上垣、字宮洞、 字栃本、字米野、字岩野、字起畑、字尾岩、 字竹ノ越、字中下、字尾城、字福崎、字中 島、字田口前、字長島、字鍛冶屋田、字古 薙、字諸田、字岩泉、字森泉、字林垣戸、 字吉田、字酒屋、字田ノ上、字小平、字袮 宜屋、字井垣戸、字桑名屋、字太田、字藤 井、字豊島、字三沢、字白谷、字井尻、字 藤ノ木、字宮脇、字八幡、字五斗蒔、字堀 田、字岩田、字外谷、字小瀬、字桜ノ木、 字松ノ木瀬、字吉原、字飯島、字砂場、字 金本、字西ノ上、字尾山、字野中、字下吉 本、付知町のうち字猪ケ馬場、字島畑、字 宮島、字分田、字御堂垣戸、字平作垣戸、 字大起、字宮ノ上、字紙漉垣戸、字槙立、 字下タ野、字護山、字樋口、字御堂後、字 倉屋、字向山、字池島、字小草場、字武佐 原、字万場、字端小屋、字巾垣戸、字広島 野、字柏洞、字澤渡、字竹端、字屋敷垣戸、 字田ノ上、字上野、字下タ向、字葦原、字 田尻、字谷端、字橋詰、字槙ケ平、字暮鐘、 字蘭木、字岩屋、字山本、字曽利免、字富 田、字藤山、字下井戸、字大西、字山手、 字飛羅、字柿ケ下、字大ケ平、字廣谷、字 尾ケ平、字下タ平、字長峰、字ツヅラヤブ、 字龍野、字諸田、字口田、字新田、字中屋、 字向畑、字小栗山、字下夕屋、字野、字立 ノ神、字野中、字大野、字櫛下、字島田、 字菓子上、字堀端、字石鋪、字寺畑、字大 新田、字林、字松葉、字中田、字寺山、字 木ノ下、字桜田、字田ノ尻、字野尻、字笠 屋、字黒川、字河原、字熊倉、字廣野、字 中畑、字大畑、字長手、字百田、字吉原、 字堀田、字清吉畑、字馬道、字起、字吉本、 字宮ノ越、字児安沼、字白沢、字安楽満、

字中段、字水上、字松原、字小林、字洞垣 内、字立林、字鳥屋脇、字中野、字倉柱、 字正ケ脇、田瀬、下野、福岡、高山、蛭川 のうち字櫻本、字中切、字笹場、字殿塚、 字下海渡、字尾越、字棚田、字鳩吹、字旗 巻淵、字坊之前、字下澤及び字岩谷の各全 部

中川町三番から五番まで、北野町四番、宮 前町一番、二番、中津川字大西、字連理、 字北野、字上金、字口一色、字一色、字野 中、字地毛名、字下実戸、字厩の下、字下 沢、字起、字上金往環上、字新田、字山の 田、字島田、字井の上、字井の下、字細山、 字洞田、字野畔、字法導寺、字原、字恵下、 字大久後、字松田、字尾外岩、字坊垣外、 字前山、阿木、駒場のうち字大道上、字大 岩、字大平、字大峡、字後洞、字松源寺、 字上宿道上、字上宿道下、字西山、手賀野 のうち字上巾、字下巾、字島崎、字狐塚、 字東原、字円通寺、字西沼、字会所沢、字 小向井、千旦林、茄子川、坂下のうち字保 ケ山、字小田、上野のうち字上中尾、字下 中尾、川上のうち上平、森平、タハタ、奥 屋、加子母のうち字牧、字神田向、字島、 字谷向、字山下、字小和知東、字渡場、字 吉本、字向、字渡合、字上平、字向畑、字 木曽越、字桑原、字村上、字神田、字須母 田、字正元、字角田、字坂本、字中山、字 薙野、字上垣戸、字下中島、字池田、字板 ノ木、字吉金、付知町のうち字下浦、字高 畑、蛭川のうち字稲舟、字今洞、字柏ケ根、 字岩久良、字矢柱、字奈良井、字樺瀬、字 長瀞、字岩伏、字東下澤、字一ノ瀬、字鳥 澤、字田原、字宮ノ前、字新田、字弓場、 字上野木、字奥渡、字押手、字向山、大字 山口及び大字馬籠の各一部

第3種区域

小川町一番、桃山町一番、二番、栄町、太 田町一丁目から三丁目まで、新町、淀川町、 東町一番から三番まで、東宮町一番、えび す町一番から六番まで、津島町、柳町、本 町一丁目から四丁目まで、西宮町一番、四 番、駒場町二番から四番まで、かやの木町 一番、二番、八幡町五番、六番、駒場字青 木、坂下のうち字大門、字町平、字宮ノ前、 字島平、字上握、字下握及び字下島の各全 部

小川町二番、駒場町一番、かやの木町三番、中津川のうち字下川原、字連理、字野畔、字下沢、字起、字野中、字島田、字法導寺、字井の上、字井の下、字一色、字松田、字新田、字上金往還上、字上金、字山の田、字大明神、駒場のうち字安森、字町裏、字角田、字大道上、字後洞、字上宿道上、字上宿道下、字大平、手賀野のうち字下巾、字上巾、字島崎、字狐塚、字西沼、字会所沢、字小向井、字円通寺、千旦林のうち字横打、字山堺、茄子川字中垣外、坂下のうち字徳野及び字大沼の各一部

第4種区域 | 桃山町三番、駒場字京田、坂下のうち字和

合、字上新田、字下新田、字相沢、字中之 垣外、字下高辺、字上高辺、字小田垣外、 字島、字大岩、字中原、字上原及び字前平 の各全部

小川町二番、駒場町一番、中津川のうち字 島田、字洞田、字尾外岩、駒場のうち字安 森、字大道上、手賀野字下巾、茄子川字中 垣外及び坂下字西高辺の各一部

#### 備考

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

# 10. 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する区域の指定

(中津川市告示 第20号)

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する 基準に係る告示(昭和43年厚生省・建設省告示第1号) 別表第1号の規定により指定する区域を次のように定 める。

平成24年3月30日

中津川市長 青山 節児

騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準の設定に関する告示(平成24年3月30日中津川市告示第19号)第1条により指定された地域のうち次に掲げる地域

- 1 騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準の設定に関する告示第3条第1項に定める区域の区分(以下「区域区分」という。)が、第1種区域、第2種区域及び第3種区域である地域
- 2 区域区分が第4種区域のうち、学校教育法(昭和 22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉 法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定す る保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条 の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定す る診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館 法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定す る図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号) 第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の 周囲のおおむね80メートルの地域

#### 備考

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

# 11. 自動車騒音の限度に係る指定地域内における区域の区分の指定

(中津川市告示 第21号)

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成12年総理府令第15号)の別表備考の規定により、a区域、b区域及びc区域を次のように定める。

平成 24 年 3 月 30 日

中津川市長 青山 節児

区域	該当地域	
a 区域	1 騒音第1種区域である地域	
	2 騒音第2種区域のうち、都市計画法	
	(昭和43年法律第100号) 第8条第1項	
	の規定により、第1種中高層住宅専用地	
	域又は第2種中高層住居専用地域とし	
	て定められた地域	
b区域	騒音第2種区域である地域(a 区域である	
	地域を除く。)	
c 区域	騒音第3種区域又は騒音第4種区域であ	
	る地域	

#### 備考

この表において「騒音第1種区域」、「騒音第2種区域」、「騒音第3種区域」及び「騒音第4種区域」とは、それぞれ、騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準の設定に関する告示(平成24年3月30日中津川市告示第19号)第3条第1項に規定する第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域をいう。

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

## 12. 振動規制法に基づく振動の規制地域の指 定及び特定工場等において発生する振動の 規制基準の設定

(中津川市告示 第22号)

振動規制法 (昭和 51 年法律第 64 条) に基づく規制地域及び規制基準を次のとおり定める。

平成24年3月30日

中津川市長 青山 節児

(振動の規制地域)

第1条 振動規制法第3条第1項の規定により、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域として指定する地域(以下「指定地域」という。)は、騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準の設定に関する告示(平成24年3月30日中津川市告示第19号)第1条に定める地域とする。

(特定工場等に係る振動の規制基準)

第2条 振動規制法第4条第1項の規定により、指定地域における特定工場等において発生する振動の規制 基準は、次のとおりとする。

区域の区分		昼間	夜間
種別	該当地域	(午前8時 から 午後7 時まで)	(午後7時 から 翌日午前 8時まで)
第1種 区域	騒音 は 騒音 は 関語 は の の の の の の の の の の の の の	60デシベル	55デシベル
第2種 区域	区域区分が、第3 種区域及び第4種 区域である地域	65デシベル	60デシベル

#### 備考

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

## 13. 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域の指定

(中津川市告示 第23号)

振動規制法施行規則 (昭和 51 年総理府令第 58 号) 別表第1付表第1号の規定により指定する地域を次のとおり定める。

平成 24 年 3 月 30 日

中津川市長 青山 節児

振動規制法に基づく振動の規制地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準の設定に関する告示(平成24年3月30日中津川市告示第22号)第1条の規定により指定された地域のうち次に掲げる地域

- 1 騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準の設定に関する告示(平成24年3月30日中津川市告示第19号)第3条第1項に定める区域の区分(以下「区域区分」という。)が、第1種区域、第2種区域及び第3種区域である地域
- 2 区域区分が、第4種区域のうち学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規 定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育 所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条

第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートル以内の地域

#### 備考

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

# 14. 自動車振動に基づく振動の規制基準に定める区域の区分等の指定

(中津川市告示 第24号)

振動規制法施行規則 (昭和51年総理府令第58号) 別表第2備考1の規定により市長が定める区域及び同表備考2の規定により市長が定める時間の区分を次のとおり定める。

平成24年3月30日

中津川市長 青山 節児

#### 1 区域

(1) 第1種区域

振動規制法に基づく振動の規制地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制 基準の設定に関する告示(平成24年3月30日中津川市告示第22号)第1条の規定により 指定された地域(以下「指定地域」という。) のうち騒音規制法に基づく騒音の規制地域の 指定及び特定工場等において発生する騒音の 規制基準の設定に関する告示(平成24年3月30日中津川市告示第19号)第3条第1項に定める区域の区分(以下「区域区分」という。) が、第1種区域及び第2種区域である地域

#### (2) 第2種区域

指定地域のうち、区域区分が第3種区域及び 第4種区域である地域

2 時間

昼間 午前8時から午後7時まで 夜間 午後7時から翌日午前8時まで

#### 備考

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

# 15. 悪臭防止法に基づく悪臭物質の排出規制地域の指定及び悪臭物質の規制基準の設定

(中津川市告示 第25号)

悪臭防止法(昭和46年法律第91号)第3条の規定により工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出(漏出を含む。)を規制する地域(以下「規制地域」という。)及び同法第4条第1項の規定により特定悪臭物質の規制基準を次のように定める。

平成 24 年 3 月 30 日

中津川市長 青山 節児

1 規制地域 市内全域

#### 2 規制基準

(1) 工場その他の事業場の敷地の境界線の地表に おける規制基準

, , ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
アンモニア	1 ppm
メチルメルカプタン	0.002ppm
硫化水素	0.02ppm
硫化メチル	0.01ppm
二硫化メチル	0.009ppm
トリメチルアミン	0.005ppm
アセトアルデヒド	0.05ppm
プロピオンアルデヒド	0.05ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm
イソブチルアルデヒド	0.02ppm
ノルマルバレルアルデヒド	0.009ppm
イソバレルアルデヒド	0.003ppm
イソブタノール	0.9ppm
酢酸エチル	3ppm
メチルイソブチルケトン	1ppm
トルエン	10ppm
スチレン	0.4ppm
キシレン	1ppm
プロピオン酸	0.03ppm
ノルマル酪酸	0.002ppm
ノルマル吉草酸	0.0009ppm
イソ吉草酸	0.001ppm
	メチルメルカプタン 硫化メチル 二硫化メチル ニリメチルアシアセルデールデールデールデールデールデールデールデールデールデールデールデールデール

(2) 工場その他の事業場の煙突その他の気体排出 施設から排出される特定悪臭物質の当該排出施 設の排出口における排出基準

ア 次の式により算出する特定悪臭物質(メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類ごとの流量とする。

 $q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$ 

「この式において、q、He 及び Cm は、それ ぞれ次の値を表すものとする。

- q 流量(単位 温度零度、圧力一気圧の状態 に換算した立方メートル毎時)
- He イに規定する方法により補正された排出 口の高さ(単位 メートル)
- Cm (1)に規定する特定悪臭物質ごとの値(単

位 百万分率)

ただし、イに規定する方法により補正された 排出口の高さが5メートル未満となる場合に ついては、この式を適用しないものする。

イ 排出口の高さの補正は、次の算定により行うも のとする。

He = Ho + 0.65 (Hm + Ht)

$$Hm = \frac{0.795\sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

 $Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \text{Log J} + \frac{1}{J} - 1)$ 

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} (1,460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}) + 1$$

これらの式において、He、Ho、Q、V 及び T は、それぞれ次の値を表すものとする。

He 補正された排出口の高さ(単位 メートル)

Ho 排出口の実高さ(単位 メートル)

- Q 温度 15 度における排出ガスの流量(単位 立方メートル毎秒)
- V 排出ガスの排出速度(単位 メートル毎 秒)
- T 排出ガスの温度(単位 絶対温度)
- (3) 工場その他の事業場から排出される排出水に 含まれる特定悪臭物質の当該事業場の敷地外に おける規制基準

次の式により算出する特定悪臭物質(アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類ごとの排出水中の濃度とする。ただし、メチルメルカプタンについては、算出した排出水中の濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。

 $C_{Lm} {=}\, k {\times} C_m$ 

- この式において、C<sub>Lm</sub>、k 及び Cm は、そ れぞれ次の値を表すものとする。

- C<sub>Lm</sub> 排出水中の濃度(単位 1リットルにつきミリグラム)
- K 次表の第2欄に掲げる特定悪臭物質の 種類及び同表の第3欄に掲げる当該事業 場から敷地外に排出される排出水の量ご とに同表の第4欄に掲げる値(単位 1リ ットルにつきミリグラム)
- C<sub>m</sub> (1) に規定する特定悪臭物質ごとの値 (単位 百万分率)

	メチルメル	0.001m³/s以下の場合	16
1	カプタン	0.001m³/sを超え、0.1m³/s以下の場合	3. 4
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	0.1m³/sを超える場合	0.71
		0.001m³/s以下の場合	5.6
2	硫化水素	0.001m³/sを超え、0.1m³/s以下の場合	1.2
		0.1m³/sを超える場合	0. 26
	硫化メチ	0.001m³/s以下の場合	32
3	19元 1	0.001m³/sを超え、0.1m³/s以下の場合	6.9
	<i>\\</i>	0.1m³/sを超える場合	1.4
	ニ硫化メ	0.001m³/s以下の場合	63
4	ー加ルノ	0.001m³/sを超え、0.1m³/s以下の場合	14
	<i>, , , ,</i>	0.1m³/sを超える場合	2.9

### 備考

.。 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

中津

川 市



中津川市側から見た笠置山

令和3年度版 中津川市の環境 (令和2年度実績報告)

編集発行 中津川市環境水道部環境政策課

〒508-8501

中津川市かやの木町2番1号

電 話(0573)66-1111

FAX (0573) 65-7626

E-MAIL kankyo@city.nakatsugawa.lg.jp